

皇孫於是脫離天磐座。排分天八重雲。稜威道別道別而天降之也。果如先期。皇孫則到筑紫日向高千穗櫛觸之峰。其猿田彥神者。則到伊勢之狹長田五十鈴川上。即天鈿女命隨猿田彥神所乞。遂以侍送焉。

果如先期とは。平田翁云。上に由出迎ひ坐る時の言に。天神之子當に筑紫日向高千穗櫛觸之峰云々と白し給へる事の。違はぬ由なり。とあり。○其猿田彥神者。則到伊勢之狹長田五十鈴川上。右の問對に依に。皇大神の御幽契の御事に依て。天八達之衢より別れて。一先伊勢には到着しなかりけり。其は記傳に。垂仁天皇二十五年。五十鈴宮御鎮坐の所に。天照大神始自天降之處也。と云事。甚々心得難かりしを。近き頃思得たり。先初に猿田彥神の答に。吾先啓行云々。天神之子則當に筑紫日向。吾則應に到伊勢。と申給へる。抑皇御孫命の。日向國に降坐むに。其啓行の神の。伊勢にしも降給ふ事。深き所以有り。豊受宮儀式帳に。天照坐皇大神。度會乃伊須々乃河上爾。大宮供奉爾時。大長谷天皇御夢爾誨覺賜久。吾高天原坐豆。見志麻岐賜志處爾。志都真利坐奴。云々と有り。斯れば此御靈鏡を。後遂に此地に鎮坐しめむとは。大御神御自。高天原にして。預てより所念設たる事なり。然れば猿田彥神の啓行なから。此伊勢に到給ふも。拾遺に。初在天上。預結幽契。衢神先降。深有以矣。と見えたる如く。本より此由縁ある故に。此御靈鏡を。終に鎮坐へき處へ。先導送り奉らむ爲なり。故其御天降

の時に。皇御孫命に附副ひて。此御鏡を戴齋奉れる御從神は。彼啓行神の導の任に。自然先此伊勢國に降着しなり。始自天降とは。此時の事なりけり。若然らずは。日向國へ降玉ふ皇御孫命の啓行神の。伊勢へ降給はむ事。何の由も無く。徒ならずや。借右の如く。此御鏡は先伊勢に降着給ひしを。日向に著玉へる。皇御孫命の御許に。送奉り置て。猿田彥神は御暇を賜りて。又伊勢に歸著給ひしなり。と云れたるは。實に美たき説なり。なほ儀式帳に。皇大神御遷幸の御事を申せるに。百船乎。度會國。佐古久志呂。宇治家田々上宮坐支。爾時宇治大内人仕奉。宇治土公等遠祖。大田命乎。汝國名何問賜支。是川名佐古久志留。伊須々乃川止申。是川上好大宮地在。申云々。と見えたるを。世記には。猿田彥神奇宇治土公祖大田命云々。と有を以て。其幽契ある事を知へし。○隨猿田彥神所乞云々。重胤云。上に因日發顯我者云々と。先に申させ給へる是なり。此に就て思ふに。猿田彥神より。天鈿女命に。送り給はるへき由を乞玉へるは。實は皇大神の御靈を。供奉らして。まつ伊勢國に御坐へき由を。云進め給へるにてこそは有けめ。然も有んと思ふ事は。古事記に。其御天降の後の事にて。故爾詔天宇受賣命。此立御前所仕奉。獲田彥大神。專所顯申之汝送奉。と有は。其神の乞し給へるにてはなく。皇御孫命の大御心を以。詔ふなり。然れば記なるは後の事。此なる遂以待送焉と云は。先の事にて。已く皇祖天神の天命を以。皇大神と天鈿女命とは。其神の白させ玉へる任に。天八達之衢より道を別て。伊勢には天降しめ給へるにて。自別々なる御事なるを。一に説は。大なる誤にてそ

有へかりける。記傳にも。此事を論れたれども。紀記の上に於て。互に一は省かりて。傳りつる故に。然異説に見ゆる事なるを。考漏されたりと云り。

時皇孫勅<sup>ニ</sup>天鈿女命<sup>ニ</sup>曰。汝宜<sup>以</sup>所顯神名<sup>ニ</sup>爲<sup>カ</sup>姓氏<sup>ト</sup>焉。因賜<sup>ニ</sup>猿女<sup>ト</sup>君<sup>ト</sup>之號<sup>ト</sup>。故猿女君等<sup>ヲ</sup>男女皆呼爲<sup>レ</sup>名<sup>ト</sup>。此其緣也。高胸。此云<sup>ニ</sup>多歌武娜<sup>ト</sup>娑歌。頗傾也。此云<sup>ニ</sup>歌矛志<sup>ト</sup>。

時皇孫勅天鈿女命曰云々。本に曰字なし。今永享本丹龜本に從て補ふ。右に注る如く。猿田彦神は。伊勢に送奉らして。此は日向宮に仕奉らせざるが故に。天鈿女命をして。其神の仕奉る事を相承て。令<sup>ニ</sup>仕奉<sup>レ</sup>給へる較略なり。さるは記に。此立<sup>ニ</sup>御前<sup>ニ</sup>所<sup>ニ</sup>仕奉<sup>レ</sup>猿田毘古神者。專所<sup>ニ</sup>顯申<sup>レ</sup>之汝送<sup>レ</sup>奉。亦其神御名者。汝負<sup>レ</sup>仕奉。是以猿女君等。負<sup>ニ</sup>其猿田毘古之神名<sup>ト</sup>。而云々。と見えたる。其事を記傳に。凡て名を負と云は。他人の名にまれ。物名に在れ。取て己か名に著を云ふ。其名を負持つ由なり。仕奉るは。皇朝に仕奉るにて。即後まて有る猿女の職是なり。さて是は猿田毘古神射つから皇朝に侍て。仕奉り玉ふへきを。此神は幽契ありて。罷退て。伊勢に坐へきか故に。宇受賣命此神の代として。其御名を負持て。近世に身の代を。名代と云は。此義によく當れり。仕奉れと詔ふなり。汝負<sup>ニ</sup>其神御名<sup>ト</sup>とは云すして。其神御名者。汝負<sup>レ</sup>仕奉。とある語勢に。心を著て

能々味ふへし。其神の代には。汝仕奉れと詔ふ意自含めり。と云れたるか如く。こゝに以<sup>ニ</sup>所顯神名<sup>ト</sup>爲<sup>ニ</sup>姓氏<sup>ト</sup>。と詔へる。即其意なり。○姓氏を。本にカハ子と訓るに就て心得あり。加婆禰はもと。其家の職名を云稱なり。後には家々の氏に屬て云名目とされし。其もとは職名なり。此事こゝに云。されとこゝにては。職名にもあらず。只後世の稱號のやうなる物にて。猿田彦神の猿と云名を取て。我稱號にせよ。と詔へるにて。即猿女と云る號是なり。さるは後世の如く。此時未臣下に。姓氏を賜ふなどの制あらざりければ。記に其神御名者。汝負<sup>レ</sup>仕奉。とある如く。たゞ名とあるへきなり。上に云る如く。凡て名を負とは。他人の名にまれ。物名にまれ。取て己か名につくるを云。然るを。爲<sup>ニ</sup>姓氏<sup>ト</sup>。と云。こゝに云く書れたるは。當昔の時世の風に。書取れたりし者とこそ見えたり。拾遺には。細書して。以<sup>ニ</sup>所顯神名<sup>ト</sup>爲<sup>ニ</sup>姓氏<sup>ト</sup>。今彼男女皆號爲<sup>ニ</sup>猿女君<sup>ト</sup>。此緣也。と有て。注文の如くなるを思ふに。此も其類にて。後より書加たるものなるへし。然るは。紀中賜<sup>レ</sup>姓と云事は。垂仁紀二十三年に。湯河板舉に。賜<sup>レ</sup>姓曰<sup>ニ</sup>鳥取造<sup>ト</sup>とある。是始なり。其二十二年に。野見宿禰に。改<sup>ニ</sup>本姓<sup>ト</sup>謂<sup>ニ</sup>土部臣<sup>ト</sup>と有を見れば。此より以前にも。姓氏を賜ふ事は有と雖。神代に係て云むは。餘なる事共なるへし。記傳にも。此は漢文を修ろはれたるに就て。古意の主とある所を失へり。此記と合せて曉るへし。且此文には心得ぬ事あり。先上には姓氏と云て。下には號と云。忽違へり。と云れたり。また信友云。上古はよろつおほらかに。姓氏などいふ事も。さはやかなる制はあらず。事狀にて。職名の如く。又嘉號の如く稱たるを。子孫に傳へて。後遂に姓氏とせる例あれば。これも其趣にてありけるを。大らかに語り繼ぎ。書も傳へたるものもあるに依て。其を漢文に修ひ記さるゝに。文の調はて。古傳の主を失へるものなるへし。他の古書とも考へ合せて曉るへし。と云り。此亦さる説なり。○猿女君之號。猿女は氏。は戸なり。さて右にも云る如く。其始はたゞ稱號なるか。後に君と云言をも加へ

て。遂にさたかなる。氏姓とは成れるなり。信友云。猿女君と云るは。其子孫の女子をも。世々に猿女を召して。神樂の職供奉らしめ給ひけるほどに。後に加婆禰を給ひて。猿女君と召されたるに依て。さたかに姓氏とはなれるにて。古事記其餘の書とも。猿女君と云る處は。後の猿女君氏の。人等を指て云るなり。と云り。さて猿田彦の猿を取り。かの猿がう態に取れるには非ず。思ひまかふ事勿れ。女は此氏も。女の仕奉る職名なるを以いふ。さて君は。後に云加婆禰なれば。ここに預る事なく。此はたゞ賜猿女之號。とのみあるへきに。紀のみならず。記又拾遺にも。君字を記れたるは。凡て尸は。此世々に替て。賜はれる例多かれと。此氏のみは。後世まで君の尸なれば。言馴れて自ら。君も氏の如く成れるなり。故何れも君字を添て。云るものと見えたり。拾遺に。中臣齋部二氏云々。猿女君氏云々とあり。これ中臣齋部には尸をいはず。女に字を添て云へり。されは此も例によらば。猿女氏とあるへきものなるを思ふへし。さて此氏の事に付て。記傳に云れたる説もあれと。彼五部の神の子孫。天武天皇の御世に。姓を給ひ。姓氏録にも出されたれと。但し此中に。鏡作氏のみ。猿女命は女神にて。其裔の猿女氏は。女のみ其氏を負て。男の仕奉る事なき姓なる故に。天武天皇の御世に。姓を給へる事なく。姓氏録にも。此氏は出されず。然ればとて。此姓必しも子孫に非されとも。是職業を相嗣て。仕奉る女等を。猿女君と號て。細女命を祖神とせるにや有む。と云れたる説は。更に證とは爲かたし。下に信友説を引。さて平田翁云。其職業は拾遺に。神武天皇段に。猿女君氏供神樂之事とある。是第一の職にて。次には鎮魂祭の儀なり。此も同書に。凡鎮魂之儀者。天細女命之遺跡。然則御巫之職。應任舊氏。而今所選不諭。他

氏。所遺九也。とあるにて知へし。武藏云。猿女命の職業の。後まで大嘗會鎮魂祭などに見えたる事とも。記傳に引れたり。信友云。天細女命之遺跡云々とは。鎮魂祭の時の神樂に。御巫の字氣稱を覆せて云々して仕奉り來れるは。高天原にて天照大神の御宿禰の時。細女命の神樂仕奉りて。招出し奉れる。尊くめてたき儀を。遺跡のまゝに。代々相嗣て仕奉り來れる由なり。もはら漢文のまゝに鎮魂之儀とは意得へからず。また舊氏とは。細女命の裔の。猿女君氏にて。ここに。主と其氏の女子。拾遺を奏進れる頃。既にかく舊氏を任せず。他氏を任給ふ事と成れりき。然るを頼聚三代格に。弘仁四年十月の太政官符に。應貢猿女之事とて。右得從四位下行左中辨兼攝津守小野朝臣野主等。解備。猿女之興。國史詳矣。其後不絶。今猶現存。此文と。拾遺の應任舊氏云々と相照して。猿女君氏の正しき家の在けることは著明なり。又猿女養田。在近江國和邇村。山城國小野郷。今小野野。和邇部臣等。既非其氏。被供猿女。熱搜事緒。上件兩氏。貪人利田。不顧耻辱。拙吏相容。無加督察也。亂神事於先代。穢氏族於後裔。積日經年。恐成舊貫。望請。令所司嚴加捉搦。斷用非氏。然則祭祀無濫。家門得正。謹請官裁者。搜檢舊記。所陳有實。右大臣宣。奉勅。宜改正之者。仍兩氏。猿女。從停廢。定猿女公氏之女一人。進縫殿寮。隨缺即補。以爲恒例。と格給ひてそ。舊氏を任る事とは成れり。其は西宮記に。猿女依縫殿寮。解内侍奏。補之。とある裏書に。貢猿女之事。弘仁四年十月廿八日。猿女公氏之女一人。進縫殿寮。延喜廿年十月十四日。昨尙侍令奏。縫殿寮申。以於菟田。福貞子。請爲菟田海子死缺替。云々。天曆九年正月廿五日。右大臣令奏。縫殿寮申。被給官符。於大和近江國氏人。令差進猿女三人死缺替。云々と有にて知へし。按に。かく舊氏を任る事となれるは。前に拾遺も然る事におもほし坐し。下にも心着て。野。さて稗田は。大和國の地名にて。天武紀に見えたり。師云。今添上郡に。稗田村あり。此地なる主等のこと奏せるに依れる事にそ有へき。さて稗田は。大和國の地名にて。天武紀に見えたり。師云。今添上郡に。稗田村あり。此地なる云り。其本家は。此地に住けむ故に。即て其地名を復姓として。猿女稗田公と稱しを。便にまかせて。

直に稗田とのみ稱るならむ。姓氏録には。此氏を出されねど。姓名録には見えたり。弘仁私記序に。

天鈿女命後也。と有れば。錯なき氏なり。古事記序に。稗田阿禮とあるは。決く此氏人なり。武郷云。阿禮を女

として。猿女なりと云れたる説は。甚しき非なり。女を單に舍人と云事あるへくもあらず。さてまた。此氏人の縫殿寮に司らるゝ事は。彼寮は。女王及内外命

婦。官人名帳考課を。掌る官なればなり。取と云れたるは然説なり。○猿女君等。こは後の猿女君氏

の人等を。指て云なり。○男女皆呼爲名。記には。負其猿田毘古之神名。而男女呼猿女君之事是也。

とあり。普通本には誤りあり。今は。山田以文校本にしたかふ。さて信友云。猿女氏の本末をとりすへて。證し考るに。まづ鈿女命。夫神

に配て。武郷云。夫神は知かたし。生せる女子のありて。主と猿女の職仕奉て。繼々に仕奉り。さて其生せる男子と

もは。別に妻を娶りて。猿女の氏人にてあるか中に。其族の別れて。出きたる氏のありて。かの稗田

阿禮も。其族の中の氏人なるへし。武郷云。山田以文の記る。諸社祠官系と云ものに。能登國珠洲郡三島。舟木大宮司の系と

て。須々神社。高座宮。須々神社。金分宮。木花開耶姫命。人王九代社御草創。猿女君友春。其

子友澄。文祿四死。其子友永。慶安二死。其子友繁。元祿六死。其子友治。天和三死。其子友親。享保十七死。其子友胤。享保二吉田殿執奏。ニテ。從

五位叙。元文元死。と云る系圖あり。さて始祖友春の下に。系譜焼失。故先代不知。と記せり。また能登國名勝志にも。須津比古神社。神代よ

り御座坐。崇神天皇に御草創。昔は三崎の郷三十貫神主。大宮司權。また猿女氏は。舊仕奉る職名を以て。稱へる氏名な

るを。後に加婆禰をまたひて。女子も男子も。猿女君と稱ひ。女子の其職仕奉るうへにては。猿女と

稱例なりしとそ聞えたる。抑この猿女の事はしも。いと殊なる神代の古實の。遺跡のまゝなる例なれ

は。尋常おしなへての。世嗣の例を以て。疑をなして。とかく論ふべきにあらず。と云れたる然る説な

り。然るを記傳に。男女皆と云ることいかゞ。其故は男女皆呼ことば。萬姓の常なり。いつれの姓かは然らざらむ。殊更に云へき事にあらず。且此説は。女に局れる事とおほしく。男に猿女君と云ることは。諸の書に見えたることなし。故思ふに。此は男のみならず。女も

と云意にて。實は女を云むためにはあれども。かにかくに。男を云るはいたつらなるのみならず。事違ひてうきこゆる。と云れたるは。此氏

を女にのみ限りて負へるものと。思惑はれたる説なり。此氏女を本にてはあれど。亦其族の男にも云號となれりしを。記紀にも拾遺にも。

弘く記したるものなり。此は實に。尋常の世嗣の例を以疑ふべきに非ずかし。さて本に名を君と爲り。其に就て記傳云。此は猿田毘古神の名を取て。

爲るなれば。猿女と云こそ主なれ。君と云はたゞ尊稱のみにて。此の由縁に關れる事には非るを。そ

の主とある猿女をは略きて。たゞ君と呼ことを云るは。何の由そや。故思ふに。本は是も呼爲猿女

君とありけむ。上にも猿女君等とある故に。煩はしと思ひて。後人の生さかしらに。猿女二字を削れ

るにこそあらめ。と云れたるは。然る言なから。拾遺には。皆號爲猿女君とあり。活字本又元々集本ともに。君を名と

作り。名は上に號とあるに同じく。猿女君の名と云ふことになれば。いとよく通えたり。故今改めつ。

續紀十四。天平十四年八月の下。太秦公之名。と云る處の考證に。名金澤本堀本作。姓。雄略紀云。十五年秦氏云々。賜姓曰。禹都麻佐。姓氏錄

番別。太秦公宿禰。及秦忌寸條載之。賜姓作。賜號。案號猶。名。即謂。姓也。神龜元年二月。詔其貢而可。仕奉。姓名賜。勝寶三年二月。紀。

遂絶。骨名之緒。爲無源之氏。又姓氏錄。名。大雀臣。貢。岸田臣

號。賜。名賀佐。賜。號。島田臣。之類並可。證。とあるをも思ふへし。

追加

猿女氏

猿女氏を男も名乗て。朝廷に奉仕りしことは。上に云る如くなるか。此頃政事要略を見しに。又々其證とおほしきを見出したれば。ここに擧ぐ。同書八十四糺彈雜事廿四。伊賀國百姓解申進雜愁大事。合若干條下に。云々一審讀申。右少史猿女副雄。右中辨大伴宿禰國道。少辨藤原朝臣村田。弘仁十三年七月廿二日。とあり。本に猿を授に誤れり。此處此人名三所見えたり。これうつなく猿女氏なり。

# 日本書紀通釋卷之十八

飯田武郷謹撰

第二一書

一書曰。天神遣<sub>ニ</sub>經津主神武甕槌神<sub>ヲ</sub>。使<sub>レ</sub>平定葦原中國。時<sub>ニ</sub>二神曰<sub>ク</sub>。天有<sub>ニ</sub>惡神<sub>一</sub>。名曰<sub>ク</sub>天津甕星<sub>ト</sub>。亦名<sub>ク</sub>天香々背男<sub>ト</sub>。請<sub>フ</sub>先誅<sub>ニ</sub>此神<sub>一</sub>。然後<sub>ニ</sub>下撥<sub>ニ</sub>葦原中國<sub>一</sub>。是時<sub>ニ</sub>齋主神號<sub>ニ</sub>曰齋之大人<sub>一</sub>。此神今在<sub>ニ</sub>乎東國<sub>一</sub>。穢取之地也。

天神は。天照大神高皇產靈尊を。ひろく申せるなり。舊事紀に。天照大神高皇產靈尊。遣<sub>ニ</sub>經津主神武甕槌神<sub>一</sub>とあり。○天有惡神。ここに天と云るは。大空を云るにて。後に此國にて。語り傳へたる時の語を以て。談れるにて。例多かる事なり。然れば天飛天翔などの天と同く。後の語り言にて。經津主神武甕槌神の。天に坐せる當時。大空を天と云るには。あるへからず。○天津甕星。名義。本書の香々背男の下に解り。○請先誅此神云々。重胤云。本書には。此星神の事。大己貴神の。八十限に隠れ玉へる後の事と爲るを。此一書の趣は。然らず。先誅<sub>ニ</sub>此神<sub>一</sub>。然後<sub>ニ</sub>撥<sub>ニ</sub>葦原中國<sub>一</sub>と有て。前後に大なる違あり。此書の趣に因ていはく。二神の天降坐す中天に。星神ありて。天神の御趣げに順ひ奉らさりしかは。其言向をは。倭文神建葉槌神に託

て。事向<sup>ツ</sup>しめて。二神は其に係列<sup>カケツラ</sup>はせ給はず。直に出雲國へ。天降らせ玉ふとして。出立す首途の祭事を。行はせ玉ふなり。故に建葉槌命は。大己貴神に。問給ふ方の事に預からせ玉はぬも。中天に止り玉ひしか故なり。と云り。山蔭に。此星神の事かく申せるはかりにて。其の誅ひたる事のなきはいか。是時齋主神云々。とつきたるも聞えず。其下に既而といへる言もきこえず。彼是を以思ふに。是時の上に。星神を誅ひたる事。又齋主神の事をいふへきよしの事なとありしか。其文どもの脱たるにそあらむ。と云れたれと然らず。星神を誅ひたる事は。本書にも出たれば。それに譲りて。齋主神の御事跡<sup>ミコト</sup>上にうつれるなり。○是時は。使<sup>シ</sup>平定葦原中國とある。其の時の事なり。○齋主神とは。重胤云。まつ上古に。軍の首途。また國治めに立つ時は。必ず其の道の口<sup>ミチノクチ</sup>にして。忌<sup>イヒヒ</sup>を居る。神祇を齋ひ祭りて。行く先きの平安を祈る事なり。此等の事は。記なる黒田宮段に。大吉備津日子命。與<sup>ニ</sup>若建吉備津日子命二柱相副而。於<sup>ニ</sup>針間<sup>ハシ</sup>。冰河之前。居<sup>ニ</sup>忌<sup>イヒヒ</sup>。而。針間爲<sup>ニ</sup>道<sup>ミチ</sup>。口<sup>クチ</sup>。以<sup>テ</sup>言<sup>フ</sup>。向和吉備國也。と見え。又水垣宮段に。大毘古命罷<sup>ニ</sup>往<sup>ニ</sup>於高志國<sup>ニ</sup>之時云々。於<sup>ニ</sup>丸<sup>ワカ</sup>。通坂<sup>スツカ</sup>。居<sup>ニ</sup>忌<sup>イヒヒ</sup>。而罷<sup>リ</sup>。往<sup>ニ</sup>見<sup>ル</sup>。此<sup>ニ</sup>事<sup>ニ</sup>見ゆ。軍の首途には。必其主將たる人の。齋主と爲りて。神を祀祭る例なりしなり。肥前風土記に。三根郡有<sup>ニ</sup>神社<sup>ニ</sup>。名曰<sup>ク</sup>物部<sup>モノベ</sup>。經津主神<sup>ノ</sup>。曩昔小墾田宮御宇。豊御食炊屋姫天皇。令<sup>テ</sup>來<sup>リ</sup>目皇子征<sup>ニ</sup>伐新羅<sup>ニ</sup>。于時皇子奉<sup>レ</sup>勅<sup>リ</sup>到<sup>リ</sup>於筑紫<sup>ニ</sup>。乃遣<sup>リ</sup>物部<sup>モノベ</sup>。若宮部<sup>ニ</sup>。立<sup>テ</sup>社<sup>ヲ</sup>於此村<sup>ニ</sup>。鎮<sup>メ</sup>祭其神<sup>ヲ</sup>。因曰<sup>ク</sup>物部郷<sup>ニ</sup>とあるは。此齋主神を祀れるなり。されは今。經津主神。葦原中國を平定玉ふ大將軍として。出立玉ふ首途にて。射ら齋主

となり。忌<sup>イヒヒ</sup>を居て。神祇を祭り玉ふなり。さて齋とは。清潔にして。神を祀る事と。物を鎮め平定る事とを兼たり。されは齋主神と申すも。神を齋ひ祀ると。猛威を震ひて。葦原中國を平定ると。二義を兼たる職號なり。此時未經津主神の御名にはあらず。神武紀に。勅<sup>ニ</sup>道臣命<sup>ニ</sup>。令<sup>テ</sup>以<sup>テ</sup>高皇產靈<sup>ニ</sup>。朕親爲<sup>ニ</sup>齋<sup>ニ</sup>。用<sup>テ</sup>汝爲<sup>ニ</sup>齋主<sup>ニ</sup>とあるを以<sup>テ</sup>職號なる事を知へし。と云れたり。なほ次に云。○號曰<sup>ク</sup>齋之大人<sup>ニ</sup>。本に曰<sup>ク</sup>字なきを。丹鶴本安倍本にあるに従る。山蔭云。齋主とは。其時の其職をさして言ひ。齋之大人とは。其齋主たりし神號をいへるなり。其は經津主神。此祭を總掌りて。其大人たりしを以。世に此神を齋之大人と號して。即此神の號の如くなりしなり。かくて齋主といふは。即齋之大人の約りたる稱にして。後にはすへて。祭の大人たる人を。齋主といひて。其職號となれるを。武繩云。此説聊たかへり。すへての祭の大人たる者を。齋主と云ることなし。祭主また神主など云ること。一に見られたるは非なり。こゝには其後の職號をまつ舉て。其時の齋主たりし神は。世に齋之大人と號せし神なりき。と云るなり。神名を言はざるは。當時齋之大人といへは。經津主神の號の如くなりし故に。それとしられしなり。されは概取<sup>カブ</sup>に祀る御名をも。たゞ齋主神とのみ。古書にも舉て。神名をは申さざるなり。と云れたる如し。上にも云る如く。齋主は職號。齋之大人は當時の神名なるか。後には職號の方却りて。概取の神名と成る也。されは此に。此神を齋之大人と申すは。自其齋を物爲玉へるなるを。祝祠に。香取坐伊波比主命とあるは。祭られ給へる御名にて。主客の相違有と知へし。かくて記傳に。黒田宮段。水垣宮段に。軍の首途の處に。居<sup>ニ</sup>忌<sup>イヒヒ</sup>。而。有<sup>ニ</sup>。凡て國言向に。出立つ道<sup>ミチ</sup>。口<sup>クチ</sup>にして。必爲る行事にて。行先平安<sup>イササキヤス</sup>て。言向竟む事を鎮ひ祈るなるへし。偕<sup>イ</sup>其<sup>ノ</sup>を。唯居<sup>ニ</sup>忌<sup>イヒヒ</sup>。而とのみ云て。神を祭とも何とも云ざるは。古

神を祭て祈る事を。居忌<sup>イヒ</sup>と云たりけん。と云れたる説に就て。なほ考るに。事に就て首途するに。必軍神を祭るは。經津主神に始りたる神事にして。神武天皇に定りたる由縁。上に云るか如し。記傳に云れつる如く。古神を祭て祈る事を。居忌<sup>イヒ</sup>と云けんか。此は神武紀に。自<sup>イハ</sup>此始有<sup>イハ</sup>嚴<sup>イハ</sup>之<sup>イハ</sup>置<sup>イハ</sup>とあれば。此御世に始れる神事なる事。云も更なり。但經津主神の。齋之大人と在て。其祭祀を物爲させ玉へりける御有状は。如何なりけん。今知るべきよしなし。と云れたるはさることながら。彼神武御世なるも。天神の御訓に隨ひて。天香山の社中の土を取て。種々の忌<sup>イヒ</sup>を造り。高皇產靈神を軍神と忌ひ崇めて。諸の名稱をさへに。嚴某と定め玉へるを通し思へは。此御時の祭祀の有状も。大凡には知らるべきかことし。かくて思ふに。齋主と申す事は。齋<sup>イヒ</sup>主の略かりたる御名ならんも知かれし。たゞに齋主とのみ心得ては。大凡の神祭の。神主祭主祝部など。まかひやすきか如きこと。此はなほよく考へし。○東國とは。上野國碓日嶺より。東なる諸國を總て云稱なり。然云言の本は。景行紀に。逮<sup>イハ</sup>于碓日坂。時日本武尊每有<sup>イハ</sup>下顧<sup>イハ</sup>弟橘媛<sup>イハ</sup>之情。故登<sup>イハ</sup>碓日嶺。而東南<sup>イハ</sup>之望。三歎曰。吾孀者耶。故因號<sup>イハ</sup>山東諸國<sup>イハ</sup>曰<sup>イハ</sup>吾孀國<sup>イハ</sup>とあり。記には碓日坂を。足柄山とせり。異傳なり。○檝取は。和名抄に。下總國香取<sup>加止</sup>郡香取郷とある是なり。檝は。和名抄舟具に。和名加連とある字なるを。此に加に用たるは。古加連を加と。許も云しにや。總國風土記に。檝取東限<sup>加止</sup>大高山。西限<sup>加止</sup>草川。南限<sup>加止</sup>大豆。北限<sup>加止</sup>國府湊とあり。平田翁云。處の古老説に。香取郷を古くは大なるか知らず。さて神宮のあり。神名式に。同郡香取神宮<sup>名神大月</sup>と載され。名神祭式には。香取神宮一坐とある地を以。飯甲山と云ふと。

り。偕上に云る。齋之大人は。此神今在<sup>イハ</sup>東國檝取之地とあるにて。經津主神なること知られたり。其は春日祭詞に。香取坐伊波比主命と見え。拾遺に經津主神を。今下總國香取神是也。とあるなど以知へし。さて此神檝取宮に坐し。又武甕槌神は。常陸國鹿島宮にます。しか此神等の。東國に坐々するよしは。平田翁云。武甕槌神經津主神二神の。妖神等を平け逐ひ玉へる状は。國內盡く逐ひ平つ。漸々に常陸國へ。逐集め逐及<sup>イハ</sup>まして。此處の浦より。遂に外國の遠き境へ遣給ひし故に。此國邊に御靈を留め。宮を造らしめて。本體は天上に復命したまへるにそ有ける。と云れたり。本體の天上に復命し玉へる事由は。常陸風土記。信太郎條に。古老曰。天地權輿。草木言語之時。自<sup>イハ</sup>天降來。神名稱<sup>イハ</sup>普津大神。巡<sup>イハ</sup>行葦原中津國。和<sup>イハ</sup>平山河荒櫻之類。大神化道已畢。心存<sup>イハ</sup>歸<sup>イハ</sup>天。即時隨身器仗。俗曰伊川乃<sup>イハ</sup>甲戈楯。及所<sup>イハ</sup>執玉珪。悉脫履留<sup>イハ</sup>置茲地。即乘<sup>イハ</sup>白雲。還昇<sup>イハ</sup>蒼天。とある文にて知られたり。

既而二神。降<sup>イハ</sup>到出雲。五十田狹之小汀。而問<sup>イハ</sup>大己貴神曰。汝將以<sup>イハ</sup>此國奉<sup>イハ</sup>天神耶。以<sup>イハ</sup>不<sup>イハ</sup>對曰。疑之。汝二神非<sup>イハ</sup>是吾處來者。故不<sup>イハ</sup>須<sup>イハ</sup>許也。

既而は。上の使<sup>イハ</sup>平<sup>イハ</sup>定葦原中國の文を承て見るへし。○疑之。本に之字なし。脱たるものなるへし。今永享本に従て補ふ。さて二神の天神の御使と云をもときて。然には非し。吾處に來れるには有まじと。疑しく所思すよしなり。其由は。次に云。○故不須許也。此文いと疑しきを。強て考るに。本書にも。數々

云る如く。大己貴神本より。大義をは知し召て坐ますか上に。穗日命の言をも。聞看し納れて坐ますを。今かく二神に。非<sub>ニ</sub>吾處來者<sub>一</sub>など。知<sub>ル</sub>ぬ顔つくりて。答白玉ふへきよしなし。二神の天神の御使なる事は。あくまでも知しめしては坐々<sub>セ</sub>。按ふに二神は。天つ御使の威勢を示せて。其動靜を試み玉はむとの。御態を坐けむ。かの五十田狭之小汀にて。十握釵を抜て。地に倒に植て。其鋒端に照たまへるさまなど。しか見えたり。平田翁云。さるは此時二神に。事馴たる天夷鳥命の副てあれは。大國主神の御心のほどは。聞知玉ひつらめと。己命等の親しみて。知玉へるに非されは。若底に仇なむ心を。秘し持てや有むと心をおきて。まつ天御使の威勢を示せて。其動靜を試みけむは。是また二神の武き神性にたりては。誠然もあるへき事にこそと云れたるも。さることなり。故大己貴神も。天御使なることは知しめしつゝも。然はかり比類なき御功績ありて。大國主と坐すを。二神の威勢をのみ示せて。仰も勞<sub>チキヤ</sub>ひ敬ひ玉ふありさまのなかりし故に。其不禮を答めて。まつはかく詔へるものなるへし。然れども後には。互に御心打和きて。問答ありける。其終に大己貴神より。天神に乞申し玉ふ事ありて。此事は。二神も尤なりと。思玉ふか故に。還昇りて。其状をは報告し給ひけむかし。如此見されは。此處いかにしても通えず。其は次々にわかまふるを見て知へし。

於是經津主神。則還昇報告。時高皇產靈尊乃還遣二神。勅大己貴神曰。今者聞汝所言。深有<sub>ニ</sub>其理<sub>一</sub>。故更條々而勅之。夫汝所治顯露之事。宜是吾孫治之。汝則可以治神事。

於是經津主神の下。武甕槌神の四字。貞丈校本にあり。○聞汝所言深有<sub>ニ</sub>其理<sub>一</sub>。重胤云。汝所<sub>レ</sub>言と云に。右の疑之<sub>ニ</sub>二神非<sub>ニ</sub>是吾處來者<sub>一</sub>。故不<sub>レ</sub>須<sub>レ</sub>許也。の言を聞食て。何ぞ深有<sub>ニ</sub>其理<sub>一</sub>とは詔給ふへからむ。條理を裁<sub>コトアワサ</sub>斷つ程の言も無きに。何をか深有<sub>ニ</sub>其理<sub>一</sub>とは。詔下さるへき。故次に條々而勅之。と有を以て。大己貴神より。天神の御許に。申させ給へる御事に。條々の有けむを受けて。其申し玉ふ所に隨ひて。行下させ給ふ。大御政御坐ける御事を。見奉り知へきなり。今其條々を計へ見るに。第一條には。夫汝所<sub>レ</sub>治顯露之事。宜是吾孫治之。汝則可以治神事。とある是なり。第二條には。又汝應<sub>レ</sub>住天日隅宮者。今當<sub>ニ</sub>供造<sub>ニ</sub>云々。又供<sub>ニ</sub>造百八十縫之白楯<sub>一</sub>。と有る是にて。即古事記の文に。大己貴神の御答に。此葦原中國者。隨<sub>レ</sub>命既献。但僕住所者。如<sub>ニ</sub>天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢<sub>一</sub>。而治賜者云々。と見えたる。即天上にて天穗穗耳尊の。天津日繼所知食し御坐す。宮殿の如く爲て。治させ給はるへき由を。請奉らせ玉へるにて。此第二條は。其大宮の狀を以て。大己貴神の天日隅宮をは。令<sub>レ</sub>造給ふへき由の。御返事なり。第三條には。又當<sub>レ</sub>主<sub>ニ</sub>汝祭祀者<sub>一</sub>。天穗日命是也。と見えたる是なり。此三條を以て。治させ給はらん事を。皇祖天神の御許に。請奉らせ玉ふ其如く制可し。詔下させ給へるを以て。右に擧たる。記の文の所在を知へく。且は二神の。大己貴神の言を持って。天上に還昇らせ玉へる時をも。知へきなり。是此に記を抄出で。少か愚見を述る所以なる者なり。天神本紀には。右の疑之<sub>ニ</sub>二神非<sub>ニ</sub>是吾處來者<sub>一</sub>。故不<sub>レ</sub>須<sub>レ</sub>許也。十六字を書きすして。文を列ねたるは佳し。口訣に。深有<sub>ニ</sub>其理<sub>一</sub>者。以答<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>疑<sub>一</sub>。以答<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>と云て。大己貴神をしも。不<sub>レ</sub>疑<sub>ニ</sub>神<sub>一</sub>と爲る如きは。言に斷たる曲説なり。大己貴神の深意を。本より委しくも探らざりければ。強事たらざる事を得ず。



云れたるは。然説なり。かく見されは。此の文意。更に明らめかたし。○條々は。物を一々にわけて  
 詔ふなり。即ち右の三條にて。細目は七條なり。○汝所治顯露之事は。此神の大八洲國を。經營固め  
 て。大國主神と成坐し。世を治め坐る。萬の御政事をいふ。其は次なる神事に對へて。顯露はれたる  
 事なればなり。さて顯露をアラハニと訓るは。下に顯露此云阿羅幡貳と。訓注あればなり。平田翁  
 云。阿羅幡貳とある貳は。辭の爾を行りて。加へたること。決ければ除きつ。常にアラハとこそ  
 はいへ。辭ならてアラハニと云言は。かつて有る事なければなり。然るを祝詞考に。貳は利に通ひて。  
 アラハリの事なり。と云れしは信かたし。と云り。此説ざる事とはさこえたれど。諸本何れも貳字  
 吾字纂疏に 平田翁云。此は高皇產靈尊の御言なから。天照大神の詔を受けて。勅ふ所なる故に。かく詔り。  
 は皇とありまた唯に親しみて。詔へる。と云り。文義は口訣に。汝所治顯露之事者。造國治天下。以宜奉皇孫也。兼  
 御言と見むも。惡からし。と云り。退て。神事を治めよとの勅定なり。とあるかことし。○可以治神事は。神事は。下に幽事とあるに同じ。  
 俱抄に。顯露之事云々。王道はあらはなり。天下を治るのあらはなる事をは。皇孫に附與して。汝は  
 退て。神事を治めよとの勅定なり。とあるかことし。○可以治神事は。神事は。下に幽事とあるに同じ。  
 天神本紀に。汝則可<sub>三</sub>以知<sub>三</sub>幽神之事。と有を以思ふに。顯露之事に對へて。おきし字なれば。此所も  
 幽神之事と。四字にてありけむを。後に寫し脱せるものなるへし。そはともあれ。纂疏に。神事則冥  
 府之事。と言れたるか如く。現事顯事の對にて。神の爲し行ひ玉ふ事業にて。現人神を輔相奉らせ玉  
 ふ。御所爲を申せり。さるは天神御子の。現人神と御坐て。所知食す御政に並て。大國主神の。天日

隅宮に御坐して。行はせ玉ふ御政是なり。重胤云。世中の治亂興廢は。更にも云はず。人身の吉凶禍  
 福の類。誰か成すともなくして。自然に止事を得へからずして。其所に至るなん。本より此大神の御  
 心にて御坐ける。其は崇神天皇七年詔曰。中今當<sub>三</sub>朕世。數有<sub>三</sub>災害。恐朝無<sub>三</sub>善政。取<sub>三</sub>咎於神祇。耶。蓋<sub>下</sub>  
 命<sub>三</sub>神龜<sub>一</sub>以極<sub>中</sub>致<sub>レ</sub>災<sub>一</sub>之所由<sub>上</sub>也云々。是時神<sub>三</sub>明憑<sub>三</sub>倭<sub>一</sub>迹々日百襲姫<sub>命</sub>曰。天皇何憂<sub>三</sub>國之不<sub>レ</sub>治也。若能  
 敬<sub>三</sub>祭我<sub>一</sub>者。必當<sub>三</sub>自平<sub>一</sub>矣。我<sub>レ</sub>是倭國<sub>三</sub>域内所居神<sub>一</sub>。名爲<sub>三</sub>大物主神<sub>一</sub>。時得<sub>三</sub>神語<sub>一</sub>。隨<sub>レ</sub>教祭祀。下と所見た  
 る。此大物主神と共に。大己貴神の御坐す由は。大三輪三社鎮坐次第を引て。已に注せるか如し。是  
 世中の治亂興廢はしも。幽事に因れる的證なり。又其四十八年に。天皇勅<sub>三</sub>豐城命<sub>一</sub>活目尊曰。汝等二子。  
 慈愛<sub>レ</sub>共齊。不<sub>レ</sub>知<sub>三</sub>島<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>嗣。各宜<sub>レ</sub>夢。朕以<sub>レ</sub>夢占<sub>レ</sub>之。二皇子於<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>命。淨沐而祈寐。各得<sub>レ</sub>夢也。會明兄  
 豐城命。以<sub>三</sub>夢辭<sub>一</sub>。奏<sub>三</sub>于天皇<sub>一</sub>曰。自登<sub>三</sub>御諸山<sub>一</sub>。向<sub>レ</sub>東而八廻<sub>レ</sub>弄槍八廻<sub>レ</sub>繫刀。弟活目尊以<sub>三</sub>夢辭<sub>一</sub>。奏言。自登<sub>三</sub>  
 御諸山之嶺。繩<sub>三</sub>繩<sub>一</sub>。逐<sub>三</sub>食<sub>一</sub>粟雀。則天皇相<sub>レ</sub>夢謂<sub>三</sub>二子<sub>一</sub>曰。兄則一片向<sub>レ</sub>東。當<sub>レ</sub>治<sub>三</sub>東國<sub>一</sub>。弟悉臨<sub>三</sub>四  
 方。宜<sub>レ</sub>繼<sub>三</sub>朕位<sub>一</sub>。と見えたる。此二皇子共に。御諸山に登らせ玉へる夢を以て。奏させ給へるは。即  
 其大神に。祈らせ玉へるなり。此御夢を以て。天日嗣を定奉らせ玉へる事は。謂ゆる幽事の御定に。  
 因らせ玉へる者にして。是人身の吉凶禍福。共に其大神の御心に因る事を。見奉り知へき確證になむ。  
 若て記玉垣宮段に。品牟都和氣命の御事を。是子八拳鬚至<sub>三</sub>于心前<sub>一</sub>。眞事登波受。中是天皇患賜而御  
 寢之時。覺<sub>三</sub>于御夢<sub>一</sub>曰。修理我宮。如<sub>三</sub>天皇之御舍<sub>一</sub>者。御子必眞事登波牟。如此覺<sub>三</sub>時<sub>一</sub>。布斗摩爾爾。

占相而求何神之。心ミコ爾崇ニツク出雲大神之御心。故其御子令拜其大神宮云々。因拜大神。大御子物詔。故參上來。故天皇歡喜。即返ウツカミ苑上王ニツク令造神宮。と見え。同天皇二十五年に。倭大神御言に。然先皇御間城天皇。雖祭祀神祇。微細未探其源根。以粗留於枝葉。故其天皇短命也。是以今汝御孫尊。悔先皇之不及而慎祭。則汝尊壽命延長。復天下太平矣。と見えたる。是人の病も命も。共に幽事の方より。治させ玉へる證文にて。天神御子の所知食す顯露事とは。反對なる御事を。見奉知へき件なりかし。右の如く。幽事と云は。今日我々が身上に在事共なるを。悪しく心得る時は。死て後に往へき。靈の上の事などと思ふなどは。古書を能も明らかる説なり。 借其幽事を。天神本紀には。幽神之事と作て。カクレタルカミノコトと訓たり。記の於百不足八十垺手隱而侍。と有る。即幽事を所知食に當れり。侍とは。物の側より伺ひ居る事にし在ければ。人の爲す所業の善惡に就て。各治めさせ玉ふ御政御坐す謂なるにて。一條大闇の。顯露之事人道也。幽冥之事神道也。二道猶晝夜陰陽。二而爲一。人為惡於顯明之地。則帝皇誅之。爲惡於幽冥之中。則鬼神罰之。爲善獲福者。亦同之。神事冥府之事。非祭祀幣幣之禮。祭祀幣幣猶屬顯露事。と注させ玉へるは。誠に見徹し玉へる御説にて。古來此に勝れるはなくなん有ける。と云れたり。

又汝應住天日隅宮者。今當供造。即以千尋栲繩。結爲百八十紐。其

造宮之制者。柱則高太。板則廣厚。又將田供佃。又爲汝往來遊海之具。高橋浮橋及天鳥船。亦將供造。又於天安河。亦造打橋。又供造百八十縫之白楯。

汝應住とは。神事を知り給ふへき。御靈の住坐す所を云。即記に。大己貴神の乞玉ふ御言に。僕住所者。とあるこれなり。○天日隅宮は。記に天之御巢とあるに同じ。名義。天は例の稱辭。日は御と通ひて。これも稱辭なり。例は神壽詞に。日眞名子とあるは。御眞名子。比莽呂岐は御室樹なるを猶多かり。隅は出雲風土記に。日栖宮とある。栖の義なり。此は住所を稱へて言へる。上古の號と通ゆ。されは。高皇產靈尊の御言に。汝應住天日隅宮と詔ひ。大己貴神の御言には。天之御巢と。白玉へるなり。かくて後に宮號とはなりて。即出雲杵築大社是なり。さて重胤云。上にも云る如く。高皇產靈尊の勅に。今者聞汝所言。深有其理云々。と詔ひて。こゝに又汝應住天日隅宮者。今當供造云々とあると。對へて熟々思ふへし。必其御對の御言に。避奉玉ひて後に。住坐へき宮造の事を。好み白し給へる事のありけむか。脱たる事著し。其文は。記に武甕槌神既に事代主神建御名方神を。言向竟坐して。後の事を記して。問其大國主神。汝子等事代主神。建御名方神。二神者。隨天神御子之

命。勿<sup>レ</sup>違<sup>レ</sup>白<sup>シ</sup>。故汝心奈何。爾答白之。僕子等二神隨<sup>レ</sup>白。僕之不<sup>レ</sup>違。此葦原中國者。隨<sup>レ</sup>命既獻。唯僕住所者。如<sup>ナ</sup>天神御子之天津日繼所知之登陀流。天之御巢而。於<sup>ニ</sup>底津石根。宮柱布斗斯理。於<sup>ニ</sup>高天原。氷木多迦斯理而。治賜者。僕者於<sup>ニ</sup>百不足八十。手隱而侍。とある。唯僕所住者と云より。以下の御言そ。此時白し玉へる御言なるか。紛れて異時の傳の如くはなりしなり。平田翁も既に此説は立られたれど。此を事代主神建御名方神の服ひ坐して。後に白し玉へるを誤れる傳なり。として論はれなほ次々に云へし。○今當供造は。前に乞白し玉へるを。諾ひまして。今供造らむと勅へるなり。さて其造宮の事は。上に注るか如く。第二一書に。即以<sup>ニ</sup>紀伊國忌部遠祖。手置帆負神。定爲<sup>ニ</sup>作笠者。彦狹知神爲<sup>ニ</sup>作盾者。云々。と有る。其神等をして。此天日隅宮をは。令<sup>レ</sup>作玉へるなり。其事出雲風土記に。神魂命詔之。十足天日栖宮之。縱橫御量。千尋栲繩持而。百結々。八十結々。下而。此天御量持而。所<sup>レ</sup>造<sup>ニ</sup>天下。大神之宮造奉。詔而。御子天御鳥命。楯部爲而。天降下之。と見えたる是なり。偕此の造は。其宮を造りて。治奉る事を云なり。右に引る上文には。造と云事を略きて。鎮坐む祭祀の事のみを宣ひ。此は其天之御命を造り玉ふと云て。其鎮奉る事を。略かれたるなら。互に相照して。其條理も帶る所無くして。甚能通ゆる者なり。此○千尋栲繩。千尋は。たゞ繩の長ささといふ。を以ても。上に謂ゆる天之御巢と。此天之御命とは。等しき事なるを知へし。記に。栲繩。栲繩は。栲の木皮もて索るなり。栲木は。豊後風土記に。栲樹多生。常取<sup>ニ</sup>栲皮。以造<sup>ニ</sup>木綿。因曰<sup>ニ</sup>栲富羅。とありて。栲は穀木の事なり。穀木の事は。上卷に云り。さて記傳に。栲字は栲を草書より誤りつ。と師はいはれつれど。栲字を書く例な此繩上代には。普く何にも用ゐつと思はれて。古書に多く見えたり。歌に海人の栲繩。なといへる是なり。○結爲百八十紐。平田翁云。出雲風土記に。天日栖宮之縱橫御量。千尋栲繩持而。百結々八十結々下而。とあり。繩を幾條も結合せて。横を量り。また結下

て。縦を量り。高く長く造る由の古文なるか。また大殿祭詞に。此乃敷坐大宮地波。底津磐根乃極美。下津綱根。古語。香繩之類。謂<sup>ニ</sup>之綱根。波府虫能禍無久云々。引結弊留。葛目能緩比。取<sup>ニ</sup>葺計魯。草乃噪岐無久。と見え。顯宗天皇の室壽御語に。取結<sup>ニ</sup>繩葛者。此家長御壽堅之也。などあるは。いと上代の家造は。いつこをも繩葛を以て。結固めし故の語なれば。此も其由かとも所思ゆ。若然もあらば。風土記なる下字は行にて。上と古以<sup>ニ</sup>繩結<sup>ニ</sup>構宮室。也と云る説ありたり。云り。○其造宮之制者。山陰云。此は今當<sup>ニ</sup>供造<sup>ニ</sup>の下にあるべき文なり。千尋云々も。造宮の制なればなり。とあり。○柱則高太云々。太字本に大に作る。今熱田本丹鶴本等に據る。平田翁云。柱は高く太きを以貴とし。武郷云。於<sup>ニ</sup>底津石根。宮柱布斗斯理。また真木柱太心者など。柱は太を貴ふにより。かゝる云かけも有なり。板は廣く厚きを美とするは常なり。是謂によりて。杵築大社は。其構殊に廣く大きにて。他社に勝れり。故大社としも。名に負て。今世に至るまでも。尙然りとなん。玉勝間に。出雲大社神殿の高さ。上古のは三十二丈あり。中古には十六丈あり。今世のは八丈なり。古の時ま寫しとれり。今の世の御殿も。大かたの御構は。此圖の如くなり。と云て。其圖を著されたり。就て見るへし。谷川氏は。聞<sup>ニ</sup>之其製四方施<sup>ニ</sup>八柱。中央有<sup>ニ</sup>心柱。自<sup>ニ</sup>礎至<sup>ニ</sup>棟。長十三間半。本口徑九尺。といへり。とあり。○將田供佃。田とは神御食料なり。纂疏に。謂爲<sup>ニ</sup>三神田。擬<sup>ニ</sup>三桑盛。也と云り。さて出雲風土記。出雲郡美談郷。所<sup>レ</sup>造<sup>ニ</sup>天下。大神御子。和加布都怒志命。天地初判之後。天御領田之長。供奉坐之。即彼神坐<sup>ニ</sup>鄉中。故云<sup>ニ</sup>三太三。とある。天地初判は。幽顯初判れたる後を云るにて。其天御領田は。即此なる天日隅宮に。附玉へる神田を云なり。猶又意字郡出雲神戶云々。熊野加武呂命。大穴持命。二所大神等。供奉。故云<sup>ニ</sup>神戶。とある。神戶を供奉れるは。供御の御田を。進らせ玉ふなるをも。合せて思へし。と重胤云り。さて此の文。貞丈説に。田佃當<sup>ニ</sup>互換。と云り。さる言なり。○往來遊海。通證に。重遠云。出雲國湖海美大。

是其往來遊賞之具也。とあり。○高橋浮橋。又云。高橋。反橋。平田翁云。海に橋は似つかはしからず。此は海に遊ひ給ふ具をも兼て云るか。浮橋方舟之橋。天鳥船敏速之船。とあり。又重胤説に。爲三汝往來遊海之具。は句にて。次に高橋浮橋。天鳥船の如きは。内重外重の御溝水に。橋を架し。船を浮へさせ玉へるにて。其天鳥船は。海に遊はせ玉ふ用に。充玉へる者を見えたり。と云り。此事なほ次に云ふへし。○於天安河云々は。此神の高天原へ。參上り玉はむ時の料なり。○打橋。田沼善一云。打橋の打は。衣服に云る打着の打と同じ。打はうちかくる義にして。今の世にもうちかけ。と云衣ある。その打掛とうちきと。名の意は全同し事なり。うちとのみ云て。下にかげと云こと無て。かけと云るに同じく聞ゆるは。此詞に始よりさる意も有なり。打橋を。移しかくる橋の由に説るは。誤にて。打かくる橋と云事なり。柱も何もなくて。踏て通はるとほなる板を。たゞ渡したるを云るなり。打橋の名は。源氏桐つほにも。うちはしわたとの。こゝかしこのみちに。とありて。又夕貌にも其稱見えたり。細流の注に。渡殿のきり馬道に板をうちわたして。通ふ道なりと云ひ。用あらん時。とり放む爲に。釘してかためぬなり。と注り。此等か其名の本義を見るへき物なり。萬葉十に。機ハネのふみ木もち行て。天河打橋わたす。君かこんため。とあるも。假初に打かくる橋なれば。ふみ木なども用たるなり。と云り。此説よろし。○百八十縫之白楯。百八十は。楯の數多きを云。縫ヒとしも云は。縫て製るものなればなり。記傳云。楯は和名抄に。兼名苑云。楯一名楯。和名太天。また釋名云。狹而長曰步楯。步兵所持也。和名太天。などあり。

名義は立なるへし。兵庫寮式に。凡踐祚大嘗會。新造神楯四枚。凡長一丈二尺四寸。本淵四尺四寸五分。中淵四尺七寸。末淵三尺九寸。厚二寸。丹波國羅織氏造。戟八竿云々。其料。黒牛皮八張。各長八尺。廣六尺。掃墨一斗三升六合。楯別三升八合。裁別三合。云々。商布四段四尺。裏料。楯別云々。猶其料物委。とあり。是にて古の楯の事。大氏に知らる。楯を造るをば。縫と云へれば。皮を板の面に縫合せて。張て。裏には布を張るなるへし。料の板は。職せされども。厚二寸とあれば。必とあり。平田翁云。白楯とは。纂疏に。白木色。大嘗祭時。宮門之南立三楯也。是類也と見え。口訣に。白楯者必有三神社。神幸之時。以爲圍。天子行幸時。畫獸要三白楯とあり。纂疏に白木色白と語るを思ふに。餘に飾なく造れるをいふか。さて今楯の事を。かく詔へるは。社の周にもたて。又神幸にも用る料と聞ゆる物から。猶別に由ありけに所思れと。其は未思得す。和名抄征戰具に。長白。步楯。と云。字彙に楯所。以敵。身并。目云々。神武紀に。鳥見彦。と云り。崇神紀に赤色楯也。黒色楯也。と云。取所。入。御船。之楯。而下立。とも見ゆ。を。神に奉りし事も見えたり。葦牙云。さて神社其ほとととに。神田ある事。又船橋など作り奉り。神馬などを奉る事も。此時より始れることなるへし。其は人の目にこそ見え給はね。常に船にも馬にも乗たまひ。海にも河にも。幸ある事なるへし。又諸社の祭に。御輿奉りて。離宮また御旅所などいふに。奉仕ことあり。此は古書などには。見えざる事なれども。右の橋船などによりて思へは。此も上代よりの事なるへし。其は其所々に。古き傳説ありて。彼所の神は。其神の御祖神。此處の社は御子神。又兄弟の神に坐すなどいひて。其幸行の由縁なども。處々に皆よくいひ傳たりしを。人の心もみな漢さまになりては。さる昔語は。これ幼稚き事とおもひて。語傳ふる人もなくなりて。絶たるなるへし。と云れたる。みな然る言ともなり。

## 又當主汝祭祀者天穗日命是也。

汝祭祀とは。上に云る。天日隅宮。即杵築宮に奉仕する神主を云。さて天穗日命をしも。定給へるは。平田翁云。前に此神天降りて。大己貴神を媚和せれば。彼神の御心に應へる事知へし。天照大神の御子。また日嗣御子の御弟なる神をしも。彼神の御心に應へるからに。其祭祀を主る神としも。定給へるは。御崇敬の極にそ有ける。と云れたり。偕天穗日命是也とはあれど。此國に留りて。祭を主り給ふは。天夷鳥命なり。さるをこゝに。當主汝祭祀者。天穗日命是也。と見えたるは。其神の御子孫をして。令祭給ふ由にて。此時大神を。始て鎮め奉らせ玉ひて。諸部神と共に。天上に復命させ玉へりしなるべし。神賀詞に。八百丹杵築宮爾靜坐支。是爾親神魯伎神魯美乃命宜久。汝天穗比命波。天皇命能。手長大御世乎。堅磐爾常磐爾。伊波比奉。伊賀志乃御世爾。佐伎波閉奉。登。仰賜志。次乃隨爾。供齋仕奉氏。朝日乃豊榮登爾。神乃禮自利臣能禮自登。御禱乃神寶。献良久登奏。と有は。天穗日命の。大己貴命を齋鎮めて。其禮實の神寶を擎けて。天上に復奏し玉ひて。次の隨に。出雲臣の仕奉る由なるか。記に。天菩比命之子。建比良鳥命。此出雲國造云々等之祖。と見えたりければ。此國に留坐るは。其天夷鳥命是始なる趣なり。即崇神紀にも。武日照命。一云武夷鳥。又云天夷鳥。從天將來神寶。藏于出雲大神宮。と見えて。其御父の天穗日命を云さるは。其神はしも。天上に留まらせ坐るか故なりけり。

祝詞考にも。既に此等の事を。説て云れけるは。抑穗日命は。素戔嗚尊の御子なり。大己貴命は。素戔嗚尊の六代の孫なり。されども。大己貴命は天神の詔を受得て。天下を平。諸の國を作り成て。大國主におはすれば。天神王といへども。遂には媚給ひて。言治め成坐しつ。かくれば穗日命の天降て。三年になるまで。漸に媚和し。宜き時を以。天に復命して。遂に天夷鳥命布都怒志命を天降し。建き稜威と。和し治ると。二を以て。大己貴命の日隅宮をは。天神の御巢なして。崇み齋ひ祭らしむといふ契して。避潜まり坐しめたるは。專穗日命の思兼によれり。故に終の祭をは。此命の主む物とは。詔ひしなりけり。此事古事記日本紀の。一わたりの言にのみよらは。罪有へきを。さはなくて。此命に大己貴命の祭をなさむものと詔ひ。又此命天へ歸り坐さずは。此神王の命もあるへからず。末にも下つ國に。此命の坐よしも有へし。武三熊之大人の。父命の命に順と云るも。かく媚すは治むへからぬをもてのわさと知らる。古事記と紀にもれたる事を。神賀詞の古き傳をむかへて。思ひはかるへきなり。と云れ。又其頭書に。崇神紀に。詔曰。武日照命從天將來神寶。藏于出雲大神宮。是欲見云々。とある。抑此命始め國平に。天降り給ふ時には。神寶を持って降り給ふへきならねは。此は後に大名持命を祭らむために。天降給へる度の事なるへし。かくれば此命も。一度天に復命申給ひし事知らる。神代紀に見えたる如くのみならぬ事。同紀のうちにて。かくの如くなれば。此の文を疑ふ事なかれ。また穗日命は。皇祖神の命は有しかども。此祭をとらて。御子日照命を天降して。其事をとら

しめ給ひし事も知られたり。と云れ。後釋にも。古事記に出雲氏の祖を。天菩比命此出雲國造等祖。とは記さずして。天菩比命之子。建比良鳥命。此出雲國造等祖。と記したるは。考に云れたる如くなる故なり。と云れたる。みな然る事ともなり。但し祝詞考の文には。をり/いかよなる處あれども。今みな本の如く讀たり。さてかく。汝の祭祀を主む者は。天穗日命と詔ひしは。神賀詞に依るに。賀茂翁も言れし事の如く。只に大己貴命の御祀のみには非て。大己貴命を敬祭り。且つ御孫尊を。遠長く堅石に常石に。齋ひ奉らむ爲なること。神魯岐神魯美命の。穗日命に宣給ひし御言にて知られたり。借重胤云。右の造宮の制はしも。然計の御勢にては。御坐ながら。猶天神御子の御舍ミヤカの如くは。爲させ給ざりしをりけり。然して此時に至りて。今まで現人神にて渡らせ給ひし間に。所知食ける現事顯事をしも。天神御子に避奉らせ給て。御身自は。八十隈に隱させ御坐て。神事幽事を。所知食させ玉ふと爲ては。其鎮坐す宮の制をは。以前の狀に易て。天神御子の住せ給ふ。天之御舍の如く。造らしめ玉ふべきを。乞奉らせ玉へるにて。此時に至るまで。天下造らしめ大神と坐て。國土に在ゆる諸神を。從へさせ給ひ。滄海原潮之八百重を。悉くに主領らせ坐と雖も。天神に對奉りて。斯許カクハり己命の。慎せ御坐けるをりけり。今は天神御子に。相並はし坐て。神事幽事を所知食か故に。萬は天皇の如くに。會釋はせ賜へらむ御事を。天神にかくなん。乞奉らせ玉へるには有ける。天神の其に對へさせ玉へる大命の中に。又當主ミ汝祭祀者。天穗日命是也。と詔ひ下給へるを以ても。此より以後の狀はしも。凡て天皇に准らへさせ給へる御事をなん。見

奉り知へかりける。然れば。此文唯に造宮の制のみを。乞奉らせ玉へる狀に心得むは。竊思兼の智至らざる所有か故也。萬の借其事をしも。皆からに天皇に仕奉るか如く。治めさせ玉ふへき由を。天神に申させ玉へる物なりけらし。借其造宮の制はしも。拾遺に。令ミ手置帆負神。彦狹知二神。以ミ天御量云々。造ミ瑞殿。兼作ミ御笠及矛盾。と見えたる。是天照大神の。日宮の御事にして。其制ある始是なり。若てこゝに。汝應住天日隅宮者。今當ミ供造云々。又供ミ造百八十縫之白楯。と有は。全く天神御子の。宮制の法なるを。其に准らへて。今此に令ミ造玉ふとなり。柱則高太。板則廣厚は。記に謂ゆる。於ミ底津石根。宮柱布刀斯理。於ミ高天原。冰木多迦斯理。是なり。又將ミ田供佃。は。天皇の供御の料の營田に。准らへ給へるにて。出雲風土記に。天御領田ミシロタと云る是なり。又爲ミ汝往來遊海之具は。句にて。次に高橋浮橋天鳥船の如きは。内重外重の御溝水に。橋を架し。船を浮へさせ玉へるにて。其天鳥船は。海に遊はせ給ふ用に。充玉へる者と見えたり。又於ミ天安河云々と有る。天安河は。天上の河名なり。此天日隅宮の側の河をしも。其に准らへさせ給へるを以て。其天之御舍を移して。天上の儀式の任に。行はせさせ玉へる御事を。見奉り知へきなり。此等を以て。上天に在し天忍穗耳尊の。皇宮の御有狀を。想像り奉るへく。又大國主神の。其造宮の制の如く。治させ給へらむ御事を。乞奉らせ玉へる御旨をも。推量り奉るへき者なりかし。と云れたるは。みなさる説等なり。

於是大己貴神報曰。天神勅教。慇懃如此。敢不從命乎。吾所治顯露。

事者。皇孫當<sup>ハ</sup>治<sup>ニ</sup>。吾將退<sup>ニ</sup>治<sup>ニ</sup>幽<sup>ニ</sup>事<sup>ヲ</sup>。乃薦<sup>ニ</sup>岐神<sup>ヲ</sup>於<sup>ニ</sup>二神<sup>ニ</sup>。曰。是當代<sup>ニ</sup>我<sup>ヲ</sup>而奉從<sup>也</sup>。吾將自<sup>レ</sup>此避<sup>去</sup>。即躬披<sup>ニ</sup>瑞<sup>之</sup>八坂瓊<sup>ヲ</sup>而長隱<sup>者</sup>矣。故經津主神。以<sup>ニ</sup>岐神<sup>ヲ</sup>爲<sup>ニ</sup>鄉導<sup>ヲ</sup>。周流<sup>削平</sup>。有<sup>ニ</sup>逆命者<sup>ヲ</sup>。即加斬戮<sup>歸順者</sup>。仍加褒美<sup>也</sup>。

慇懃は。泥母許呂と訓へし。子ムコロと訓は音。傾にて正しからず。萬葉に葦根乃慇懃。また菅根乃慇懃。などあり。○吾所治顯露事とは。此時まで。大己貴命の治看すことなれば。かく謂へるなり。○皇孫當治は。右の汝所治顯露之事。宜<sup>ニ</sup>吾孫治<sup>ニ</sup>之。汝則可<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>治<sup>ニ</sup>神事<sup>ニ</sup>とある。大詔のまゝに。幽神事をは吾治む。皇孫尊は。顯露事を知しめせと。讓申し玉ふなり。○退とは。彼謂ゆる八十隈に隠れむ。と詔ふにて。實は天神の造らしめ給へる宮に。鎮坐すを。退くと云るなり。○幽事。舊事紀には。吾將退治。幽神事と。顯露事に對て。此も三字に作れること。既に云り。本の訓に隨ひて。カクレタル事。と訓へし。記傳に。これをカミコトと訓り。古き訓にもあり。舊事紀の如くならは。カクレタルカミコトと訓へし。さて隠れたる事とは。現事顯事に對へて。神事の。顯に目にも見えず。誰か爲すともなく。自然に行はるゝか如きを云なり。○薦岐神云々は。大己貴命は。既に此顯世を離りて。幽世に隠るひ坐むと。思ほし給ふか故なり。纂疏に。岐神主<sup>ニ</sup>道路<sup>ノ</sup>之神。薦<sup>ニ</sup>奉<sup>之</sup>。而爲<sup>ニ</sup>二神<sup>ノ</sup>先導<sup>一也</sup>。とあり。この神は。伊弉諾尊の黄泉よりかへり

玉ふ時。御杖を投給ふに生坐る神なれば。道行によしある神にて。今二神の。國を行めぐり給ふ案内とは。爲玉ふなりけり。重胤云。此の岐神と申すは。伊弉諾尊の黄泉よりかへり玉ふ時。御杖に生坐る岐神。即それにて。此も大己とあるも。ここに薦岐神と二神とあるも。別々の事に心得へか。○躬披瑞之八坂瓊。披は。被に作れる本もあれど。字典に披らす。と云れたり。この事は。上卷岐神の下にも。已に引て云り。○躬披瑞之八坂瓊。披は。おな。字書に。荷<sup>レ</sup>衣曰<sup>レ</sup>披<sup>也</sup>。被<sup>負</sup>也。又帶也。ともあれは。其義にて負<sup>ヒ</sup>なり。纂疏に。披者負之意。如<sup>ニ</sup>披<sup>衣</sup>之披<sup>一</sup>とあり。御躬に八尺瓊を負持て隱坐るなり。さて今隱坐る時に當て。瓊を持去給ふ意は。知へからねと。御躬の裝飾はさるものにて。護身の御璽とも爲玉ふ。尊き瓊とおもほしける故ならむ。纂疏に。以<sup>ニ</sup>瑞玉<sup>ヲ</sup>爲<sup>レ</sup>鎮也。とあるも。此意なるへし。この瓊の事に就ては。諸注とりくりに説あれども。みな説得たりとも見えす。ことに眞龍か。披字を登伎豆と訓るなどは。甚杜撰なり。又重胤は於伎豆と訓るも。字義に叶はず。其説に。其玉を置し給へるなり。此玉を天神御許に奉らしけるを。天神御子に傳りて。崇神紀に。先<sup>レ</sup>是天照大神。倭大國魂神。祭<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>天皇大殿之内<sup>ニ</sup>とある御是なり。大倭神社注海狀に引たる舊記に。倭大國魂神。亦曰<sup>レ</sup>大地主神。以<sup>ニ</sup>八尺瓊<sup>ヲ</sup>爲<sup>ニ</sup>神體<sup>一</sup>奉<sup>レ</sup>祭<sup>ニ</sup>見<sup>ニ</sup>えたる如く。大倭神社の神體と。齋れさせ坐けるなり。と云れたるは。平田翁の出雲風土記。意宇郡母理郷條。八雲立出雲國者。我<sup>レ</sup>靜<sup>坐</sup>國。青垣山廻<sup>而</sup>玉<sup>ヲ</sup>珍置<sup>賜</sup>而守<sup>詔</sup>とあるも。玉を御身に添へ置して。護身の鎮と爲給ひしなるへし。されど。この鎮とあるは。此の頁と同訓とは爲難し。○經津主神の下。武甕槌神の四字。貞丈校本にあり。補ふへし。上に薦<sup>ニ</sup>岐神<sup>ヲ</sup>於<sup>ニ</sup>二神<sup>ニ</sup>とあるにて。脱したる事知られたり。○鄉導。平田翁云。美知備伎と訓へし。舊ノミチヒキ。と訓たれど非なり。其は谷川氏説に。郷は郷と通へり。郷國の郷に非ず。と云るかことし。抑葦原中國の荒振神等を。平和し坐る事は。經津主武甕槌二神の。稜威に依ことにはあれど。また岐神嚮導して。御前に立給へる故に。枉神妖鬼とももの。殊に恐怖

りて。速く神功竟給へるにそ有ける。其は岐神はしも。伊弉諾尊の。預美國より荒ひ疎ひ來る物を。攘はむと念し凝し坐る。御靈によりて。成坐る故に。預美國に屬る物を。撥平る功あること。既に云り。然るに當時世に疎ひたりし妖神ともは。預美國の穢惡に因て。成れる神等なる故に。二神の國巡りて。其妖神を攘はむ時に。此神を郷導とせば。速に其功の成なむ事を所思して。大國主神の薦め給へりしなり。果して御思慮の如く。御削平の功績の。伊豆速かりし事。此段に見えたるか如し。大國主神のこれにて。國巡り作堅め。荒振神を平給へる時。常に此神を郷導とし玉ひけん事は。云ふもさなり。と云れたる。然説なり。○周流削平。且周り且平らくるなり。周流を古寫本に。メクリアリキツ。と訓るよろし。此時の事を。式の祝詞等に。荒振神等乎波。神問志爾。問志賜比。神掃爾。掃賜比氏。とありて。神問し問し給へど。歸順奉らで。なほ荒振神等を。神掃に掃ひたまへるなり。彼平國之廣才を。杖歩かせ玉ひて。荒振神を言向させ玉へるなり。出雲風土記に。意宇郡楯縫郷。云々布都怒志命之。天石楯縫直給之。故云楯縫と見え。又山國郷。云々布都怒志命之。國巡坐時。來坐此處而詔。是土者不止欲見詔。故云山國也。など有て。此間に種々の御事御坐けるなりけり。常陸風土記香島郡條に。豐葦原水穗國。所依將奉上始留爾。荒振神等。又石根木立。草乃片葉辭語之。晝者狹蠅音聲。夜者火光明國。是乎事向平定。大神從上天降供奉。と有は。武甕槌神の御事なり。又信太郎條に。天地權輿。草木言語之時。自天降來神。名稱普都大神云々。甲戈楯劔及所執玉珪。悉皆脫履。留置茲地。即乘白雲還昇蒼天。と所見たる。是經津主神の御事なり。右

の乘白雲還昇蒼天と云は。此所より。二神共に。上天に還昇玉へるなるが。此にて御身に從へさせ給へる物を。留置せ玉へる。香取神宮の神體となり。鹿島神宮の靈形と成れりし御物共なるか。國の鎮めに殘させ玉へるにて。其地に靈を鎮めさせ玉へるなり。

是時歸順之首渠者。大物主神及事代主神。乃合八十萬神於天高市。帥以昇天陳其誠欸之至。時高皇產靈尊勅大物主神。汝若以國神爲妻。吾猶謂汝有疏心。故今以吾女二穗津姬配汝爲妻。宜領八十萬神。永爲皇孫奉護。乃使還降之。

是時とは。二神の天下を既に事趣竟玉へる時を云。平田翁云。此一書は。二神の復奏し玉へる事は。傳へ漏して。大物主神事代主神の。八十萬神を合へて。其神等を帥て。共に天に昇り。歸順奉れる誠心を。高皇產靈神の御前に。陳し玉へるとの事なり。其は乃字にて。しか聞えたり。とあり。○首渠者。集解本には。首を會に改めたり。神武紀に。魁帥此云比登誤迦伽彌とあり。平田翁云。師言に比登基能加美とは。其中の長を云とあり。人子之長の義なるへし。と云り。○大物主神。記傳云。つらく此段を考るに。此神の御名。初には大己貴神とのみ有て。今の歸化へる處に至て。名を更て。かく大物主神とあるは。



即此時に。高御產巢日命の給へる御名なるへし。神代紀にて。此一段は。事の趣まさらしき故に。古來種々解者誤れる事なり。よくせずは。まかひぬへし。今其大旨を聊云む。まつ長隱矣。と云まては。此神の現身の事。大物主神及事代主神云々と云より。御靈の事なり。凡て神代の故事。現身と御靈と。差別なく語り傳へたる物なる故に。まさる事多し。此段も此差別を。よく辨ふべき事なり。さて長隱とは。現身は八十桐手に隱給ふを云。さて御靈をともめて。皇孫命の御靈神となし玉ふ。其時に。高天原に參出たまひて。高御產巢日命の詔を蒙り玉ひ。大物主と云御名をも。賜はり玉ふなるへし。故此處に至りて。始て此御名を擧たるなり。されば神給ふ八十萬神も。御靈を云なり。さて上文に。故更條々而勅之。夫汝云々とある。此つゞきの餘々は。御靈の上の事を。豫て詔し玉へるなり。抑かく現身と御靈とを。別て見されば。此物主とは。八十萬神の首として。皇孫命を護奉るを以。神之大人と云むか如し。とあり。平田翁云。凡て物と云稱は。萬に泛くわたる中に。我に對へる物を。泛く指て云こと多く。たゞへは。此人彼人を。此者彼者と云類なり。其より轉りては。萬物をも物といひ。また移りては。鬼魅の類は更なり。神をも泛く物といひ。そは物氣。物狂。物の態。託物の爲たるを云。物の類是なとある物など。凡て神を云り。また正しく尊き神に對へては。邪神妖鬼の類をもいへり。り。また神を泛く物と云る事は。新年祭詞に。陳夫留物能。そは神代紀に。葦原中國之邪鬼とあるを。私記に安之支毛乃。さて此時帥給へるは。實に師言の如く。事代主神を始め。八百萬神も。其靈なること著とあるなど是也。さて此時帥給へるは。實に師言の如く。事代主神を始め。八百萬神も。其靈なること著ければ。さるは御自の現身は。既に杵築宮に隱鎮坐し。事代主神の現身は。青柴垣に隱坐し。從へ玉へる神等も。風土記に。杵築宮を造り玉ひて。後は解散ましつる由みえられたは。其御靈を帥給へること。動くまじき師言なり。物主とは。其神等をはしめ。人にまれ何にまれ。魂となれる限。また靈ある物の。幽冥に屬たる限は。萬國の物までも。盡く掌玉ふ由の御名にて。信に產靈大神の賜へる御名にそ有へき。崇神天皇の御世に。此神の御妻と云。靈は人の造れるに。死は神の造れり。と有を以。有ゆる神の物主たること炳く。また同御世に。疫を流行せ玉へるを以。さる態を行ふ妖鬼の類にも。物主たる事著く。また同御世に。我を云々祭りては。外國人を參來しめむと。御託し坐るに。果して其御言の如くなりしなとを以て。外國の物まてを。擊玉ふこと知られたり。と云り。偕又本居翁説に。此神を神代紀に。大己貴神の一名ともを擧たる處に。亦名大物主神とあるは。古意に違へり。かくて世々の識者。たゞ廣く大己貴神の一名とのみ心得居る

は。古書を見ることの精しからざるなり。と云れたる。さる言なれと。或人説に。神代紀のみならず。拾遺にも。大己貴神の一名とし。また播磨風土記。美囊郡志染里の處に。大物主葦原志許乎命などある大物主は。正しく大己貴命の亦名と聞ゆ。されは。此段に出たる。和魂大物主神とは。もとより別なり。其故は大己貴神は。既に須世理比賣命を。嫡妻としてある上に。重ねて高皇產靈神の御女を。后に給ふへくもあらざるをや。と云り。かく御魂にも顯身にも。通して申せるにて。大物主と申すも。兩方に通はせても稱す御名と見たらんに。妨なかるへし。○事代主神。此神も現身は既に。青柴垣に隱給ひしかは。是は御靈なり。○八十萬神。平田翁云。常には天神國神を總て云へとも。こゝは國神等。八十萬神を云なり。其は大國主神事代主神の。素より從へ給ひし神等は更なり。是時經津主武甕槌二神の事趣に。歸順たりし神等の御靈をも。悉合へ給へるなり。但し其は。皆御靈なりし事也。とあり。○天高市の事は。上卷一書。石窟段。に云るか如く。こゝも今八十萬神の合ひ給へる地なる故に稱ふ。市とは。四方より人の集合ふ處を云名なり。さて天とは。天國にある地なるか故に言ること。本よりなり。○昇天。上に合ふ天高市といひて。こゝに昇天とあるは。叶はざるか如くなれと。故或説には。昇天字を。事代主神乃の下に移して見よといひ。舞院などには。天高市を大和國なる高市と。といへれど。共に非なり。天高市に合ふとは。其會合坐る地に附ていひ。さて昇天とは。天照大神高皇產靈尊の大御許に。參出ますにつきて云るなり。今始て天に昇坐るにはあらず。天に昇りませるは。高市に合坐る前であるべきなり。さて天神の御許に。至り給へるを。天に昇るとしも云は。此段天に昇り坐るは。○陳其誠欸之至。平田翁云。此は一通りに解むには。此度歸順へ主と天神の御許に。至りませむが爲なればなり。

る事の。違なき由を。陳せるなりと。解釋へけれど。誠欵之至と書れたるか。小縁オホロクならず聞ゆるに就て。渾く考ふるに。此は是時歸順の實を。陳たまへる事は。更にもいはす。しか服従ませる素懐モトをも。陳奏し給へりけむ。然るは此神の勤給へる。國作の御業は。産靈大神の命を承給へる。伊弉諾伊弉册二柱神の。成竟給はさる御業にて。素戔鳴尊の成竟給ふへき道理なるを。彼神は由縁ありて。此も其業成終す。後に其舉を此神に任し給ひ。國修竟て後は。天神御子に避奉りて。終には其顯國の國魂神となれといふ。御諭ありし故に。國作竟給はむ後は。天神之御子に。讓奉るへき大義を。甚熟知看じて坐しかは。避奉らさる以前といへども。聊も天津神に。禮なき意は持給はさる御有状なり。故今其事を白し。己命の勤給へる御業は。始に産靈大神の。二神に依給へる業を受嗣て。果せるなるを。今己に道理のまに。天神御子に。天下の顯事は授奉り。幽事の御依ヨサツを承給りてあれは。是ぞ我が本分の道を盡して。素懐モトをも遂たるにて侍りと。復奏し給へる事と知られたる。と云れたるは。さる言と通わたり。○國神は。高天原に坐神を。天神と申に對へて。葦原中國なる神を云なり。○妻をツマと訓るは。景行紀。媼此云菟摩とあれども。女にのみは限らず。すへて物を兩つ並ぶる時の名なり。衣のつま。屋のつま。などのつまも同じ事にて。男女互に云稱なり。和名抄白虎通云。妻者齊也。與夫齊禮也。和名米とあり。○疏心。本のまにウトキ心と訓へし。今も睦ひ親しむ心の薄きを。うとしと云それなり。祝詞等に疏夫留物。また疎備荒備などの疎も。言の本は同じけれど。ことにて

はさまての義にてはあるへからず。○三穗津姫。平田翁云。御名義未思得ず。出雲國の地名三保郷御穂之崎などあれど。此神の御名などは。然る地名を賈給ふへく。式に。大和國城下郡に。村屋坐彌富都比賣神社大月女相とある御社は。此神にて。清和天皇貞觀元年正月に。從五位上を奉られたり。今藏堂村と云にありて。森屋社とも。天王とも。白すと。城上郡大神大物主神社に。間近く立給へり。口訣に。出雲國杵築大神大后神社を。此姫神なりと云は。甚く遠へり。彼社は須勢理毘賣命にて。本體大國主神の後神なる故に。杵築大神大后とあるなり。此は和魂大物主神の後なり。思混ふ可らずとあり。かくて。駿河風土記に。蘆原郡御穗神社。所祭大己貴命。又號御穗津比咩命也。羽車磯田社離宮也。大己貴命登天上。奏歸順一條。忽乘御天日鷲大日鷲羽車。休御穗御崎。後其鷲爲社。云々とあれども。此風土記は後の物なれば信かたし。鎮坐次第記に。三穗神社三穗津媛命と有は。村屋社の外に別社有か。猶考へし。○配汝爲妻。或人云。此大物主神は。未御嫡妻をは。持給はぬ事と聞えて。汝若以國神爲妻とある。若字最其意ある詔命なるを思ふへし。今此神に。高皇產靈尊御親の御女を配せて。如此重く御養應したまへるは。所謂大物主とまして。天下の荒ふる神等御魂等を。問和して。服従へ仕奉らしめ給へる。賞の賜物とこそおほゆれ。と云り。○領八十萬神。平田翁云。此勅命を熟思ふにも。大物主と申す御名は。是時に高皇產靈神の給へるならむ。と言れし師考の。動くましくこそおほゆれ。其は八十萬神と云は。此にては。八十萬物といふへき意は。あれはなり。と云り。○使還降之は。或人云。此顯國に還降らしめ給ふにて。式大和國城上郡大物主神社。とある此御社に。到り給ふへきは。云もさらなり。其は最早く己命の乞はし玉へるまに。大己貴命の親ら。齋き祭り置きたまへるを。おもふしと云り。さて此時三穗津姫神をも。

帥て降り坐て。共に住給ひしなり。と云るもさる事なり。

即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神。定爲作笠者。彦狹知神爲作盾者。天目一箇神爲作金者。天日鷲神爲作木綿者。櫛明玉神爲作玉者。乃使太玉命以弱肩被太手繩。而代御手以祭此神者。始起於此矣。

即以紀伊國云々。以下は纂疏に。笠盾等。祭大物主神之具。五神則供其一事也。口訣にも。代御手者。代天孫。祭大己貴神と云れり。とあり。集解に。以下叙爲皇孫降臨。先以五氏定其職。と云れたるは然らず。こゝは國避の御事に就て。大物主神大己貴神等を。祭らしめ給ふ式を。定め玉ふなり。さて其式に依りて。他神をも祭らせ給ふこととはなれるなり。記傳に。上に既に當女主祭記。者。天日命とあるを。又こゝに。諸部の神等をして。祭らして。祭玉ふなれば。何の妨かあらん。と云れたるか如し。○手置帆負神は。弘私記に。互於支保於比とある訓によるへし。さて此に紀伊國忌部とあるは。手置帆負。彦狹知。二神にかけて見るへし。平田翁云。拾遺にも。神武天皇命。天富命。太玉命。率多置帆負彦狹知二神之孫。以齋斧齋鉏。始採山材。構立正殿。故其裔今在紀伊國名草郡御木鹿香二郷。云々とありて。二書ともに。其祖を二神に係たるを思ふに。彦狹知命は。手置帆負命の子にて。御父子ともに。木工屋作などの事と。知玉へる故なりけり。

其中にも。父神は笠を作事を得たまひ。子神は盾を作事

事を得たまひけん故に。こゝは。さて其裔の紀伊國に住ける事は。彼國は木のよく生る國なればなり。式に紀伊持分て物し給へるなるへし。其は輜考に。此社は日前宮の東五町ばかりしを。享保十八年領主より造替して。舊址に隨ひて二社を建つ。社南面七尺さかり。垣垣あり。壁木東は外りき。西は内そきなり。社人を武川主馬と云。社域の内。西の方に齋鉏あり。神名知れず。其社より南六町ばかりに小山あり。忌部山と云。山下には小村あり。忌部村と云ふ。是即ち手置帆負彦狹知命の所居なる事疑なし。といへり。永享大嘗會記云。兵庫寮神楯立之。件楯楯。紀州鳴神社氏人等相論之。經御沙汰之後。祝與氏人相合。楯一帖充造進。云々とあり。是鳴神社の。手置帆負日。さて此二神は。誰神の御子と云こと。書ともに見たる事なく。據考ふへき便なきに似たれと。其裔の紀伊國名草郡に住るに就て。熱々に思へは。此は紀伊國造紀直の祖なるへく所思たり。其は姓氏錄和泉に。紀直神魂命。子御食持命之後也。神代系紀にも。神皇產靈神兒。天河内紀伊直。神魂命五世孫。天道根命之後也。國造命は。神皇產靈神の五世孫なりけむ。然るを神代系紀に。天御氣持命の弟とせるは。誤なるへし。また和泉大村直。紀同祖大名草彦命男。枳彌都彌命之後也。また高野大名草命之後也。とも見えたり。三代實錄に。貞觀五年九月。紀伊國名草郡人。内暨從八位下紀直貞吉云々。などあるを。合せて思ふに。御食持命と云は。手置帆負命の別名なる事約し。其由は。御食の食は借字にて。名義は御木持なるへし。其は御殿造る御木の事に。與かり持つよしの名なり。上に引る。御木鹿香郷の故事を思ふへし。かくて此神。名草郡に住しを。其四世孫道根命の時神武天皇御代なり。彼國造に定給ひき。直と云戸をも給ひて。此より國造の事は行ひつゝも。猶神代よりの由縁のまに。名草郡に住て。御木御殿の事。また御笠楯楯などを。造仕奉れる。其職號を。忌部とは云るならむ。紀直の名草

郡に住る事は。大名草彦といふ名を負る人あると。三代實錄に。名草郡人紀直貞吉と云人あるにて炳焉し。なほ國史に。此郡人に。紀氏見えた。かゝれば紀氏より別たる家は。姓氏錄に十四家はかりも載られたる。るを。今は此一人を舉て置としつ。

其みを手置帆負彦狹知命の裔になむ有ける。と云れたり。なほよく考へし。○手置帆負神彦狹知神。又云。此二神の始めて。御殿を造り給へる事より。及ほして。名義を考るに。まつ手置とは。手を布て物を度るを云ふ。其は曲尺カクシを用るは。稍後の事にて。古は必手して度けむ故に。十握トウ。八握ハチ。七握シチ。握ウチなどの都加。また八咫鏡ヤマトノタマシの咫ウチ。みを手の度なり。かくて中古より以來。矢の長を。十三束。十五束など云ふ。古風の遺れるなり。帆負の帆は。借字にて尋負ヒトサヒなり。尋ヒトサヒは一尋二尋などの尋なり。此は一廣け。二廣。さて比呂を保と云は。船の帆即比呂なり。又草彦の保呂ヒロといふ物も。帆ヒトサヒと同言なるし。か。く見る時は。帆も借字には非ず。正字と云へまか。斯て尋は。長一丈ならむ者は。尋も一丈あるへく。五尺の人は。尋も五尺なり。これ大抵定れる度なり。然れば小物は。手にて度り。大なる物は。尋にて度れりを見ゆれば。手置帆負命と。御名に負給へるなるへし。武郡云。こゝに負と云義を説洩されたり。按に負とは。彦狹知命の知と同じく。度の本を質持。掌る由の御名なるか。佐斯や利の斯や。一言。其は尺度にて。物を度り給へるよりの名なるへくおほゆればなり。但毛能佐斯を。唯に佐斯とはかり言むは。いかかにもおもふへけれど。毛能とは弘く諸物を指て言辭にて。佐斯とのみ云そ。本語なりける。

更なり。さし對ひ。さしふたま。又二人にて物することを。さしに。さて掌は。彼事を司る。此處を鎮る。また神をしるらて爲と云などのさしも。此と彼と。差通れるを云て。同意なるへし。さて掌は。彼事を司る。此處を鎮る。また神をしるらむなどの斯留。みな同言にて。尺度を掌給へる故の御名なるへし。武郡云。此御名舊くヒコサチとも訓り。しかよむ時は。佐知と佐斯と通へは。彦度の義にもあ

る。其は尺度は。家作に無くては叶はざるは。更にも云はず。萬の器械を作るにも。必用るへき物なるを。此二神さる方に。功く坐ます故に。各も各も其事を。御名には負給へるなりけり。と云り。重も此等の説に就て。なほ云けるは。上代に物を量るに。身度なるあり。曲尺なるあり。拾遺によるに。二神は天御量に依れる神名なり。手置は布。手と云に同じ。帆負は度追にて。物の度を追て。量り行を云て。此は謂ゆる身度の神なり。次に彦狹知は尺知と云事にて。右に云る天御量。を以。物の規矩を定給ふ神名と聞ゆれば。此は曲尺の。○作笠者。笠は首を糸以て縫て。作る物なる故に。萬葉に王祖神に。なん。波らせ給ひけると云り。合せ考へし。

之御笠爾縫有在間菅云々。また笠縫之島。など云る地名も見えたり。舊事紀に。笠縫部。崇神。さて此笠。また次なる盾。木綿。玉。みな神事の幣物の料なり。そは上の五部神の掌り玉ふ編は。みな神事の料なり。と云る説を。に。降し給ふなりけり。平田翁云。儀式帳に。新宮遷奉御裝束用物の條に。菅。刺羽二柄。菅。御笠二口。など見えたる即是なり。荒祭宮の裝束の處にも。菅蓋一柄。口徑四尺五寸。金筋。とあり。また御笠縫内人。無位乙部部淨麻呂。右人卜食定。補任之日。後。家被清齋慎。供奉職掌。御笠二十二蓋。御笠廿領。忌敬供奉。具顯三月記條。また四月十四日。神衣祭の次に。同日御笠縫内人。造奉御笠廿二領。御笠廿二蓋。即散用大神宮三具。荒祭宮一具。とあり。此外に。大奈保見神社。伊加津知神社。風神社。瀧祭社。月讀宮。小朝熊社。伊雜宮。瀧原宮。團相社。鴨社。蚊野社。など奉る。と見えたり。此外に。年中行事四月十四日條。風日祈宮祭禮神事の事など。あまり長ければ略けり。按内匠式に。菅蓋一具。菅并骨料材。從攝津國笠縫氏不參來作。とあり。右の笠縫内人。此笠縫氏。姓氏錄。など。手置帆負神の子孫なるや。いまた考へず。○作盾者は。拾遺に。手置帆負命。讚岐國忌部祖也。また手置帆負命之孫。造三茅竿。其裔今分在讚岐國。毎年調庸之外。貢八百竿。是其事證也。此國より毎年茅竿を遣れると。臨時祭式。また中右記大治二年六月八日の處等に見えたり。

また令<sub>二</sub>手置帆負彦狹知二神。以<sub>三</sub>天御量。伐<sub>二</sub>大峽小峽之材。而造<sub>三</sub>瑞殿。兼作<sub>三</sub>御笠及矛楯。などあり。また踐祚大嘗祭式に。楯。丹波國楯縫氏造<sub>レ</sub>之。阿波人池邊眞藤云。丹波丹後には。忌部に由る神。あまた鎮。坐事は。丹波水上郡楯縫神社は。若くは彦狹知神に坐さるか。とあり。此楯を造ること。委。これによりて思へは。矛をも手置帆負神の。作り玉ひし事はさらにて。此にも作矛者のことあるへし。若くは手置帆負神。定爲<sub>二</sub>作笠者亦作矛者。などありしが。脱たるにもあるへし。

○天目一箇神は。此神名も。弘仁私記に。阿米高比等部とあり。山背忌寸。天都比古禰命子。天麻比止都禰命之後也。とあり。なほ此神の事は。上卷天津彦根命の下に云る事あり。平田翁云。御名義は。麻比止都は。目一箇と書る字の意にて。此神は御目。一ましけるなるへし。伊勢の多度神社の枝社に坐す。俗に一目連。根は稱言なり。故略きても申せり。

また麻比止都禰命。眞一機の意にて。日女鳥を天一根と云る類の。美稱かとも思。と云り。さて拾遺に。太玉命所<sub>レ</sub>率神。天目一箇命。筑紫伊勢兩國祖也。姓氏録。右京神別。桑名首。天津彦根命男。天久之比乃命之後也。とあるを合せて思ふに。天目一箇命の御裔の。鍛冶部を統領りて。桑名に在しを。伊勢國忌部とも。桑名首とも云しならむか。さて上

の手置帆負神の例によらば。此にも筑紫國忌部遠祖と。また磐窟段に。令<sub>二</sub>天目一箇神。爲<sub>三</sub>造雜刀斧。及鐵鐸。また崇神段に。石凝姥神裔。天目一箇神裔二氏。更鑄<sub>レ</sub>鏡造<sub>レ</sub>劍などあり。記の石屋段なる。天津麻羅は。天目一箇命の亦名にて。此は鍛冶の遠祖なるか。此神と石凝姥神と

二神にて。かの神鏡は造れるよしなり。式播磨國多可郡。天目一神社。姓氏録に。菅田首。天久斯麻比止都命之後也。とあり。

○作金者。右の拾遺の文によるに。今も幣物の刀斧また鐵鐸などを造れるなるへし。予は手置帆負神の作り給へれば。此神の。さて上卷の一書には。石凝姥爲<sub>二</sub>治工。とあるに。此に天目一箇神を爲<sub>二</sub>作金者。と云るは。同じ事の様なれと然らず。石凝姥は鏡の治工な

り。天目一箇神は。唯の鍛冶なり。此差異を思ふへし。○天日鷲神の事も。作木綿の事も。已に上卷に出。○橿明玉神の事も。既に出。○作玉者。此神の作玉者となり玉ふ事も。既に出。さて拾遺に。橿明玉命。出雲國忌部玉作祖也。とありて。臨時祭式に。凡出雲國所<sub>レ</sub>進御富岐玉六十連。令<sub>二</sub>意宇郡神戶玉作氏。造備。とあり。これ此神の裔孫の玉造なり。○手置帆負神より以下。みな大物主神を祭る幣物なり。此より以下は。其幣物を陳ねて。太玉命の取持ち。天兒屋命は。太占卜事を以。神の御心を問

せ玉ふ由の文なり。これを集解に引放ちたるは。甚しき非なり。○以弱肩被太手纏は。祈年祭祝詞に。辭別忌部能弱肩爾。太多須支取掛氏云々。本居翁云。肩はつかひ目にて。折屈む所なる故に。弱とは云

なり。と云り。されど祝詞考に。弱肩云々は。續紀の詔に。弱き身に重き任<sub>レ</sub>する事を詔へるに均しく。文に云て。且忌部の勞き仕奉るをあらはせり。と云る方まされる心ちず。重胤此説に據て。云れける

は。向ふ所の神を尊奉りて。殊更に謙退りて。弱肩と云て。文を抑へ。其より神事に仕奉る事の。懇

到なる志を見せ奉りて。太禰と云て。文を起せる者なるか。是に依て。其に云列ぬる事の。二ちから

に活きて。其心も厚く聞ゆるか如し。と云れたり。さて手纏の事も。神祭の時に手纏を掛る事も。既に

に神代上に云り。○代御手以祭此神。代御手は。私記に美豆之呂止之豆とある訓よろし。纂疏云。代

御手者。代<sub>二</sub>天子自祭<sub>二</sub>而祀之也。とあり。記傳云。御孫命に代り奉りて。御幣を取持を云なり。御手と

云に心を付へし。たゞ代りて祭るとのみは。精しからずと云り。さる言なり。祭<sub>二</sub>此神<sub>一</sub>は。口訣に。

代天孫。祭大己貴神。と云るか如し。○始起於此は。纂疏に。謂後世取法於此也。と云れたるか如く。杵築社を始め。諸社の御祭の式も。みな法をこゝに取れる也。

且天兒屋命主神事之宗源者也。故俾以太占之卜事而奉仕焉。

且。通證云。今按且字緊承上文。諸家以且以下一爲別段。說者。恐非。とあり。さるを口訣には。上言。忌部氏所掌。此言。中臣氏所掌也。云り。○主神事之宗源者也。本の訓はあやまりなり。またこの神事に。カミコトといかり。○主神事は。即上に幽事とも。神事とも云ると同じ。纂疏の其の處の注に。神事則冥府之事。非祭祀性幣之禮也。と云れたる。其の意にて。神事は神祇の事情なり。知宗源とは。其源根を探知る事にて。釋紀に引る龜兆傳にも。此書他相に。全文あり。疑はしき事もあると。古書なり。太詔戸命進啓云々。吾者能知上國地下天神地祇。况復人情憤愷哉。とあるを以。知るへし。天兒屋命の神事の宗源を知れる由は。亦名太詔詞命。久慈眞知命とも申して。平田翁の考あり。なほ久志眞智産靈命太詔詞命。天兒屋命別號也とあり。ト事を知り給へはなり。次に云。○俾以太占之卜事而奉仕。右に云る如く。此神を太詔詞命。久慈麻治命とも申す事は。まづ天石窟前にて。祈禱の祝詞を申玉へるは。即此神に御坐か故に。亦名を太詔詞命とも申す。神名帳頭注。左京二條太詔詞命神。本社和州添上郡。對州下縣郡。天兒屋命也。とある是なり。總相記に。太詔戸神社。本社。在三國。豐後國。對馬島上縣郡。とあり。對馬島上縣郡。能理刀神社

を。津島記事と云書に。上縣郡豐島鄉西泊村神社云能理刀神社。所祭三坐。宇麻志麻治命。天兒屋命。鳥賊津臣命。とあり。宇麻志麻治は。久慈麻治命の別號と云たり。宇麻志は解辭。麻治は町にて。太光の事に功坐る御名。又式と云こゆ。鳥賊津臣は。仲哀紀に見えたる。中臣鳥賊津連に坐せは。本より龜トに功有る神に坐せり。又式に。同島下縣郡太詔詞神社。名神この社の合殿雷命。始は佐須郷に御在しを。今與良郷加志村に共に御坐す。と云り。其津島記事に。加志大明神社。祭太詔詞命雷大臣命。即雷大臣宮趾也。側有壘城。方一丈三尺計。累石爲壇。雷大臣兆處也。とあり。又其佐須郷なるは。同書に。佐須郷神社云八龍殿神社。祭雷大臣命。後徙社於加志村。合祭太詔詞神社。八龍殿。今所謂八神殿卜灼之所。延喜式神名帳所謂雷命神社是也。と云り。かく雷大臣命の兆所なるか故に。即太詔詞命。久慈眞智命を。合祀れるなり。されは上にも云る如く。太詔詞命。久慈眞智命は。共に天兒屋命の亦名に御坐て。ト事を知る神なる事明らかし。さて其太占の卜事を以て。仕奉らせ給ふが。神事の宗源を知れる由なる事は。此時幽顯相分るゝに就ては。今まで現人神に御坐まし。大己貴命には坐せとも。隱身と成らせ御坐ませるに依て。直に御言語の事を得させ給はず成ぬるに依て。神の御心を。ト問せ玉ひて。萬に政こたせ玉へる由にて。右件の神々は。天神御子の御伴として。仕奉らせ給へる神々には坐せとも。夫より以前に。此天日隅宮御事に。仕奉らせ玉ひに。天降らせ玉ひて。復命し玉へるにもあるへし。さて奉仕は。通證に。重遠曰。謂仕皇孫也。今按。此本正通説。然與上文太玉命並舉其職。則奉仕大物主神爲本義云々。上文有代御手之語。則天子尙自祭之。况兒屋乎。蓋奉仕此神。乃奉天孫也。

と云れたるか如し。さてこゝに出たる。太古之卜事は。いかなる物を以。卜へると云に。此則後世まで傳はれる龜卜なり。釋紀に龜兆傳を引れたる。其因に。先師説云。此時卜者鹿卜也。此は天石窟の龜の事なり。龜卜者。皇孫天降之時。太詔戸命進述龜誓之後。出來者云々。と云れたるにて知られたり。龜卜の古方な神紀神龜の下に云。重胤も此説を受けて。三代實錄貞觀十四年の下に。是雄壹岐島人。本姓卜部。改爲伊岐。始祖忍見足尼命。始自神代。供龜卜事。厥後子孫。傳習祖業。備於卜部云々。とありて。卜部は中臣より。龜卜に分れたる氏なり。に供奉る事を。始自神代とある。其始を何れの神とか爲ん。天兒屋命より繼々。祖業を傳習ひて。今に至れるなり。記傳に。上代の卜は。すべて鹿の肩骨を用られたり。龜卜を用る事は。漢のを學へる後の事なり。通證に引れたる。今に云れたれど。更に證なし。鹿の肩骨を用ふし事。石窟段をわきまては。物に見えたる事なし。藤齊延曰。對馬傳龜卜。自雷臣命。方神功皇后征新羅時。此命居下縣郡佐須鄉阿連邑。以傳龜卜云。式。下縣郡雷命神社云々。姓氏錄。津島直。天兒屋命十四世孫。雷大臣命之後也。神功紀曰。中臣鳥賊津使主。爲審神者。其主卜事。可以知也。蓋是乃祖之遺業。今卜庭神合祭使主云々。とあるにて知るへし。と云り。

高皇產靈尊因勅。曰。吾則起樹天津神籬及天津磐境。當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命太玉命。宜持天津神籬。降於葦原中國。亦爲吾孫奉齋焉。乃使二神陪從。天忍穗耳尊以降之。

因勅。通證に。玉木正英の説を擧て。因勅者。承二神之職掌而言とあるかことし。さるを記傳に。此以下神籬磐境の事をも。大物主神の御靈を祭る料に詔へるなり。と云れしは。甚くたかへり。○吾則。拾遺には。大神の寶鏡を依し賜へる事の次に。此御言あり。吾則と詔へるさまを思ふに。大神の御鏡を授け玉へるに對へて。詔ふ御言として。よくきこえたり。此は文の次第。誤れるものなるへし。○天津神籬。崇神紀に。神籬此云比葍呂岐とあり。この訓注こゝにあるへきに。かしこにあるはいかゞと。山蔭に云れたり。天津は美稱。神籬は守部説に。御森樹にて。神の靈の憑り鎮り坐る。森の樹立を指て云名なり。上代は出雲伊勢などを除ては。をさく宮殿はなくして。三輪山などの如く。生茂れる森ぞ。即神の御社なりつればなり。萬葉四に。味酒乎三輪之祝我忌杉云々。又七に。三幣取神之祝我鎮齋杉原云々。此等の忌杉も。杉原も。三輪山の比母呂岐を指るなり。又十一に。天飛也輕乃社之齋槻とありて。其齋槻を指て。神名火爾紐呂寸立而雖忌。とよみたる類にてささるへし。又此比母呂岐を。常に御諸といひ。又其御諸を。神南備と云も。神之森。また其母理は。隱樹の繁り隠りかざるを云。の義にて。只云なしの少しつゝ異なるのみ。本はみな同語なり。かゝれば。古書に御諸とあるを。御室の義と釋き來しは。本末の違ありて。古意を知らざるものなり。其は森を指て神社とせし世に。三齋とも神名火とも云し古語なるを。後に造りそめたる。宮殿の室の意として。争か叶はむ。但し宮殿出來殿も御諸にてはあれど。御諸と云言意は。御室にては非ざるなり。故紀記萬葉等の古書に。神社には。凡て御諸三諸をどのみ記して。御室とも。

宮とも云ること見えず。日若宮、日偶宮などあるは、皆現き神の作。坐ける宮殿にして、神社とは元來別なり。是、本宮殿の。室より出たる言には非る故にそ  
 有ける。又萬葉などに。神杉神樹などよめるも。比母呂岐の事を指るなり。俗に神木と云か如し。又神籬。玉籬。瑞  
 籬など。常に云も。標結垣の事にはあらず。古き書に。青垣山隠。又青柴垣など云。中古の歌に。嶺  
 の松垣。杉垣などよめる類の垣にて。其垣神社に。彼神杉神樹の多く植るを云。即神靈の留り給へる。ひもろきなりけれ  
 は。此比母呂岐と云言に。神籬字は書ならひ來しにこそ。又雄略天皇大御歌に。美母呂能伊都加斯賀  
 母登。とよみましつるも。猶ひもろきの事なるからに。赤猪子か和歌に。美母呂爾都久夜多麻加伎。  
齋玉。と受たり。是等にて。神籬は即比母呂岐。比母呂岐は即神社なる事。思定へし。杜字を昔より。神に當て用來しも。  
 神社は舊森なるから。其ひもろきの木に从るをとり。社字形に似たるを以。借用たるなれば。漢の字義には拘はらず。即此間にて  
 制したる字の如し。又社をヤシロと云も。屋代の義にて。神靈の爲には。ひもろき即屋の代なるよしなり。此訓自ら古義なり。故上  
 代は。假に神を祭るにも。常葉の枝を折來て。其枝に神靈を移しやとして。齋祭り。萬葉卷二十に。  
 爾波奈加能阿須波乃可美爾古志波佐之。阿例波伊波々牟。加倍理久麻豆爾。卷三に。吾屋戸爾御諸乎立  
 而などよめるも。彼神社の。ひもろきを摸して。祭る心はへなり。と云り。此説にて比母呂伎と云も  
 のことを知へし。○天津磐境。アマツイハクラと訓へし。磐境を本にイハサ。カと訓るは非なり。玉勝間云。堀川院百首に。  
 柳兼昌。いこま山たむけは是か。このもとに。いはくらうちて柳たてたり。神籬磐境とある。ものゝさ  
 まと聞ゆ。いはくらうちとは。磐を以て座をかまふる意なるへし。と云れたるは。然言なり。さて古  
 く磐境を伊波久羅といひし例は。大三輪神三社鎮坐次第に。奥津磐坐大物主命。中津磐坐大己貴命。邊

津磐坐少彦名命云々。今少彦名命來臨吾邊津磐坐。與吾和魂。共能可敬祭守皇孫濟人民上矣。於是  
 起立磐境。崇祭少彦名命云々とあるを見るへし。上には磐坐と書るを。下には磐境とせり。これにて。磐境の訓  
動くへからす。然るをイハサカ又イハキなどよめるは。いづれも叶はず。さて玉勝間に。磐以て座をかまふる意と云れたれど。此は必しもまこと  
 の磐石以。構ふるのみをいふにはあらず。磐は天磐戸などの磐に同く。たゞに神の御坐を。しか稱へ云  
 りしものなり。御天降段の。離天津磐坐の磐坐も。同じものなり。拾遺に。崇神段に。倭笠縫邑。殊立磯城神籬。と云こと見えたり。  
 此磯城は。此なる磐境と同じものなり。此紀には。此事を磯堅城とあり。堅は衍なり。○起樹とは。  
 神靈を憑し奉る御坐を。構へ樹るなり。さて神籬及磐境とはあれど。二物にはあらず。磐境即神籬に  
 して。神籬は磐境を構ふる神木なり。故次には持天津神籬とのみあり。拾遺には。たゞに建樹神  
 籬とのみあるにて知るへし。さて此は。平田翁説に。皇御孫尊の御守護と。殊更に御親の御靈を。  
 齋ひ祭給ふなり。其は吾則とある御言にて。所知たりとあり。○持天津神籬云々。持降とは。齋ひ樹  
 たまひし。其神木を持降れとなり。後世春日日吉の神木を。振奉るさまを以思へし。山蔭云。これを  
 持て降れと詔ふは。高天原より。葦原中國までの。途中の御守の爲もある故なるへし。と云り。さる  
 事なり。○亦爲吾孫云々。平田翁云。今かく吾か自ら齋へりし神籬を持降りて。汝二神も。亦皇御孫  
 尊の御爲に。齋ひ奉れと詔ふなり。亦字此御言の眼字なり。此字に深く心を留めて見。たらんには。其旨自からに著明ならんものなり。さて此神籬は。後に神祇官  
 西院に。八神を祭給ふ起原なり。其は拾遺の神武段に。爰仰從皇天二祖之詔。建樹神籬。所謂高皇產





璽所謂神璽也。予玉自從。即勅曰。吾兒視此寶鏡云々。と續け載たり。○寶鏡は。即八咫鏡に坐す。重胤云。寶鏡と有は。石戸開の時に。此に依て感けさせ玉へりし。皇大神の御許にて。寶と爲させ給へる謂なり。○祝之曰は。此に天壤無窮の神勅の御事御坐て。寶祚を言壽給へる御旨に。證して祝奉らせ給へる謂なり。然して此の祝之曰を。私記に保岐氏と訓み。大殿祭詞に。天津璽乃鏡劍乎。捧持賜天。言壽宣コトホキリクマハ。志久とあり。然して其言壽を。古語許止保金。言壽詞如今壽觴之詞。と有を。神祇令に。凡踐祚之日。中臣奏天神之壽詞。忌部上神璽之鏡劍。とあるを。合考るに。御世々々の踐祚に。忌部氏の鏡劍を上り。中臣氏は壽詞を奏すは。此の故事に擬ひ仕奉る事。申も更なり。と云れたり。○當猶視吾。記云。於是副賜其遠岐斯八尺勾瓊鏡。及草那藝劍。亦常世思金神。手力男神。天石門別神。而詔者。此之鏡者。專爲我御魂。而如拜吾前。伊都岐奉。次思金神者。取持前事。爲政。此二神者。拜祭佐古久斯呂五十鈴宮。とあり。此に視此寶鏡。當猶視吾は。記に如拜吾前。伊都岐奉。とある是なり。記傳云。爲我御魂。とは。神賀詞に。大穴持命之申給久。云々。申天。己命和魂乎。八咫鏡爾取託天。とある如く。大御神の御神靈を。此御鏡に取託て。賜はするなり。然れば天照大御神の御靈は。全此御鏡に坐々ものぞ。吾前とは。現御身の大御前なり。伊都岐奉は。今まで吾御前に侍坐て。親近く拜奉玉ひし如くに。今よりは。此御鏡を祭玉へとなり。とあるにて。其義明けし。○同床共殿。重胤云。同床とは。床は大殿祭詞に依は。高御座及常の御在所を云ひ。共殿とは。殿は天皇の天下に照

臨ませ給ふ。正殿即大の事にして。皇祖天神と。天皇と。御座を一に爲させ坐謂是なり。拾遺に。宜太玉命率諸部神安殿。其職一如天上儀と見え。其下に。天照大神本與帝同殿。故供奉之儀。君神一體。とも有か如くにして。實に天上の儀式の如く。皇大神と。皇御孫尊の大前に。侍らはれて。神と君との御中を隔る事なく。仕られし者なりけり。如此くして。御世々々を経行つるに。崇神天皇六年に至りて。天照大神を異處に遷し奉り。別に立磯城神籬と有て。漸に神と君との御間。遠く成らせ御坐けるに。猿田彥神と。豫め御幽契の御事。御坐に依て。其初て天降り御在し著せ玉へる。五十鈴河上宮に。鎮定らせ玉ふへき期。已に至れる者とこそは。所思えたりけれ。若て皇女豊鋤入姫命を。御杖代と爲て。奉らせ玉へるは。謂ゆる齋内親王の御初なるか。皇子等も數多御座に。殊更に皇女をしも。屬奉らせ給へるは。神代以來。其正殿に御坐す間は。皇后皇女などを以て。日々の大御祭を。令仕奉玉ふ事。今も士庶人の家の祭事。多くは妻女などに委任て。令行る如く。萬に簡易なりつる。上古の風儀なりし故にこそ。其女儀を以て。神祭の事を行はれし例は。神武天皇時。勅道臣命云々。授以嚴媛之璽と有て。嚴媛に代て。道臣命を以て。令仕奉玉へるなるへし。又崇神天皇六年に。亦以日本大國魂神。託淳名城入姫命。令祭。と見え。其十年に。武埴安彦か謀反の萌。有けるを。倭迹々日百襲姫命の。吾聞武埴安彦之妻吾田媛。密來之取倭香山土。妻領巾頭。祈曰云々。と有るも。夫の爲に妻の祭主と爲れるなり。又仲哀天皇八年。時有神託皇后。而誨曰云々。と有るも。神功皇后元年。皇后還吉日。入齋宮云々。と有を合せ見るに。先には天皇の命に依て神主と爲り。此には皇后の御心として。仕奉らせ玉へるなりけり。と云れたり。○爲齋鏡は。記に伊都岐奉とある即是なり。其齋き奉り玉ふさまは。拾遺の檀原朝段に。捧持天璽鏡劍。奉安正殿。と書して。

當此之時。帝之與神。其際未遠。同殿共床。以此爲常。故神物官物。亦未分別。と云る。此を以て。上世の狀を同奉るに足れり。又天照大神本與帝同殿。ともみえたり。是天照大神の。實祚を守奉らせ玉はむとの。大御命御坐か故に依てなり。故拾遺に。以爲護身御璽。と見えたる是に同じ。故口訣には。以爲齋鏡者。猶宜爲守護鏡。と注されたり。建曆御記に。世始同殿御座之間。主上朝夕不<sub>レ</sub>放<sub>二</sub>御本鳥<sub>一</sub>と見えたる。此を以て。神と皇と。常に親近しく御座ける御事を。見奉知へきなり。世始同殿云々は。崇神天皇御世まで。謂ゆる同床共殿にて。御坐し間の御事を宣へり。主上朝夕不<sub>レ</sub>放<sub>二</sub>御本鳥<sub>一</sub>は。其裝束條に。御本鳥紫絲也。本鳥乎取天。先乎二結分也。是非<sub>二</sub>臣下作法<sub>一</sub>。帝王御作法也。と有る。是にて神代に所謂御髻なる事。既注るか如し。此御趣にては。其天皇の内に。齋奉らせ玉へりし上古は。常に御髻に掛させ御坐て。天下に臨ませ玉へるなりけり。後に日本武尊の東征に。御姨倭姫命より賜りて。草薙劔を常に佩賜へるを以ても。當昔神と皇との御間。甚々御親しく御坐し坐に就て。天神御子も。亦神々しく御在坐ける御事を以て。見奉り知へくむ有ける。其御文の續に。仍冠巾子融<sub>二</sub>緒<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>結<sub>二</sub>御冠<sub>一</sub>。此故也。と見えたるは。江次第第十一に。内侍所者神鏡也。本與<sub>二</sub>主上御同殿<sub>一</sub>。故院被<sub>レ</sub>仰云。帝王冠巾子左右有<sub>二</sub>穴<sub>一</sub>。是内侍所御同殿之時。主上夜不能<sub>レ</sub>放<sub>二</sub>冠<sub>一</sub>。給<sub>二</sub>御眠<sub>一</sub>之時。御冠屢落。仍以<sub>二</sub>插頭華<sub>一</sub>。自<sub>二</sub>巾子穴<sub>一</sub>通<sub>二</sub>御髻<sub>一</sub>也。と有る。此に依せ給へる者なり。抑冠の制は。上古よりの物に非すと雖。上古には。主上の御髻に。神鏡を掛させ御坐ける。其故實を存して。御冠の巾子に。穴を開られ

て。緒を通し。結はせ玉ふは。今も護身御璽と爲て。其神鏡を頂奉らせ玉ふ御心にて。實に古語拾遺に謂ゆる君神一體の御風儀。仰き奉るも餘有<sub>二</sub>へき御事<sub>一</sub>なり。其御裝束條に。御冠白地不<sub>二</sub>御跡<sub>一</sub>方<sub>一</sub>。記<sub>二</sub>在江<sub>一</sub>と有る。神鏡を重みし奉らせ玉ふ。故實に依らせ玉ふへき御事。申すも更なる御事をか。垂仁天皇御宇。始爲<sub>二</sub>別殿<sub>一</sub>。御温明殿とあるは。江次第に依らせ給へるなるへきか。此は御記に。同年に伊勢神宮に。御鎮座の御事を。記されたるより。出たる説なるへし。本朝事始に。崇神天皇六年己丑。始制<sub>二</sub>温明殿<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>三種之神器<sub>一</sub>。安置此殿。後代之内侍所。以<sub>二</sub>右之温明殿<sub>一</sub>表之始也。とある方や勝らま。然るは。崇神紀六年。畏<sub>二</sub>其神勢<sub>一</sub>。共住不安と有て。磯城神籬を定奉らせ給ひて。眞の神鏡をは。遷奉らせ御坐し御時に。其護身御實と爲て。造奉らせ玉へるを。常は別殿に鎮奉り置し玉へるも。其御時を始と思しければなり。然るに内侍所は。昔は清涼殿に納置參らせられたりけるを。自然无禮の事も有らば。其恐有<sub>二</sub>へしとて<sub>一</sub>。温明殿に移されにけり。此事何れの御時の事にか思束なし。彼殿清涼殿より下りたる。便無しとて。内侍所に被<sub>レ</sub>定たる方は。板敷を高く敷き上られたりけるとそ。と著聞集に有は。甚く異なる事ながら。熟思ふに。昔は清涼殿に云々は。崇神天皇以前には。同じ大殿に同床共殿の神勅のまゝに。君神一所に御坐けるを。以後の常御殿の名を。及ほし云るなるへく。次に自然无禮の事もあらば。其恐れ有<sub>二</sub>へしとて<sub>一</sub>云々は。右に引る其御紀の文に有る意を。云傳へたりし者と所見たれば。此の證ともなるへき事なりけり。此温明殿をしも。實所と聞えさす意も。然る事に依

れるなるへし。野府記には。恐所。紀略には威所。中右記には畏所。又尊所とも書れて。皇大宮の中に在り。甚可畏き所と申す義にて。敬神の餘に。其御名を指すして。然申來らせ玉へるなめり。次に引る紀略に。此御鏡の御事を記して。和名加之古止古呂と見えたり。然る時は。其本は神鏡を可畏み申せるより。其御在所の名とも成れりと聞ゆ。拾芥抄に。温明殿綾綺殿。東七間四方と有り。職原抄大全に。當時内裏圖を案するに。内侍所は紫宸殿の辰方に在り。東西三間半。南北五間半。後有レ局。神巫等居之。とあり。借温明殿の訓。何と唱たりしか知らず。若くは字には然書く事なれども。賢所とは。語には云けむと。思ゆる者なりと云り。

復勅<sup>ニ</sup> 天兒屋命太玉命<sup>ニ</sup> 惟<sup>ニ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 二神<sup>ニ</sup> 亦同侍<sup>ニ</sup> 殿内<sup>ニ</sup> 善爲<sup>ニ</sup> 防護<sup>ニ</sup>

亦同侍殿内は。同床共殿と云るを承て。兒屋太玉二神も。亦皇御孫尊に親近く侍ひて。殿内を離れず。皇孫尊に仕奉れ。と詔ふなり。○善爲防護。此神勅の如く。兒屋太玉二神。大宮内に侍ひて。大御防護となり。仕奉りしさまは。拾遺にも。宜<sup>ニ</sup> 太玉命<sup>ニ</sup> 率<sup>ニ</sup> 諸部神<sup>ニ</sup> 供<sup>ニ</sup> 奉<sup>ニ</sup> 其<sup>ニ</sup> 職<sup>ニ</sup>。如<sup>ニ</sup> 天上儀<sup>ニ</sup>。とも。又天照大神本與<sup>ニ</sup> 帝同殿<sup>ニ</sup>。故供奉之儀。君神一體。とも有か如くして。實に天上の儀式の如く。皇大神と。皇孫尊の大前に。侍らはれて。神と君との御中を。隔る事なく。仕奉られし者なり。さて第一一書。また記には。五伴緒の神を。配玉へること見え。又記には。思兼神。手力男神。天石門別神の御靈實を。降

し給へる事。また登由宇氣神のことまで。記したるに。此一書の傳には。たゞ兒屋太玉二神のことのみ出たるは。いかにと云に。此は異なる傳には非ず。右伴の神等の御事をは。略きたるものなり。されはこゝに。二神に勅ふ御言と。記に思金神に詔ふ御言<sup>次</sup>と。一なりと云説あれと。非なり。さるは御言負せ給へる神の。異なるはさらにもいはず。元來御言の上の。甚く異なるを。よく思ひ辨ふへし。まづ此の同侍<sup>ニ</sup> 殿内<sup>ニ</sup>。善爲<sup>ニ</sup> 防護<sup>ニ</sup>。と勅へる趣は。口訣に。二神在<sup>ニ</sup> 天孫之左右<sup>ニ</sup>。爲<sup>ニ</sup> 守護<sup>ニ</sup>。也。と云るか如く。皇孫尊の大宮内に侍ひて。玉體の御護となれと。詔へる御言なることは。上に云るか如く。借又記に。此之鏡者。爲<sup>ニ</sup> 我御魂<sup>ニ</sup>。而如<sup>ニ</sup> 拜<sup>ニ</sup> 吾前<sup>ニ</sup>。伊都岐奉<sup>レ</sup>。次思兼神取<sup>ニ</sup> 持<sup>ニ</sup> 前<sup>ニ</sup>。事<sup>ニ</sup> 爲<sup>ニ</sup> 政<sup>ニ</sup>。此二柱神者。拜<sup>ニ</sup> 祭佐久々斯呂伊須受能宮<sup>ニ</sup>。とあるは。御鏡に副り奉れる神にて。皇御孫尊の御守護神となれと。詔へるには非ず。其は記傳にも。前事は。即此御魂の御前の事なり。皇御孫命の御前<sup>の事には非ず</sup>。さて事とは。大御神の御靈の。天下の萬事を。御思ひ處分ひ授賜ふ。御政を云なり。前とは即其神を指て申す言なれは。此は此御靈の御政事と云むか如し。と云れたるにても知へし。又云。取持とは。其事を身に負持て。執行ふを云なり。此思金神は。天照大神の御靈の御政を。取行ひ玉ふ神なり。故其御鏡に副りて。降給ふなり。故二柱神者拜<sup>ニ</sup> 祭伊須受能宮<sup>ニ</sup>。とあるをや。もし皇御孫尊の御前の神にて坐は。兒屋命太玉命の如く。皇御孫尊に傍て。祭給ふへきに。さる事なきは。大神の御前の神なればなり。されは思金神に勅へる記の御言と。兒屋命太玉命に詔言給へる此の御言とは。趣の甚く別なるを思ひ辨ふへし。元來紀は現身神に詔へる御言。記は御靈に勅へるにて。差別あることをも思へ

し。此現身と。御靈との差別あるは。さてしか記に。思金神を伊須受宮に拜祭るよし。見えて慥かなるを。伊勢神宮の書にもには。此神の相殿に坐す事は。すへて見えたる事なし。天照大神相殿神。天手力男。神。萬葉集秋津姫命。とあり。此は記傳に詳かに云れたるを見へし。勢にもいはれし如く。いかにも不審き事なり。なほよく考へし。記傳云。かくて何れを正しとせむ。今定むべきに非れども。紀一書に秋津姫命を。思兼神妹とあり。又由ありてうおほゆる。然ればかにかくに。此記の趣は。疑ふべき事なきを。伊勢の傳の方は。必然るへしとおぼる事なれば。彼を誤りと定めつ。と云れたり。されど近き頃。伊勢神宮にて作りたる。神宮祭神略説と云書に。相殿神二坐。思兼神妹。古事記。舊事本紀。神語記。古本神皇實錄。但實錄印本。誤以思兼神。爲相殿神。千々姫命。儀式帳以萬葉集秋津姫命。爲相殿。然其說不合。神典。則難從耳。案諸書論。相殿神。者皆不。一定。要之。不過。神宮記。以附會之也。乃謂。天兒屋命。天太玉命。者。惑。于紀爾二神同侍。殿内之支耳。以余觀之。此亦非。相殿之謂。天手力。神。據大神宮儀式帳。延喜式。御鎮坐本記。御鎮坐次第記。神皇實錄。とあり。栗田氏云。相殿神二坐。左方靈御形弓坐。右方靈御形劍坐。とある左一座を。古事記に據て思兼神と定め。右一座は。姑儀式帳に萬葉集秋津姫命とあるに従ひたれど。姫神の靈形御劍に。事疑はしと思ひしに。此略説に就て。手力雄神と定むへしと云れし。共にさる誤なり。されば記傳の誤は。信ひかたきなりと云り。

又勅曰。以吾高天原所御齋庭之穗。亦當御於吾兒。

又勅曰。此をも拾遺には。高皇產靈尊の勅と爲ること。上に云るか如し。○高天原。記傳云。高天原とは。此國土より云事なり。されは記に。天照大御神の。天石屋に隠り坐る處の御言。天原。又紀の須佐之男命の。天に上坐とき。又御誓の處の。天照大御神の御言。必當奉我天原云。などは。みなた天原とあり。其は天にして。詔ふ御言なるか故なり。然るに此に。吾高天原と詔へる處の。一あるは。撰者の何心もなく書れたるか。いかにもあれ。たゞ此一つを以。なへてを疑ふべきに非ず。多きにつきて決むべきもの。と云れたり。○所御齋庭之穗。是より所謂大

嘗祭の本なり。平田翁云。齋庭は天照大神の。大嘗聞食すと。齋ひ淨めたる庭を云こと。中臣壽詞の文の。齋場に准へて知へし。穗は拾遺に。齋庭之穗。是稻種也。とあり。此は大神の御自ら撰ひしるしめすなり。或説に。齋庭之穗は。天上なる齋田の稻種なり。彼謂ゆる天狹田長田の神稻にや。とも云り。考へ合すへし。師云。齋庭の穗は。唯に神を祭給ふ料のみには非ず。新嘗の料の稻なり。上代の新嘗は。神に献るのみならず。自所聞食し。人にも饗玉ふ中に。みづから所聞食ことを主とせり。故きこしめすと云て。祭とはいはず。即吾高天原所御とある。此御字をもて知へしと云り。と云れたり。記傳云。大嘗會中臣壽詞に。天津御膳遠。長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁。瑞穗遠平介久安介久。由庭仁所知食止。事依志奉氏。天降坐云々。とあると。大殿祭詞に。此乃天津高御座爾坐氏。天津日嗣乎。萬千秋乃長秋爾。大八洲豐葦原。瑞穗國乎。安國止平氣久。所知食止。言寄奉賜比氏。とあるを合せ考ふるに。中臣壽詞は。大嘗につきて申す故に。由庭爾所知食といひ。大殿祭は。天下知看す。凡ての御上にて白す故に。瑞穗國乎。所知食と云る。共に其指物は同じ稻穗にて。其中に主とし首とするは。齋場の穗なり。故紀には主とし首とする。齋庭之穗を詔ひ寄して。其中に天下の百姓の奉貢る稻。また種々の御調物も。兼合たり。前にも云る如く。皇御國は。稻に殊なる深き所由ありて。右の如く。大御神の嚴重き。大詔も坐々て。後世に至る迄も。萬の政のあるか中にも。大嘗を又なご大事とし給ふもの。と云れたるにて知へし。○吾兒とは。平田翁云。今此種を依し給ふ。御孫命はさらなり。繼體の天皇の御裔を。遠くかけて。詔へる御語なり。とあり。○當御

は。高天原にて。新嘗齋ひ聞食す如く。葦原中國にて。吾兒に御しめさすへしとなり。故御自の御上に屬ては。キコシメスと云ひ。其依し奉る方に屬ては。マカセマツルと訓るなり。御にマカスの義あるへし。人に物事を委任ぬる事を。常に然云るなり。萬葉に任賜者。任乃隨。など何れも。物を委任る由なり。さて上にも云る如く。此稻穂は。人の命繼ものにて。上なく貴きものなる故に。今大神の御靈實の御鏡の次に。此ことを詔へるなり。如此主とある重き物を詔へるにて。萬みな大神の高天原所知食如く。皇御孫尊の。葦原中國を知食へし。と詔へること。此等の御言に。兼合たること知へし。さて平田翁云。是より前にも。葦原中國に。稻を殖たる事。須佐之男命の大須佐田。小須佐田を。定給ひし事あり。後に大名牟遲少名牟遲神。相並して。國作給ふ時に。天上より稻種の墮し事ありて。大地主神の營田の事あり。然れども。それ猶宜しき種には非りけむ。故に今かく。大神の齋庭に聞食す稻種をば。依賜へるなり。と云り。さる言なり。

又云。式大和坐大國魂神社三坐の中に。御年神の相殿に坐す事は。其所由詳ならぬに就て。深く考るに。此は八握嚴稻を以。神體と爲すと云れは。皇御孫命御天降の時に。大御神の齋庭の穂を。事依し玉へるを。天降坐て後。其稻種をば。種に殖玉ひけんを。其か中に。八握嚴稻を撰ひて。御歲神の神體として。共に大殿内に。齋き祭り玉へりしを。大國魂神を。御社に祝ひ玉ふ時に。其因を以て。相殿に祝ひ玉へるにや。と云れ

借又重胤云。此齋庭の種を。授け給へる御事は。即伊勢外宮に坐す豊受大神の。天降坐し傳たり。其を記には。瓊鏡釵を降し給へる所に。次登由宇氣神。此者坐外宮之度相神者也とある。其は右の齋庭の穂に副て。豊受大神の御靈形を。天降したまへる傳なるを。大長谷天皇の大御世まで。大

神の御許を。離れさせ御坐しからに。然る御諭は御坐し御事になん有ける。と云れたる。此もさる言ときこえたり。

日本書紀通釋卷之十九

飯田武郷謹撰

則以高皇產靈尊之女號萬幡姬。配天忍穗耳尊爲妃。降之。故時居於虛天而生兒。號天津彥火瓊杵尊。因欲以此皇孫代親而降。

則以云々。高皇產靈尊の御女の。忍穗耳尊の御妃となり給ひしは。本書の如く。此より以前の事なるを。此一書にては。此時娶坐せりしさまに。きこえていかゝなり。なほ第一書の下にも云るを見へし。○居於虛天云々。第一一書に。將降間。皇孫已生。記も同傳なりとあり。本書と異なり。さて虛天に居すとは。天浮橋の上に立給ひての事か。されと重胤も云れたる如く。此は前後の事の。一に相混淆れるものにて。第一一書に。是時勝速日天忍穗耳尊。立天浮橋。而臨睨之曰云々。と有し事の混ひて。虛天にて御兒を生給へる由に。語傳へしなるへし。其故は記紀共に。降なむと裝束はせ御坐す間に。御子は生坐る趣にて。虚天と云へき事實の。有る事なければなり。なほ此事は。第一書の下に云る事とも考合すへし。○欲以此皇孫代親。第一一書に。皇

第二一書

○日本書紀通釋卷之十九

九百十七

孫已生云々。時有<sup>レ</sup>奏曰。欲<sup>レ</sup>以<sup>ニ</sup>此皇孫<sup>一</sup>代降<sup>上</sup>云々。記にも。天忍穗耳命答曰。僕者將<sup>レ</sup>降裝束之間。子  
生出。名<sup>ハ</sup>天<sup>ノ</sup>通<sup>岐</sup>志<sup>國</sup>。通<sup>岐</sup>志<sup>天</sup>津<sup>日</sup>高<sup>日子</sup>番<sup>能</sup>通<sup>々</sup>藝<sup>命</sup>。此子應<sup>レ</sup>降。云々。隨<sup>レ</sup>白<sup>之</sup>。科<sup>ニ</sup>詔<sup>一</sup>。日子番能通々  
藝<sup>命</sup>。此豐葦原水穗國者汝將<sup>レ</sup>知<sup>國</sup>言<sup>依</sup>賜<sup>云</sup>々。とあるによれば。こゝも忍穗耳尊の奏せる言を。聞召容  
させ給ひて。天照大神の。云々と欲<sup>レ</sup>しめせるなり。

故<sup>レ</sup>以<sup>ニ</sup>天<sup>ノ</sup>兒<sup>屋</sup>命<sup>太</sup>玉<sup>命</sup>及<sup>諸</sup>部<sup>神</sup>等<sup>悉</sup>皆<sup>相</sup>授<sup>且</sup>服<sup>御</sup>之<sup>物</sup>。一<sup>依</sup>前<sup>授</sup>。  
然後<sup>天</sup>忍<sup>穗</sup>耳<sup>尊</sup>復<sup>還</sup>於<sup>天</sup>。故<sup>天</sup>津<sup>彦</sup>火<sup>瓊</sup>々<sup>杵</sup>尊<sup>降</sup>到<sup>於</sup>日<sup>向</sup>穗<sup>日</sup>高<sup>千</sup>穗<sup>之</sup>峰<sup>而</sup>齋<sup>完</sup>胸<sup>副</sup>國<sup>自</sup>頓<sup>丘</sup>覓<sup>國</sup>行<sup>去</sup>立<sup>於</sup>浮<sup>渚</sup>在<sup>平</sup>地<sup>乃</sup>召<sup>立</sup>宮<sup>殿</sup>是<sup>焉</sup>遊<sup>息</sup>。

諸部神等は。上の一書に見えたる。五部神等。また此一書の。手置帆負神以下の。五神等をも云へし。  
○服御之物は。本にミツツモノ。通證に引る玉木正英説に。美會副<sup>身</sup>一切<sup>器</sup>物<sup>非</sup>御<sup>衣</sup>之<sup>義</sup>。後漢志。服  
云れたる説。さる事なり。されとミンと謂ては。なほ御衣の事となりて。いかゞなり。今按に美與會

都毛能と訓へし。御装物の義なり。装を與會とのみ云るは。催馬樂及拾遺の歌等に。大<sup>オ</sup>装<sup>ホ</sup>衣<sup>ヒ</sup>と云  
る歌を。於保與會許侶茂。また名目抄に。御粧物所を。オヨソモノトコロと云るなど例あり。さらば  
此服御は。飲食供御の具。車服儀仗の類。鹵簿の御裝束までを。總て云と見るへし。三代實錄二十九  
の詔に。太上天皇止伊布號毛停止。亦諸の服御乃物停賜布。とあるなども。しかきこへたり。然るに。重  
種神實一とある。○然後云々還於天。こゝに然後とあれば。皇御孫尊生坐るより。此までの事は。皆虚空に  
ての事とせる傳なり。記の趣は。忍穗耳尊始めにまつ還上坐て。又降坐むとしたまふ間に。御子生れ  
まして。則其御子に詔仰せて。降し坐る由なり。此紀と異なり。○胸副國は。通證に。兼良曰。胸示<sup>ニ</sup>  
無<sup>レ</sup>肉<sup>之</sup>處<sup>今</sup>按<sup>齊</sup>肉<sup>副</sup>於<sup>胸</sup>者<sup>瘡</sup>之<sup>甚</sup>也。とあり。まつは右の義なるへし。口訣に。胸副國<sup>空</sup>國<sup>也</sup>。と云るは。薩摩國人  
の説に。大隅國鴨喰郡霧島山の西の方。鹿兒島神社近傍の地に。むなそひと字する處あまたあり。胸  
副坂と云るもあり。これ本は。其邊の大名なりしか。かく地名にわかれたるものならむと云り。當國人  
安伊地印季安等とも。霧島山に登りて。神代の遺跡を探らんとす。其途副坂より清水を經。進て坂路を躰んとす。さらば後に地  
に。忽と道しるへする男の聲にて。胸副坂と呼ぶ。清安之を聽きて悦びにえたり。歌を作りしと云こと書るものあり。兼良等の説に。薩摩之舊  
名になれるにか。もとよりの地名か。詳びらかならず。なほよく考ふへし。○立於浮渚在平地。本書によるに。此次に。到<sup>於</sup>吾<sup>田</sup>長<sup>屋</sup>笠<sup>狭</sup>之<sup>荷</sup>。と云ることあるへし。こゝは略け  
るものなり。されと此文なくはいかゞなり。○國主。本書に其地有<sup>一</sup>人<sup>一</sup>とあり。即吾田の地を云。  
故上に其文なくは。何れの國主たる事知られず。必國名あるへき處なり。倭國主とは。其地邊を主



領居たりし首長なる故に。かく云り。○訪之は。本書に。皇孫問曰。國在耶以不。第六一書に。因問之曰。此誰國歟。○取捨隨勅。本書に。此焉有國。請任意遊之。また第六一書に。是長狹所住之國也。然今乃奉上天孫<sup>ニ</sup>なとあり。取總て云はく。此は長狹か古くより。主領<sup>カシ</sup>住る地に侍れと。天神御子の大御意に。美地<sup>ヨキ</sup>と所思召さは。奉上らむを。取捨<sup>トモカクモ</sup>。其御意に任せ給へとなり。○因立宮殿。この事も本書の下に云り。○遊息。本訓<sup>ヤスミヨス</sup>安坐なり。萬葉の歌に。安見<sup>ヤスミ</sup>知之とある是なり。天皇の天下を安く所知看すことを云古言にて。安みし知しめす義なり。撰集抄に。清涼紫宸の間に。やすみし給ひてとあるも是なり。漢籍訓に。ヤスンスルとあるも。即安ミスルなり。安く見る義と云る説はわろし。この事既に。或人の説にも云り。さてこの訓。私記また北野本には。スミタマフとあり。ヤの脱しものなるへし。

後遊<sup>イテマシ</sup>幸海濱<sup>カシノヘ</sup>。見<sup>ミ</sup>一美人<sup>ヒトメ</sup>。皇孫問曰。汝是誰之子耶。對曰。妾是大山祇神之子。名神吾田鹿葦津姫。亦名木華開耶姫。因白。亦吾姉磐長姫在。皇孫曰。吾欲<sup>オモフ</sup>以汝<sup>イマシ</sup>爲妻<sup>ツマトイカニ</sup>如何之。對曰。妾父大山祇神在。請<sup>イハ</sup>以垂問<sup>トヒタマフ</sup>。皇孫因謂<sup>イハカシテ</sup>大山祇神曰。吾見<sup>ミ</sup>汝之女子<sup>ツマトイカニ</sup>。欲<sup>オモフ</sup>以爲<sup>ツマトイカニ</sup>妻。

海濱。記に。於笠狹御前<sup>カサノヘ</sup>遇<sup>カシコキ</sup>麗美人<sup>カシコキ</sup>とあれば。此海濱は。笠狹御前なるへし。御前は。海の出岬にし。て。海濱と云るに同じ。

○磐長姫在。記に又問有<sup>ニ</sup>汝之兄弟乎。答曰。我姉石長比賣在。とあり。こゝにさる語なく。亦吾姉云々在。と云ては。あまりゆくりなき心ちす。第一一書には。事勝國勝長狹に問て。大山祇神の女子なる事を。知給へるよし。記せり。其は美なる傳なり。平田翁云。磐長は。下なる宇氣比詞にある如く。堅石常石に。長久き由なり。師説に。此二女の御名。石も木華も。主と山の物にて。父神に縁ありと云れたるは。然る事にて。實は石長比賣は。磐の精靈。木華之咲耶毘賣は。櫻木の精靈にそおはしける。下に説あり。かくて。此磐長姫の御社は。式に伊豆國賀茂郡伊波乃比咩神社。と載されたり。秋山章か伊豆志。加茂郡の處に。當郡雲見村に。淺間祠あり。磐長姫を祀る。御嶽山の巔にあり。式社なりと云傳ふ。此山の四方は。峯巒周り遭ひて。唯仰て雲を見る故に。雲見山といふ。海にはり出て。高き事數百丈。これに長磯あり。頂長を八葉と云ふ。と所見たり。また同書に。磐長姫を祀る故に。此山にて。富士淺間の事を云ふを思む。磐長姫の女弟開耶姫と。隙あるか故なり。毎年六月朔日より。潔齋して參詣す。此事伊豆納符にもみゆ。關宜高橋氏とあり。國人に委く探ゆる所も。かくの如し。また同郡に。伊波比咩命神社と申すも有り。同神なるへし。此は伊豆志に。同郡白岩村の内。小河の土神に。子安明神といふ有を。村老傳に。岩姫と謂ふと云り。決く此社なり。また同書に。寛文五年の文に。姫御前。大見庄下小河鎮とす。婦人安産を祈るに。水杓の底を抜きて奉る。と記守とあり。海風<sup>ウミカゼ</sup>の如き小貝の凝て石に化せるを。神體として。式社なる事を云されと。必伊波比咩神社なるへし。とあり。然るに當國人萩原直胤云。この雲見のあたり。往古は那賀郡にて。賀茂郡にあらず。此雲見淺間宮は。必那賀郡内の御社なるへしと。深く考るに。式内石倉命神社なるへし。されは元より賀茂郡の地に。必この御社坐すへしと。探索しに。大島なる三原山上に鎮坐ます。三原大明神は。一島の總鎮守にて。頗る大社なるを。俗に淺間とも申すか。磐

長姫命を崇奉れる由。儘に云傳へたり。此御社なむ。式なる伊波乃比咩命神社にや坐らんとて。委く考證し。なほ同島には。此他にも淺間の社ある事を載たり。本書に付て見へし。古史傳三十に記せり。○欲以汝爲妻。記に。吾欲ニ自ニ合レ汝ヲ奈何。答曰。僕不ニ得レ白シ。僕父大山津見神將レ白云々。とあり。記傳云。此は殊に父の心に隨ひ給ふこと。さも有へしとあり。○如何之。本に如之何とあり。今丹鶴本に依て改む。

於是大山祇神。乃使ニ二女ヲ持シ百机飲食。奉進之。時皇孫謂姉爲醜。不御而罷。妹有國色。引而幸之。則一夜有身。故磐長姫大慙而詛之。曰。假使天孫不斥。妾而御者。生兒永壽。有如磐石之常。存今既不。然。唯弟獨見御。故其生兒。必如木華之移落。

乃使二女云々。皇御孫尊は。木華開耶姫に妻むと詔へるに。大山祇神の二女を奉進り給ふは。いかにと云に。深き御心ありしことなり。奉二女者。尊崇之至也。などある注は叶はず。次に云。○持百机云々。記傳云。今如此獻るは。掣取の禮物なり。穴種宮段に。天皇爲大長谷王子。大日下王の妹。若日下王を聘しめ給ふに。大日下王。恐隨ニ大命ヲ奉進云々。と白して。即爲其妹之禮物。令持ニ押木之玉纒ヲ而貢獻。とあり。○奉進之。本に之字なし。永享本に據て補ふ。○爲醜。記には見畏而とあり。記傳云。此詞の例何れ

も。怖しき事を見たる處に云れば。此も磐長比賣の顔貌。たゞ尋常の醜きのみには非て。可怖しかりしにやあらむ。とあり。○妹。記傳云。和名抄爾雅云。男子後生爲弟。和名於止字止。とあれども。洪登は男女に亘りて云と云類にて。字登は皆人にて。弟人夫人妹人なり。かく人と添へて云は。後の言。また爾雅云。女子後生爲妹。和名伊毛字止。とあれども。古は姉にむかへて。後に生れたるを。女をも弟と云て。妹とはいはず。記中の例皆然り。心を着て見るへし。中昔までも然にそありける。後に生れたる女子を。妹と云は。男兄に對へ云稱なり。姉に對へては。弟とのみ云て。妹と云事はなかりき。とあり。○有國色は。萬葉十四に可抱與吉とあり。紀中に麗美。麗艶。妙。容姿麗美。などみな然訓り。○幸の訓。ミトアタヘマス。この言の解は。次の一書第六の下に云へし。延喜本又私記には。ミトアタハスと訓り。○大慙而詛云々。記には。爾大山津見神。因返石長比賣。大耻白送言。我之女二並レ立奉由者云々。とありて。大山祇神の御言とせり。こゝに。磐長姫の自の言と爲るは。記と傳の異なるが如くなれと然らず。此は各其片方を脱せる傳共にて。實に其御父大山祇神の誓言を。二柱の女御子。共に承りて御坐けるか。偶に磐長姫の返され給ひし故に。其女神のみ。詛言し給ひし如くなれと。木華開耶姫。若返され奉給むも。然る詛言は云出させ給ふへく。止事を得たまはさる時勢とは見えたり。但壽命の長短はしも。皇祖天神の大御心に在へくして。大山祇神御父子の。預らせ給ふへきに非ず。此詛言の驗。有て。天皇等の大御命。長くは坐まさず。又世人の命短く。成定るか如く見ゆれど。此は此神等の。然か詛ひ給へるにはあらて。皇祖天神の大御心を。知るへき由の無ければ。此神

等心に占ひ。言に誓ひて。今より後の成行を。知給へるまでの事なり。此を詛言以て。しか短く爲給ひしと思ふへからず。さるは此時幽顯始て界を別にして。此に顯世の立る初なりければ。萬の物も事も。今新に定る時にて。此詛言なくとも。かく定るべきいはれのありけむを。其時に當りて。かく詛言の自符合る由もありけむ。おにかくに人智を以は。かゝる幽事の上は。推量りかたし。然れば平田翁は。此を御徳言と云たり。次に云るを見るへし。さて詛をトコヒと訓るは。下文海宮遊行章に。海神乃授彦火々出見尊。因救雄略紀に。指井而詛曰。此水者百姓唯得飲焉。王者獨不能飲。武烈紀に。真鳥大臣云々。廣指鹽詛。遂被殺戮。詛時。唯忘角鹿海鹽。不以爲詛。此類縮あり。記傳云。古に其術ありしなるへし。言義は。説請か。但し吉かれと請事に云るは。見えす。たゞ人を凶くせむと。請にのみ云り。能呂布と同しさまにて。伊勢物語に。あまの逆手を拍てなむのろひをるなる。などあるも。詛なり。また麻士那布は。吉凶に通はし云り。されと麻士とは。凶にのみ云へは。ましなふを善事にも云ふは。後の轉にやあらむ。さて詛字は。請神加映詛之詛。また詛詛之使。詛敗也。など注せり。と云へり。但説請といへるは信かたし。○生兒は。今生ます兒のみを。申にはあらず。大神末々までをかけて白せるなり。○如磐石之常存。本の訓義のまゝに解か。記傳云。登伎波は。常石の切れるにて。即常に常磐と書り。許伊は彼と切まる。萬葉六に。すなはち人皆乃。壽毛。吾毛。三吉野乃。多吉能床磐乃。常有沼鴨とあり。床は借字なり。加伎波は。堅き石の多の省かりたるなり。又加多を切め

ても加となる。伊は彼の韻に。雄略卷に。堅磐此云三柯柁之波。ともあり。と云れたるにて心得へし。されとあれは。省くこと水よりなり。如磐石之常。好。など訓へきなり。アマヒの解次に云。○如木華之移落。本の訓あまりくたし。如磐石之常。好。など訓へきなり。アマヒの解次に云。○如木華之移落。記云。使石長比賣者。天神御子之命。雖雨零風吹。恒如石而常堅不動坐。亦使木花之佐久夜毘賣者。如木花之榮。榮坐。宇氣比豆貢進。此今返石長比賣而。獨留木花之佐久夜毗賣。故。天神之御子之御壽者。木花之阿摩比能微坐。とあり。阿摩比の義未詳。強ておもふに。今俗にも云ふ事にて。物の間の義か。問は。アハヒの省かれる言。麻と波は通音なり。かくて木華の間とは。華の咲散る暫の間。と云ことにて。御壽命のいと短きを云ふ。譬喩言なり。此に如字を。古くアハヒと訓るは。意を得て訓る。さて移落は。訓のまゝにてもきこえたれと。壽命の方にとらは。ウツロヒナム。と訓まゝほし。

一云。磐長姫耻恨而唾泣之曰。顯見蒼生者。如木華之俄遷轉當衰去矣。此世人短折之縁也。

一云。磐長姫耻恨云々。平田翁云。耻は返され給へる事を慙るなり。恨は。弟姫をのみ婚つれば。次々に。世人の壽命も脆からむことを。歎き恨むるなり。唾泣は。耻恨のいと切なる状なり。と云り。なほ次に云。○如木華之俄遷轉當衰去矣。本の訓は非なり。如木華之。俄に遷轉ひ。當衰去。と訓へし。明照本に。さる。さてこの詛の御言を。平田翁云。此御言を。古くも。皇孫尊の磐長姫を返し給へ

るを恨みて。咀詛コトまつれる事と。思ひ錯れりと聞えて。一書に。磐長姫大慙而詛之曰。とあれど。詛言には非ず。其はまつ皇孫尊。直に開耶姫のみ見まして。其請玉へるに。大山祇神その姫を贈るに副て。磐長姫をも進り給へる事は。深き御心ありしことなり。其は此御聘ツマヒはしも。天神御子の。皇后を立給ふ始にて。其生坐む御子の御末の。御壽命の長き短き本縁となる。大義なるに。開耶姫は。其容貌こそ美麗しけれ。櫻の精靈にしませは。其生まさむ御子の御末の御壽は。木華の如アヤヒニツツロ移落ひ坐へき道理あり。然るに其を見感て。請給ふか。善からぬ事とは所思看つとも。御詔を違へず進マテマツりて。磐長姫を添給へるは。皇孫尊もし。此姫を婚玉ムコメはむには。容貌こそ凶醜ムコウけれ。磐の精靈にしませは。其生坐む御子の御末の御壽は。堅石の如。長久に坐へき道理をし。心に深く思ひ慮りて。進り玉ひしにて。是そ大山祇神の。將來を鑑み坐せる。御誓の御占なりける。然れば程には。皇孫尊いかて開耶姫を返して。られたり。故是を以。本文を常堅不動坐。如ツツ木花之榮ツツ々坐と。將來を期たる辭に讀めるなり。又是にて。師の詔言とて。二の坐字を。命言にマセと讀れたる事。否ぬ由をも辨ふへし。然るはマセと讀ては。即詛言となればなり。然るに其心待したまへる。按の外に。開耶姫を留めて。磐長姫を返し給へる事を。大く恥ち。また御末の御子の。御壽の長在るまじき事を歎きて。本文の如白し贈り玉ひしなり。其事情。また其語にも。深く。磐長姫は。其容貌の醜きゆゑに。返され玉ふを耻玉へるは。固より然も有へき事なるか。玉垣宮段に。美知能宇斯王の女等の。並へて奉られたる中に。蓋凶醜とて。返され玉へる。圓野比賣の。淵。是を父神の御心と同く。天神御子の御末の。御壽長くおはしまさずは。世人草の壽命も。それに肖つ。次々に移落ひなん事を。いと切に歎き憾みて。右の御言はありしなり。

宇真美といふに。嫉み恨むると。切に念ひて憐むるとの差別あり。此二のうらみ。共に深く思入ては。怒り罵り唾き泣など爲らるるも。世にある事なり。然る事までを。思ひ通して悟るべきなり。○武郡云。宇真美と云言の。憐むる意なるをいはず。繼體紀八年なる。皇太子の妃春日皇女の。無嗣之恨。方雖太子。とあり。なほよく考へし。○世人短折云々は。記傳云。世人短折とあるも。妾名隨絶。とあるなどこれなり。

人代の中にての短命なるを云には非ず。神代の長壽かりし時に比へて云なり。と云り。さて平田翁云。此も大山祇神磐長姫の御言に因りて。命短くなりしと云ふに非ず。磐長姫を幸さず。開耶姫を幸たるか。御子の御末の御壽。又世人の命の短く成れる事本そ。と云意になん有ける。さて上代の天皇たちは。百歳に多く餘らせ給ふか。數坐まじければ。人代にては。御壽長かりしなれども。神代の人壽の。猶長かりし時を以云へは。甚短きなり。斯て此時の事は。皇孫尊の御子の御末にのみ係りて。世の青人草には。係るまじき道理なれども。天日嗣しらしめず。天皇の御壽の長く。さる上は。天下に所有人の命も。隨ひて短くなりしは。本より然るへき理なりかし。さてここに。磐長姫は磐の精靈。木華開耶姫は櫻の精靈なり。と云る説を擧へし。倭姫命世記に。朝熊神社六坐の内。櫻大刀自神。花木坐。若虫神石坐。とあり。御鎮坐傳記にも。櫻大刀子神二坐。靈華木坐。大八洲櫻樹始。從天上降居也。因以爲コト華開耶姫命也。一坐大山祇命雙坐也。若虫神一坐。櫻大刀子神與合力云々。靈石坐。とある是なり。櫻大刀自神の御靈體と。仰き奉るは。華木に坐なり。此はもと。天上より降れる樹にて。大八洲國に櫻木ある始なり。武郡云。木華とは。何木にもあれ。咲華を云事なる中に。右の二書に依り。華木の正しく櫻なるへき證は。灼然く有りける。さて大八洲櫻樹始とあるは。もと此國にはなき木なるが。木華開耶姫。天上より降給ふと云ふ。其御靈をこの木にこめて。持降給へるにや。故是を以。此櫻を即て。華開耶姫命の神體と仰き奉ると云るらむ。故櫻木を此神の靈として。後にも齋けるにや。

に。此は所謂櫻木森に坐す。櫻木を白せり。倭姫命世記。また御鎮坐傳記の抄に。文永十年通海參詣記曰。小朝熊宮の未甲の隅。六七段許去て。奇巖あり。其上に櫻樹あり。高三丈許なり。此木往古より以來。年をおくり。春を迎へて。花咲き實を結ぶ。枯すして今に在り。是櫻木自命の神體なり。と申説もあり。天より降れる櫻木の始なる故に。此木を靈とす。今は枯れて。株のみ在りと云り。風雅集に。祭主定忠。春風の岩根のさくら吹たひに。浪のはなちる朝熊のみや。とあるは。此樹の天上より降れる事は。かの天香山を二箇に分けて。倭國と伊豫國とに。天降し給へるに同く。天上に坐す神の御心なること。言まくも更なり。又其櫻木を即て。神體と仰き奉るを以。開耶姫即て。其樹の精靈に坐す事をも。惟ひ定むへし。抑この櫻木を。天上より降し給へる神の御心は。推量りある事なるへし。さて此姫神をまた。櫻木自神と申すは。神皇產靈御祖命を。神魂大刀自神とも申す。刀自と同く。戶主の義にて。瓊々杵尊の后神にて。萬代の天皇の大御祖に坐せはなり。さて世記傳記とも。華木坐と有を。延曆内宮儀式に。小朝熊神社。櫻木大刀自神形石坐と云るは。遠へるに似たれと然らず。其は世記傳記などに謂ふ處は。彼櫻木森に坐す。木つ御靈を云て。小朝熊社に坐す。靈の傳をもらし。儀式は。其社に坐す靈の石に坐す事のみを傳へて。櫻木森に坐す御靈の華木に坐すを漏せるにて。又磐長姫を。苔虫神とも申せるにつきて。此神。磐の精靈なりと云説は。此も同書傳の異なるには非ずなん。又磐長姫を。苔虫神とも申せるにつきて。此神。磐の精靈なりと云説は。此も同書に。經雅神主の解に。此神苔むすを以。御名とせりと云るは。然る言にて。此は疑なく。石長比賣命なり。其は神體の石にて坐は。云も更なり。其父大山津見神の御言に。天神御子。使石長比賣。則雖雨零風吹。恒如石常堅坐。と告ひ。彼古今集なる賀歌に。我か君は千代に八千代にさゝれ石の。巖となりて苔の生まで。と詠たるをも。按ひ合て所知たり。然れば磐長姫は。大山祇神の御子とは坐せと。實には石の精神に坐す事著し。此に準へて。開耶姫命の。櫻の精神に坐すことをも悟るへし。さて華は脆く。石は長久にて。其性の相ける物なるに。其二神の合力而坐。とあるは。甚く心得難き

に似たれと。此はかの速佐須良比賣神と素戔鳴神と。同性なるか。力を合せて坐とは。其趣異にして。華木の脆き性なるを。長久なる巖の性もて。助け幸はふ由にて。是そ磐長姫の。苔生神と名に負ひて。櫻神に力を合せ。木華の如。脆かるへき青人草の壽命をも。幸ひ玉ふ因縁なりける。と云れたるは。其委しき考なりけり。因に云。平田翁云。神名式に。駿河國富士郡淺間神社とある。其祭神は。一宮記諸神記を始。諸書に木花開耶阿佐麻と云は。朝熊の省語也。前に云る人もあるは。實に然る説なり。其は伊勢の朝熊社を。古も今も常にあさまの社と云を。富士山の淺間をも。弟二柱にわたる御稱と聞ゆればなり。と云れたり。さてまた。式甲斐國八代郡淺間神社とあるも。一宮記を始。諸書に此神なりと云るか如し。

是後神吾田鹿葦津姫見。皇孫曰。妾孕天孫之子。不可私以生也。皇孫曰。雖復天神之子。如何一夜使人娠乎。抑非吾之兒歟。木華開耶姫甚以慙恨。乃作無戸室。而誓之曰。吾所娠是若他神之子者。必不幸矣。是實天孫之子者。必當全生。則入其室中。以火焚室。于時焰初起時共生。兒號火酢芹命。次火盛時生兒號火明命。次生兒號彥火々出見尊。亦號火折尊。齋主。此云伊幡毗怒志。顯露。此云阿羅幡貳。齋庭。此云隄貳波。

是後神吾田鹿葦津姬云々。此一段。本書と異なし。記云。故後木花之佐久夜毘賣。參出白。妾妊身。今臨産時。是天神之御子。私不可産。故請。爾詔。佐久夜毘賣一宿哉。妊。是非我子。云々。○不可私以生は。通證に引る釋とも。此は尊皇胤也とも。以公示人避嫌疑也とも説る。實にさるへし。○慙恨は。纂疏に。貞婦不見二夫。姫且忿且恨。理宜然也。と云り。また通證に引る或説もいはれたり。○誓之。古本にウケヒテと訓るは。私記の訓なるへし。但し此誓を。無戸室に入玉へる上の事としたるは。道理に叶はずと。平田翁説なり。○共生とは。焔の燒立と共に。生坐るよしなり。火明命彦火々出見尊と共に。と云意にはあらず。○火酢芹命。本書に火關降命とあり。次の一書には。火進命とあり。須勢智通音なれば。○火盛時。本書に避熱而居。次の一書には避火炎一時とあり。此は生坐る御兒の火折と申すには。其方を正しとすへし。なほ本書の下に云。○次生兒。山陰云。次の下に。下なる一書の如く。焔衰時の三字有へし。焔初起時。また火盛時とある。上のつゞきの例なればなり。とあり。しか見る時は。火盛時の三字も。あしきにはあらず。されど何れにし。○火折尊。これ火によれる。此時の御名なり。御名義は。第二一書に。避火炎一時。生兒火折彦火々出見尊。第五一書に。火炎衰時云々。出兒云々。火折尊。とあれば。記傳に。此は火衰たる時に。生坐る故の御名にて。火弱りの義なり。と云り。故一書には火夜織命ともあり。衰も與も通。又重胤説に。折は靡き撓む意あり。火の衰たる時には。炎の靡き撓むものなれば。其よしを御名に負坐るなり。とも云り。○齋主此云伊幡毗怒志。怒志二字。本に脱た

るを。永享本三島本にあるに依て補へり。但三島本には。怒を努に作れり。山陰云。此訓注。齋之大人の方をあるましくおほゆと云り。されど齋字。此一書には。いと多ければ。た。齋此云伊幡毗。とのみにては。何處の注と云事詳ならず。主字あるからには。必齋主の注なり。また齋主を伊幡毗怒志と訓からには。齋の大人の方は。注なくとも。イハヒノウシなること。知られたるを。煩はしく。其方をも兼て云へきにはあらずかし。これは。○顯露此云阿羅幡貳。この訓注の事は。既に本文の處に云り。

第三一書

一書曰。初火焰明時生兒。火明命。次火炎盛時生兒。火進命。又曰。火酢芹命。次避火炎時生兒。火折彦火火出見尊。凡此三子。火不能害及母亦無所少損。時以竹刀截其兒臍。其所棄竹刀。終成竹林。故號彼地曰竹屋。

火焰明時。此は次なる。火炎盛時とあるに同じ。さて火明命は。次なる火進命と。一神なることも。既に云り。○火進命は。火の盛に進みもゆるよしの。御名なる事も。已に云り。○竹刀。和名抄調度部に。竹刀。日本紀私記云。竹刀阿乎比衣。言以竹刀剪金銀薄也。箋注云。按神代紀竹刀。以截嬰兒臍帶。非下剪金銀薄之用。言以下非私記之文。當爲夾行分注。又按。阿乎比衣。蓋日本紀截臍竹刀之舊訓。恐非下源君之時俗。謂剪金銀薄竹刀爲阿乎比衣とあり。言意は。守部云。字鏡に。揆擇

舞の字を謂て。肉をそきとる事なり。即今の言に。閉具と云るも。比惠具の約り。比惠は閉又惠具留と云るは。捍鏤の上略なるへし。竹刀を閉良と云も。比惠良の約れる事は。上の比惠具の例の如し。私記に。竹刀を阿乎比衣と訓たるは。衣の假字違へり。武郷云。本の訓にエとあるに従ふへし。私記には阿乎比江とあり。言の意は。斐は屠る。減すなと云。波閉に通ひ。惠は割る折る等の。和衰に通へる以て。准ふへしと云り。さて阿乎とは。竹は莖も葉も。青き物なればなり。○截其兒臍。臍は臍帶なり。されと平田翁も云れたる如く。臍字のみにては。義を盡さず。永享本に臍級とあり。級は初又紐の古體なり。字書に。級。繩也。繩也。何れにても。帶の意あり。本は脱たるなるへし。さて和名抄形體部に。四聲字苑云。臍臍腹孔也。和名保曾。俗云倍曾とあり。平田翁云。谷川氏説に。分娩之時。臍帶接於胎衣。故斷之稱曰續胎衣。忌截之言也。また宗因曰。竹刀男女異制。樽曲桶大小二納胞衣。ト方位埋之。詳見産勘文とあり。緒と云によりて。反語をもて祝ふなり。紫式部日記に。御ほそのをは。殿のうへと有れば。式正の事あるへし。南殿の平竹にて作るも。醫師仲成の説なり。とも云り。仲成とは。和氣系圖に。典藥頭正四位上仲成とある人なるか。なほ御産部類記の類を見ても。竹を用。故と云ふ物に。空木の小刀と云るは。異説なり。婦人産草と云物に。臍の緒をつぐ。竹篋のこと。男子ならば雌竹。女子ならば雄竹にてつぐ。し。雄竹と云は。生出る時より。根下の枝一あるを。雄と定め。枝二あるを雌と定むと云り。また香月牛山説に。臍帶を斷つに。竹篋を用へし。鐵の刃物を用へからず。頼なる絹にて。臍帶をつまみ。或は單の絹をまきて。長からす。短からす。生子の足掌の長にくらへて断へしと。漢土書等をも引て委く説たり。とあり。なほ山槐記。治承二年十一月十二日御産の條にも。生氣方河竹を切て。竹刀を作り。御臍を切しこと見え。堪囊抄二。臍緒以竹

刀一切事段に。稚きちこの臍の緒を。竹刀にてきるは。前蹤にある歟。如何。風土記の心によらは。皇祖哀能忍者命。日向國贈於郡。高茅穗穗生峯に降り坐て。是れより薩摩國關野郡竹屋村にうつり給ふ。土人竹屋守女を召て。其腹に二人の男子をまうけ給ひける時。彼所竹をかたなに作りて。臍緒を切給たりけり。其竹は今も有りと云り。此跡を尋ねて。今もかくするにや。と見えたり。○竹林。和名抄篁和名太加無良。俗云太加波良。類聚名義抄にもかくあり。此巻の下。又景行紀も訓同し。海宮一書に。櫛を投しかは。竹林となるといふ事もあり。上卷伊弉諾尊の湯津爪櫛を投給ひしかは。即櫛に成とあるも。似たる事なり。口訣に。載。臍用。竹刀者。示。養産之方也。成。竹林一者。擧。嘉瑞也とあり。○竹屋は。口訣に。竹屋在日向國。卜定田爲ト而取稻也。と有れと。此邊は和銅より後。薩摩國に屬て。即和名抄に。薩摩國阿多郡鷹屋。とある是なり。今川邊郡に屬す。鷹は借字なり。この地の事。鷹藩名勝考云。今山田郷に。竹か尾と唱ふ山岡あり。其巔に。竹屋大明神の宮蹟あり。これ蓋無戸室を營られし墟なるへし。また地理纂考云。今土人神山。或は竹屋が尾。又は略して竹が尾とも云り。山の高さ三十町許にて。絶頂四畦許。平地なり。此處を皇子御降誕の跡と云。即無戸室の跡なり。又此頂上より。西北の方。百間許に。竹林ありて凡二畦許也。土人神代竹。或はヘラタケ山と呼へり。皇子の臍帶を截りし竹刀を。棄たりしが。根させるなりと云。此山上すへて。樹木のみなるに。此所に限りて。一村竹林なるは。いとも奇しき事なり。此竹俗に篁竹と號す。他國には稀なりとぞ。其形回り二寸許にして。節の間一尺。或は一尺餘なり。篁。茅の如し。又當國にても。村里に多かれと。山中には絶て有事なし。とあり。なほ此地の事。本書。なほ此事。襲峯一覽。また地志略。葦埃隨筆等にも委く見えたり。平田翁云。笠狹宮の下にも云り。

大隅國肝屬郡にも。鷹屋郷あるは。後に阿多郡の地名を。移せるなるへし。總國風土記。日向國の邊に。諸縣郡に。鷹屋郷とあるは信られず。

時神吾田鹿葦津姫。以<sub>ニ</sub>卜定田<sub>一</sub>。號曰<sub>ニ</sub>狹名田<sub>一</sub>。以<sub>ニ</sub>其田稻<sub>一</sub>釀<sub>ニ</sub>天甜酒<sub>一</sub>嘗之。又用<sub>ニ</sub>淳浪田稻<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>飯嘗之。

卜定田は。古本にウラヘタル田とも訓り。平田翁云。太兆に卜定たる田と云るにて。其を天御國の狹田長田に擬へて。狹名田と號けたる由と聞ゆ。然れば。名は長の借字なり。前には。次の淳浪田は。淳之田と聞ゆるに就て。此名をも之ならむ。と思へれど。し。と云へり。○天恬酒。倭名抄飲食部。醱酒。陸詞曰。醱酒味長也。音覃一音湛。日本紀私記云。恬酒多无佐介。今案可用<sub>ニ</sub>此字<sub>一</sub>。注云。谷川氏曰。多米與<sub>ニ</sub>多无<sub>一</sub>音通。則知多无佐介。是美酒之古名也。是説可<sub>レ</sub>從。源君欲<sub>レ</sub>以<sub>ニ</sub>醱字<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>之非<sub>レ</sub>是。とあり。釋紀に甜酒美酒也とある。其義以て書るなり。これに據るに。甜酒は一種の酒にはあらざるか如し。然れども。職員令に造酒醱酒醱酒とあるを見れば。醱酒と同物なるにや。口訣には然か云り。醱酒は。和名抄に。醱古佐計。一曰一宿酒也とあり。箋注曰。蓋酒之義。古本新撰字鏡。醱訓<sub>ニ</sub>古佐介<sub>一</sub>。醱訓<sub>ニ</sub>阿萬佐介<sub>一</sub>。按造酒司式云。醱酒者。米四升。粟二升。酒三升。和合釀造得<sub>ニ</sub>醱九升<sub>一</sub>。以此爲<sub>レ</sub>率。日造一度。起<sub>ニ</sub>六月一日<sub>一</sub>。されど多武は疑し。其は記<sub>ニ</sub>七月三十日<sub>一</sub>。供日六升。與<sub>ニ</sub>今俗呼<sub>ニ</sub>阿萬左計<sub>一</sub>。少不<sub>レ</sub>同。とあり。一宿酒の方にはあらざるへし。其は記<sub>ニ</sub>種々<sub>一</sub>。味物取出而。種々作具而進。とある。記傳に。味物多米都母能と訓へし。其故は。貞觀儀式大嘗祭儀に。辨大夫入<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>儀鸞門<sub>一</sub>。就<sub>レ</sub>版跪奏<sub>ニ</sub>兩國所<sub>一</sub>獻<sub>ニ</sub>多米都物色目<sub>一</sub>。とありて。其詞に。御酒倉代

缶物。多米都物。雜菓子飯。などの色目見え。又<sub>ニ</sub>大多米津酒<sub>一</sub>。大多米酒波。多米御酒。多每米。大多米院と見え。延喜式にも。多明酒。多明酒屋。多明料理屋など見えたり。古に凡て美味飲食を云る名なり。姓氏錄に。多米連條に。成務天皇御世。仕<sub>ニ</sub>奉炊職<sub>一</sub>。賜<sub>ニ</sub>多米連<sub>一</sub>也。又多米宿禰條に。成務天皇御世。仕<sub>ニ</sub>奉大炊寮<sub>一</sub>。御飯香美。特賜<sub>ニ</sub>嘉名<sub>一</sub>。とあるを以知へし。書紀の甜酒も。本の訓は多米邪祁なりけむを。後人のさかしらに。字音と心得て。多武とはよみなしつらむ。と云り。さて又重胤は。右の姓氏錄の文に次て。政事要略二十六に。姓氏錄云。多米宿禰。出<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>神魂命五世孫天日鷲命<sub>一</sub>也。(十)四世孫小長田。稚足彦天皇繼成。御世。仕<sub>ニ</sub>奉大炊寮<sub>一</sub>。御飯香美。特賜<sub>ニ</sub>嘉名<sub>一</sub>。負<sub>ニ</sub>朕御多米<sub>一</sub>。六世孫三枝連男倭古連之後。天淳中原瀛真人天皇繼天。御世。改賜<sub>ニ</sub>宿禰姓<sub>一</sub>。とあれは。古本に然有つるなり。又同書に載られたる。多米宿禰本系帳云。天皇御躬爲<sub>ニ</sub>國大詠然<sub>一</sub>之時。供<sub>ニ</sub>御大飯<sub>一</sub>。已不<sub>ニ</sub>開食<sub>一</sub>。仍召<sub>ニ</sub>氏人等<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>作<sub>ニ</sub>御飯<sub>一</sub>。特被<sub>ニ</sub>詔勅<sub>一</sub>。小長田命作<sub>ニ</sub>備御飯<sub>一</sub>。進御之日于吉聞食。即垂<sub>レ</sub>詔備<sub>ニ</sub>任奉御飯<sub>一</sub>。甚有<sub>ニ</sub>香美<sub>一</sub>。平服聞食。故召<sub>ニ</sub>小長田命<sub>一</sub>者。特賜<sub>ニ</sub>嘉名<sub>一</sub>。朕御多米負<sub>レ</sub>賜。被<sub>レ</sub>認定<sub>ニ</sub>多米連<sub>一</sub>也。爾時賜<sub>ニ</sub>大詠政<sub>一</sub>。亦任<sub>ニ</sub>御田之職<sub>一</sub>。賜<sub>ニ</sub>天皇御命贖之政<sub>一</sub>。掌<sub>ニ</sub>以仕奉也<sub>一</sub>云々。大詠は。大嘗と云事を漢様に作るなり。さて其<sub>ニ</sub>朕御多米<sub>一</sub>と詔給ひ。多米連と負せ給へる多米は。記に味物とあるを。記傳に多米都物と訓れたるは。實に然る言なり。此は俗に多倍物と云事にて。食て身を足はず謂の言なる者なり。天甜酒とあるは。汁の飲に對へて。醇きを食と云義以て。號けたるなるへし。此に仕<sub>ニ</sub>奉御飯<sub>一</sub>。甚有<sub>ニ</sub>香美<sub>一</sub>。と有る事に。主と云言なるに



て。自餘の物に云は。其飯を云に就て云なりけり。上に小長田命の大飯に仕奉れるか。多米連の本なるにて。常陸風土記に。此時膳炊屋舎。構立浦濱と有て。取大炊之義。名大生之村。と有をも合せ思ふべきものなり。と云れたれど。此説信かたし。尋常の酒を飲事をも。タフルと云り。催馬樂に。佐介乎太宇反天太邊惠宇天。と云事あるにあらずや。タフルは給るなり。右の多米とは異なれば。飯を云に就て云るにはあるへからず。○淳浪田は。平田翁云。淳之田なり。纂疏に。淳浪田謂水田也。と有るか如し。今も常に沼田といふ是にて。本より淳なる所を。田とせるなり。さて此田の水田なるに依て按へは。上の狭名田は。口訣に熱田之稱。とある如く。陸地を治りて。作れる田と聞えたり。と云り。按に。此狭名田の解おほつかなし。考へし。○爲飯。本に飯ニカシテと訓れを疑し。カシキテと訓へし。和名抄飲食部に。饗饋。漢語抄云。加太加之岐乃以比。飯加之岐可天。新撰字鏡に。燂炊也。伊比加志久。燂可志久。又宇牟須。などあり。萬葉五に。飯炊事毛和須禮提云々。また炊屋といふ言もあり。言義は未詳ねど。既を和名抄に。古之岐と訓。炊飯器也。とありて。箋注に。孝徳紀同訓。新撰字鏡既概櫓皆同訓。許之伎見。萬葉集貧窮問答歌。谷川氏曰。古之岐與炊音通。とあれば。既と同義なるへし。古へはみな既にて蒸て。飯を爲りしかはなり。小山田與清曰。飯は炊穀の名。粥は煮穀の名なり。加之久は炊饗の字をよみて。俗に布加須といふこれなり。蒸は湯氣を洩さぬに云ひ。炊は湯氣を洩すにいへは。同じからず。既は炊籠の約轉。いにしへは籠を用ぬ。又は瓦木もて作りもしたれば也。それに木葉蒸などを。敷覆ひて炊たれば。柏カシハ カシキハの

語な カシキヲ 炊 カシキヲ 式 延喜 などの名あり。されは飯の類と。粥の類とは。炊煮の別ありて。まぎるゝ事なきを。後世には此けちめをしらすして。まどへるなり。さて飯に強飯あり。ひめ飯あり。と云へり。○昔之。本にニハナイスと訓たれど。尋常の大嘗新嘗の事には非ずして。其産養ウツヤシヒの爲に。新嘗の御事を。御子等の御爲に。行はせ御坐けるなるへし。口訣に。以ニト定田者。爲ト取稻。大嘗會國郡卜定起是。狭名田者。熱田之稱。天甜酒者。醴酒也。淳浪田者。潤地之名。昔味口也。凡御禊大嘗會者。神代之例也。御禊者。大嘗以前之齋也。始伊井諾曾橋小戸被。大嘗國郡卜定者。起火火出見尊降誕之時。大嘗會者。御即位以後也。即位在三七月以前者。當年行事。在八月以後者。明年行事。卜定而奏。悠紀主紀之國。略卜定者。二月也。八月上旬遣兩國稻實卜部。各到國爲大被。卜定田者。六段也。繫木綿。四方立賢木。悠紀國近江。主基國丹波或播磨。十月下勅使。取稻以云。拔穗使。十一月中卯日。天子手備神供。亥一刻。薦悠紀御膳。退四 寅一刻。薦主基御膳。退四 以ニト定田之稻。備神供也。と注して。大嘗の事に係て云るを。清原宣賢卿の説に。昔は神に供するなり。此兒を生給ひて。宴を設けて神を祭玉へり。と有て。産養の事に爲させ玉へるに就て。通證に。今按平氏太子傳に。三日夕。天皇設宴賜物群臣。七日夕。皇后設宴賜物。後宮大臣以下。相次献饌。稱之養産。と見えたり。李部王記云。天曆四年七月七日。是夕藤女御有産養事。紫式部日記に。此事を詳に載す。拾遺集に。産屋の七夜にまかりて。君かへむ八百萬代を敷ふれば。かつく今日そ七日なりける。と云る。此なむ實に謂る産養と云事の原始と

そ云へかりける。と云れしは。實に然る言なり。然る時は。上世に養産などにも。田をトへ物する習はしなりつるにこそ。然れども。重胤の説に。其如く養産なる時は。産後僅に七夜ばかりにして。行ふ事なりければ。田をト定むるには。至らざるへくや侍らん。其ト事を行はせ玉ふと云は。猶大嘗などの状なる御事なりしにや。と云れたる。武郷按に。然にはあらし。田をト定むるは。現。仰りて。さて重胤云。かく酒と飯とを。相並へて嘗させ給ふ中に。在る田の稻をトふ事にて。彼大嘗なるとは異なるへし。かく酒を先にして。飯を後に云る事は。中臣壽詞文などにも然見えたり。これ飯よりも。酒を第一と爲る事なるか故なり。故大嘗祭儀齋部の所に。ト定物部人十五人云々。と有て。造酒童女の方。稻實公の上に在り。又其ト定田の拔穂の事も。造酒童女先之。稻實公次之。酒波次之。物部男女次之。と見えて。其餘の事共多くは皆。造酒童女一人を以。專要と仕奉れる事。酒を先とし。飯を次とする事なるか故なりかし。と云れたり。

一書曰。高皇產靈尊以眞床覆衾。襲天津彦國光彥火瓊々杵尊。則引開天磐戶。排分天八重雲。以奉降之。于時大伴連遠祖天忍日命。帥來目部遠祖天穗津大來目。

天津彦國光彥は。天鏡石國鏡石など同く。稱辭を添て白せるのみなり。○天磐戶。平田翁云。天都宮處に構へし。御門の戸なり。大被詞に。天津神波天磐門乎押披氏所聞食武。とある磐門。大同本記

に。大御神の孫姫命に。御諭坐る御言に。我高天原爾坐氏。懸戸押張如見見志真伎志。大宮所波是處也とあり。懸戸是なり。懸戸は。御門の借字なり。○大伴連。記傳云。大伴とは。多くの伴を帥るを以て云か。又此氏の伴の。多く廣き由か。萬葉七に。鞍懸流伴雄廣伎大伴爾とあり。又八十伴緒の中にも。此伴を殊に崇め稱美て。大伴とは云か。萬葉二十に。大伴乃宇治等名爾於敵流と。家持卿のよまれたるを思ふへし。さて神武卷に。大伴氏之遠祖日臣命。帥大來目。督將元戎。と見え。拾遺には。逮于神武天皇東征之年。大伴氏遠祖日臣命。帥督將元戎。剪除兇渠。佐命之勳。無有比肩。と見えて。此氏は祖神天忍日命よりして。世々もはら武事を以て。皇朝の御守衛となる職なり。後世の左右近衛大將。左右衛門督。左右兵衛督。などの職の如し。然れば後の稱を以ては。かの中臣部五部などは文官。此大伴久米などは武官なり。然るを後に。文を尊はるに故に。六衛府は太政官より專きを。上代には。武を尊はれし故に。此氏など武官かりき。とあり。天武紀十三年十二月。大伴連佐伯連賜姓曰宿禰。姓氏錄左京神別大伴宿禰。高皇產靈尊五世孫。天押日命之後也。然後以大來目部。爲天。鞍負部。天鞍負之號起於此也。雄略天皇御世。以天鞍負。賜大連公。奏曰。衛門開闔之務。於職已重。若一身難堪。望與愚兒語。相伴奉衛左右。勅依奏。是大伴佐伯二氏。掌左右開闔之緣也。大伴大田宿禰條には。高魂命六世孫天押日命とあり。押日命を。五世孫とし。また六世孫としたれども。拾遺には。高皇產靈神所生女云々。其男名曰天忍日命。とあり。姓氏錄とたかへり。いつれか正しからん。傳に御子とは。子孫の謂なるへし。また佐伯宿禰。大伴といはれたれど。此は正しく男とあり。異傳とすへし。次にも又男名曰天太玉命。とあるをいふへし。宿禰同祖。道臣命七世孫。室屋大連公之後也。とあり。此氏は甚く蕃衍えて。紀中また續紀。續後紀。

萬葉集。日本紀略。姓氏錄。大伴系圖。三代實錄に見えたるを擧ていはば。道臣命の子味日命。其子稚日臣命。其子大日命。其子角日命。其子豐日命。其子武日。其子武以。其子室屋。其子談。御物。談子金村。其子磐。狹手彦。阿被布古等あり。金村孫咋子の子長徳。馬來田。吹負。長徳の子御行。安麻呂。安麻呂の子道足。旅人。其子家持。旅人の姪古麻呂。其子繼人。其子國道。此人改て宿禰を賜。此より伴氏となれり。國道の子伴善男なり。さて此氏の支屬大伴某連。大伴某宿禰と云る氏。いと多くして擧るにたへず。中に佐伯宿禰尤著姓なり。さて聖武天皇天平勝寶元年詔に。大伴佐伯宿禰波。常母云(如)久。天皇朝守仕奉事。願奈伎人等爾阿禮波。汝多知乃祖止母乃云來久。海行波。美豆久屍。山行波草牟須屍。王乃幣爾去會死米。能舒爾波不<sub>レ</sub>死止。云來流人等止奈母開召須。是以。遠天皇御世始豆。今朕御世爾當豆母。内兵止奈母遺須云々。萬葉十八に。此詔を家持のよまれし長歌もあり。かく止事をかりしも。是より間なく。天平寶字元年に。橘奈良麻呂朝臣の。朝廷の姦人を攘はむと。謀れる時に。大伴古麻呂。佐伯大成。大伴古慈斐。佐伯全成など云し宿禰等の。與せること發覺れて。誅はれし事あり。これよりして。此氏人。漸々に勢を失ひ。衰へ以て來て。遂に其家々絶々に成り。其後類聚國史に。弘仁十四年四月。改大伴宿禰爲伴宿禰。觸<sub>レ</sub>諱也。とありて。伴氏となれり。かくて清和天皇貞觀年中。大納言伴善男ありて。流されたるより。按に善男は。寵ありて家を興し。大臣に任せられたりしかと。藤氏の權を握し。此にても。此時にまた。聊かは勢力ありしことは。推量られた。にせし頃なりければ。共に謀りて。竊に罪に陷せしも知へからず。時勢を考て知るべし。史の文の上にては。さも見えぬは。潤色たるか故なるへし。其後は著はれたる人も。代々に聞えず。いたく衰へ果

にたり。日本紀略。天慶六年七月。賜參議正四位下伴宿禰保平爲朝臣。とありて。其後朝野群載に。伴朝臣資兼と云人見えたり。此人は善男子員助の裔孫なるよし。伴氏系圖にみえたり。奥州。なほ其餘にも。伴朝臣なる人あり。されと伴宿禰の氏人もあり。後一條天皇の時。正六位上伴宿禰。兩流に分れたりと見ゆ。佐伯宿禰も。信重と云人。類聚符宣抄にみゆ。○天忍日命。記傳云。名義ことなる事なし。三代實錄。貞觀十五年十二月。授河内國正六位上天押日命神從五位下。此は式に。志紀郡伴林氏神社。とある社なるへし。此林氏神社は。貞觀九年二月。預官社。姓氏録河内神祇に。林宿禰あり。大伴宿禰同祖也。とあり。平田翁云。名義今一の考あり。其は神武紀に。賊等天皇の御軍の。嚴く夥きを畏て。天<sub>ニ</sub>壓神と申せる事あるを思ふに。此神の皇孫尊を。守護まして降らし。武備の物を壓すか如く。嚴きを稱めて。壓靈と申せるも。亦知へからず。とあり。さて萬葉十八。大伴家持卿歌に。大伴能遠都神祖乃。其名乎婆。大來目主登。於比母知豆。都加倍之官云々。とあるを見れば。此命の亦名を。大來目主命とも申せるなり。かゝれば記に。天津久米命といひ。此紀に天穗津大來目とあるは。共に一神にて。天忍日命の部下の。隊長に於て。來目部の兵を帥たるより負る名。大來目主は。其上に立て。主として率ゐたまへる稱にて。亦名なること論なし。然れば記に。天忍日命。天津久米命二人。と爲るは誤にはあらねと。大將と神將とを並へ云るか。聊まきはしきなり。此紀には。帥來目部遠祖天穗津大來目。と云るにて明らけし。さて帥來目部は。萬葉二十に。於保久米能。麻須良多祁乎々。佐吉爾多豆。と詠み。此紀に。道臣命帥來目部とあれば。來目と云部を。帥たる事灼く。其來目部を帥たるに依て。負る名を。別に一

神と爲て。語れる傳なり。又記に。大伴連等之祖道臣命。久米直等之祖大久米命二人。と云て。二人と爲たれども。此も道臣命は。天忍日命の孫として。大來目部を帥たる故の名。大久米命は。天津久米命の孫として。此又此時の裨將スケンイノサマなり。故此紀には。大來目部といふ人なし。さて其裨將たる大來目命は。是も産靈尊の御末にて。久米直の祖なることは。姓氏錄左京に。久米直。高御魂命八世味耳命之後也。と見え。又此に並へて。浮穴直移受牟受比命後也。と擧られたるは。所由ある事なり。そはまづ來目氏は。記に久米直祖大久米命。と有て。此命より出たるは紛なく。さて浮穴氏の事を考るに。續後紀。承和元年五月の下に。伊豫國人浮穴直千繼等。賜姓春江宿禰。千繼之先者。大久米命之後也。とあれば。此氏も大久米命の末なる事約し。然るを大久米命と云は。道臣命の亦名にて。道臣命は。大伴久米大伴久米と云ふ。益荒武男の部を云ふ。其は次々に引出る諸書にて著明なり。然て來目としも云は。大來目命の帥ぬる部なればなり。とあり。さて來目と云は。守部云。組の義なり。又其久美と云言の本は。伊久美竹イサキタケなどの久美。熊鷹クマタカ熊鷹クマタカなどにて。許母理イサキと云言の約れるなれば。聚群アツムリれる軍卒の部を。

久米とも久麻とも云るなり。萬葉三に。皮爲酢ハダニメ。久米能若子我クメノニワコガとあるも。薄葉ウスキの繁れるよしのつづけと聞ゆ。と云り。久米と久美と通へる言をなはいは。國造本紀久米國造を。久味國造ともあり。古へ通はせ云へりし事著明し。○天穗津大來目。これ來目部を帥たる。一隊の將なるに依て負る名なり。名義。穗津は。靈異稜威の約たる言にて。久志の志に。伊の國ある故に。大來目部の。武勇の勝れて。靈異きを稱たるなり。大は天皇の御軍士なる故に。崇め稱へて云へるにて。皇軍と書皇字の如し。さて來目の枕詞に。瀨津瀨都志セツノセツノミチと云ることある。つづけの意は。これも稜威稜威志組の子等と云事にて。瀨津は伊都と通ふ。稜威は武き勢をいふ語なれば。軍卒の武勇を稱へて。續けたるなるへし。志は伊蘇志などの志志伎なり。又此枕詞の例は。萬葉一に大伴の御津とよめるも。大伴氏之稜威なり。大伴の高師タカシとよみたるも。大伴氏之武健タケツネと云言の。音を轉して。つづけたるなどに。準へて知らる。共に相發して。穗津の義もささるへし。

背負セウヘ天磐靱アメノヒキ臂著ヒタカ稜威高鞞セウイノタカノカサ手捉テトリ天梶弓アメノカサ天羽アメノハ々矢ヤ及副ヨソ持モチ八目ヤチメ鳴鏑ナリカサ又帶マタヒ頭槌カサネ劍ツルギ而立ツク天孫之前アマノミコノマヘ遊行降來ユキヨリノケル。

天磐靱。記傳云。石は例の堅き由なり。萬葉三に。大伴之名負靱帶而。名負靱の事。姓。七に靱懸流伴ヒキカサノリトモ雄廣オホヒロ伎大伴爾ヒキノオホトモなど有て。靱は殊に。大伴久來に由縁あるなり。故太刀弓矢タチユミヤよりも先。姓氏錄大伴宿禰條に。天孫彦火瓊アマノヒコノヒメ々杵尊神駕之降也。天押日命大來目立アマノヨシヒノミコノオホトモノタチ御前。降于日向高千穗峯。然後以ノチ大來目部。爲ナリ天靱。

負部。天鞠負之號。起於此也。後に近衛府衛門府兵衛府を共に由介比乃。都加佐と云も此天鞠負より出たる事なり。萬葉二十に。波士由美乎多爾藥利母多之。麻可胡也乎。多波左美蘇倍豆。於保久米能。麻須良多祁乎々。佐吉爾多豆。由伎登利於保世。山河乎。伊波禰左久美豆。布美等保利。久爾麻藝之都々。とあるも。此の故事に本就て。詠れし者なり。拾遺には。仍使大伴遠祖天忍日命。帥來目部遠祖天穗津大來目。帶仗前驅。既而且降之間。先驅還白。と有を以ても。此二神大來目部を。已に先に立せ遣して。降路に向ひ給ひ。謂ゆる鞠負伴男と爲て。被仕奉しを。後には衛府に其職移れり。職員令義解。左衛士府條に。掌云々車駕出入。前驅後殿事。と見え。左兵衛府條に。車駕出入。分衛前後。などある是有狀なり。宮衛令に。凡車駕出行。兵衛衛士先按行。及道路隱映處。檢察非常。前後呵叱觀人大言。登高者使下云々。などを以。其先驅の狀を知へし。とあり。○捉天梶弓。捉字。文明本。元々集所引に。捉と作り。記傳云。波士は常には。櫛字を書り。和名抄には。染色具部に。黃櫛。文選注云。櫛今之黃櫛木也。和名波邇之。とある是なり。天皇の御衣の。黃櫛染是なり。波邇志とも。波士とも云は。櫛を加婆とも云と同じ。又土師をも波。士とも云り。名義は。或人埴の色したる木なる故に云。と云り。さて此木は。今俗に波是と云。山漆とも云て。實を蠟燭に造る。葉はよくもみぢする物にて。歌にも詠り。或人は此木今も弓に造ると云き。或云木を切て見れば。そのこち。外は白くして。内の心黄なり。その黄なる心を。弓には造るなり。物を染るにも用お。山に生たるを山はせと云て。里に生たるよりも。性宜しと云。といへり。○武野云。櫛は木性脆くして。弓とするに堪ざれば。是は山櫛と云て一種あり。其形櫛に類たれど。直立して實細し。櫛弓とは此木にて作りけん。と云り。さて書紀に。梶弓と書れたるは。和名抄同染色部に。梶子を擧て。唐韻云。梶子木實也。可染黃色一者也。と

ありて。此も黄を染る物なるから。此字を當たるへし。されど梶はくちなしにて。小木なれば。弓に造るへきに非ず。とあり。○八目鳴鏑。本に鳴鏑をカブラとのみ訓れども。なほナリカブラと訓へし。外にしかよめり。記傳に云。書紀などの訓に。那流訶夫良とあれども。字鏡に奈利加夫良とあるに依て訓へし。名義は鳴神夫理矢なり。天智紀に。有細響如鳴鏑。とある如く。射れば空を鳴行か。雷に似たればなり。此矢記中に往々見えたり。古はもはら用し物とみゆ。八目とは。其鏑に竅のいくつもあるを云。和名抄に。日本紀私記云。八目鏑は。夜豆加夫良とあり。雷をたらし神ともいへは。鳴鏑をも加夫良とのみも云か。加夫良をもと。夫良とのみも云へし。又は後に鳴を略て。其中に鳴を分て。鳴鏑と云には非し。萬葉九に。響矢ともあり。さて鏑字は。たくなへての鏑の事にて。分て加夫良と訓へき義は見えす。こは漢籍に。鳴鏑と云物。此方のなりかふらに似たる故に。此字を當たるなれば。鏑一字を訓るも。鳴鏑よりうつれるなり。史記匈奴傳云。冒頓乃作。鳴鏑。注章昭曰。矢鏑飛則鳴。とあり。○頭槌劍は。神武紀に勾務都々伊。異志都々伊とある。勾務都々伊は。即此頭槌なり。神功紀にも見えたり。古事記の神武紀には。久夫都々伊とあれども。久夫は加夫と通音。て鏑を延て都々伊と歌へるなり。異志都々伊は。石槌にて。共に古の劍の稱なり。私記に頭槌劍名也。其頭曲。石槌劍名也。其頭似石。とあり。通證に。兼良曰。頭槌者劍首如槌也。今隼人所帶之劍有。此形也。今按。神武紀曰。我卒具拔。其頭椎劍。一時殺虜。夫劍有。文有。武。据之則專使。於武之制。猶如。今陣刀。乎。と云り。口訣には。頭槌劍。鋒如。槌とあり。いづれも信がたき説なり。記傳も。大方は此等によられたり。信友云。記傳に。頭椎と石椎を一物とし。又椎は私記纂疏等の説によりて。劍頭の形によれる名とし。其劍頭を。石以

て椎の如く作れる物なるへく。いへるはいかゞ。其はまつ石もて。劔頭の然製らるへきに非ず。よしやしか製りなしたらむにも。其を用ふに何の便よき事のあらめや。私記纂疏の説は。劔字にすかりたる強説なり。但し古代の物に。劔頭のふくらかに。鴨反りたるか見えたるは柄を把りしはる便よからむ爲なるへければ。劔に磨ふへき形にはあらず。傳に谷川氏の。劔の頭石にて。劔の形に似たるを。土中より掘出たりと云を見たり。と云へるよし云はれたるは。身ごめに。石にて作れるものなりつるか。その語り状の趣。甚心得かたし。故つらく考るに。頭椎と云は。劔頭の椎の形によりたる由にはあらて。外に其義あるへけれど。今考へきよしなければ。暫上古の太刀の一種と。心得てありぬへし。と云り。こゝに小杉楓邨。右の私記纂疏の説に因て云。其頭椎の如しといふもの。遙に後世まで傳へ來しは。隼人所帶といひ。兼良公か今とのたまひしにても。思ひ合すへけれど。先年來古墳より發見せしもの。いと多くありて。上野國綠野郡白石村。また同國佐野村。また武藏國北埼玉郡小見村。常陸國新治郡栗又村。また三河國渥美郡磯部村。また肥前國基肆郡園部村。などより出たる。銅製金裝の劔頭。みな此種類にして。今日帝國博物館に陳列す。往きて見るへし。さてこの頭椎製の刀劍裝飾ともに。みな最精工にして。兩刃なきにはあらねども。片刃多し。而して皆柄鞘ともに木を以て製し。銅の薄き板かねにて。其柄鞘を掩ひ。鍍金したり。但柄頭に。橢圓狀ふくらかなる金物をつけたるか。いはゆる頭椎なり。さてこの刀劍の鏝は。大かた車輪狀のものをさしはさめり。又按るに。筑後國人形原の石人といふ石製の人形に。佩せたる大刀は。頭椎狀なり。これはた思合すへし。異志都々伊といふもの。記傳になほ上の頭椎と一物なるを。彼は形を以ていひ。此は其石以て作れる名なれば。別物にあらずとて。石製の劔

頭。大和國三輪山あたりの土中より發見せしこと。谷川士清かをうけられて。しか定められたれともいかにあらん。世俗に石劔頭と云ものは。曲玉に似て最大なり。按ずるに古人一度劔頭ならんと誤認しつるより。假に今も通稱せるか如くなりたれど。前回にも。略述せし如く。これは別に使用せし一種の裝飾具なるへし。銅製の頭椎は。上文に云か如く。陸續發見すれども。刀柄につける石製のものは。いまた發見する事なし。よく考へきものとす。木内重曉か雲根志にかゝけし説は。尤採るに足らずと云り。なほよく考ふへし。

到<sup>イカリテ</sup>於日向襲之高千穗穗日<sup>ニ</sup>上峰天浮橋<sup>ニ</sup>而立<sup>ス</sup>於浮渚在之平地<sup>ニ</sup>。齋完空國<sup>ニ</sup>。自<sup>カラ</sup>頓丘<sup>ニ</sup>竟<sup>レ</sup>國行去<sup>ト</sup>。到<sup>リ</sup>於吾田長屋笠狹之御崎<sup>ニ</sup>。時彼處有一神<sup>ニ</sup>。名曰<sup>フ</sup>事勝國勝長狹<sup>ト</sup>。故天孫問<sup>テ</sup>其神曰<sup>ク</sup>。國在耶<sup>ヤ</sup>。對曰<sup>ク</sup>在也<sup>也</sup>。因曰<sup>ク</sup>。隨<sup>ク</sup>勅奉<sup>ル</sup>矣<sup>也</sup>。故天孫留<sup>リ</sup>住<sup>ム</sup>彼處<sup>ニ</sup>。其事勝國勝神者<sup>ハ</sup>。是伊弉諾尊之子也<sup>也</sup>。亦名<sup>フ</sup>鹽土老翁<sup>ト</sup>。梶<sup>ト</sup>。此云<sup>ク</sup>波葦<sup>ト</sup>。音之移反<sup>ト</sup>。頭槌<sup>ト</sup>。此云<sup>ク</sup>箇步<sup>ト</sup>。豆智<sup>ト</sup>。老翁<sup>ト</sup>。此云<sup>ク</sup>鳥臑<sup>ト</sup>。

伊弉諾尊之子。此事次に云。○鹽土老翁。一書に鹽筒ともあり。同じ事なり。老翁はたゞ尊みても云

稱なれども。此は實に翁にて在けむと。記傳に云れたるか如し。さて記傳には。鹽土は一柱の神名には非ず。凡て物をよく知識る人を云稱なり。と云れたれど。重胤云。此は伊弉諾尊。橿原御禊の段に生坐る。底筒男。中筒男。表筒男三神を。一神としたる御名なり。武郷云。住吉神代記云。西國見丘。東國見丘。皆丘山。と云事あり。これは河内國にての事なり。大神の御本體の假に現人神と現れ玉ふ御名を。鹽筒老人と申奉れるなり。ますく鹽筒老翁の。住吉現人神の御名なること明らかし。鹽と云は潮の事にて。海の底と中と表とを。總て云なり。其は其成出し所を。海底又は潮中潮上と有にて知らる。さて同時に成坐る。底津少童命。中津少童命。表津少童命三神は。海神と坐せは。海中の主宰に坐す事。海宮遊行章の趣にて明らかなり。然るに海上の事に就ての御事跡の。多く此神に係れるは。如何と云に。少童命と此神等とは。體と用との差別。此に在る事なり。大國主神。事代主神との。差別に異ならず。君臣の義には非れども。少童命は皇孫尊の如く。此神等は御前の事執持て。政こつ人のことし。さも無ては。海中神有か如く聞えて。何れも其れと知られず成ぬへき事なり。能々思辨ふへし。又此を伊弉諾尊之子也。とは有れども。如何なる由に縁れりとも無きは。古くより。別神と傳はれるには有めども。思合すへき事なん有ける。其は記海宮に。於是其弟泣患居ニ海邊ニ之時。鹽椎神來問曰。云々我爲ニ汝命。作ニ善議。即造ニ无間勝間之小船。載ニ其船。以教曰。我押ニ流其船。者。差暫往。將ニ有ニ味御路。乃乘ニ其道。往者。如ニ魚鱗。所造之宮室。其綿津見神之宮者也。到ニ其神御門ニ云々。其海神之女。見相議者也云々。と有て。此時の始終の事を。具に始より知給ふ神は。誰か有む。其海神と力を合せ給へる。此三神に坐すては。似着はしからざるを思へし。此時の事は。海

神三柱も一神にて。綿津見神とも。豊玉彦命とも申せは。其に對へる所なれば。此三神も底中表を兼て。鹽土老翁など申すへき事なるをや。通證に引る。天野信景説に。和泉國大島郡開口村。眞住吉神社。俗稱ニ三村大明神。所祭鹽土老翁也。神功皇后征韓時。奉導之。故歸國之後鎮ニ坐此處。爲ニ住吉之外宮。是以攝州住吉造替時。此社亦更造營。蓋一體別之祠義也。武郷云。住吉神代記云。六月御解除開。口水門姫神社。在和泉國。四至限。東大路。限。南神崎。限。西海神及限。限。北堺大路。とあり。と有は寔に然る言なり。なほ海宮遊行章にも。數多出たる事なるを。今。と云れたるは。然る説と通えたり。さてしか此神海上を知看神に坐なから。事勝國勝長狹神と顯れ給ひて。笠狹の地を古くより。主領き坐し。又神武紀にも。天皇に中洲の事を語奏し給へるなど。現人神と坐ませる。此神の御性なるへし。儲後神功皇后の御時に至りて。始て底中表筒男神なるよしを顯はして。御名乘し給へるも。さるへき由縁あることなるへし。○梶此云波茸云々。本に茸を茸に誤る。今祕閣本丹鶴本安倍本に従て改つ。さて此註二十三字。本には次の一書の下に誤りて入れり。今は水戸本貞丈校本等に依て。此に移しつ。

一書曰。天孫幸ニ大山祇神之女子吾田鹿葦津姫。則一夜有身。遂生四子。故吾田鹿葦津姫抱子而來進曰。天神之子。寧可以私養乎。故告

狀知聞。是時天孫見其子等。嘲之曰。妍哉吾皇子者。聞喜而生之歟。故吾田鹿葦津姬乃愠之曰。何爲嘲。妾乎。天孫曰。心疑之矣。故嘲之。何則雖復天神之子。豈能一夜之間使人有身者哉。固非我子矣。

抱子而來。記玉璽に。沙本毘賣皇后の御子産給ひて。抱其御子。刺出城外云々の處傳云。抱は書紀などに。伊陀久とも。牟陀久とも。訓るの中に。萬葉十四に。可伎武太伎とあれは。これに依て牟陀伎互と訓へし。さて今如此大后の。此御子を。御躬抱きて渡し奉給ふを思ふに。上代には。賤きも貴きも。凡て婦人産めは。即親抱きて。其兒を其父に示す。それそ定まれる禮なりけむ。吾田鹿葦津姬の。抱子而來云々。故告狀知聞。とあるなども。此御禮なるへし。然るに沙本毘賣皇后は。兄の稻城に隠坐は。然る事も得爲たまはず。故今渡し奉るに附て。よそなからも。其御禮を行ひ給ふなるへし。若然らずは。かゝる亂中に。かゝる貴女の。御親抱きて出給ふへくも非ず。凡て古書を見るに。よく心をつけて。上代のしわざを。細に考へ知へば。ゆめなほざりに。勿看すこし。と云れたるは。誠に然り。さて此一書。兒生まして。其を抱きて。來坐る後に。天神之子寧可ニ以私養乎云々。と白し給へると。又四子とあるか。傳の異なるなり。○嘲之。第一一書に既に云る如く。あざけり笑ふ意なり。新撰字鏡に。嚙を阿佐介留とあり。色葉字類抄に。貽字をアサワラフと訓わり。あざわらふの解。まづは如此なれども。あざは辭

の意にて。あざ笑は。大に笑ふより出たる辭なり。必しも人を嘲弄するか本義にあらねど。しか大に笑ふは。人を慢る意。あれは。嘲りてさやうに通ゆるなり。記の權原宮殿なる嘲咲も。たゞ大に笑ふ意なり。此なるもさるかたに見てよろし。○妍哉は。吾皇子にかゝれり。○吾皇子者。通證に。言稱謂吾之皇子者也。者嘗訓登波。と云れたる宜し。○聞喜而生之歟は。稟疏に慢人之辭也。口訣に嘲弄之辭也。とあり。さるは直指に反語也と云るか如く。聞悪くもと云へきの反にて。故にかく言ふか。即嘲弄り給ふなり。今俗にも。かゝる言あるは。上代に聞悪く生坐るとは。一夜に有身して。生坐る兒を。天神之子とは誰かは信はむ。聞悪き事白せるものかな。といふ意を。下に含みて。嘲弄給ふなり。神功紀に。天皇謂皇后曰。聞惡事之言坐婦人乎。とあるは。いとよく似たり。山陰云。此文漢文にせりても。古言にせりても。聞えぬ書とまなり。きとよくもと云訓あれはこそ。聞喜は善字の誤寫なるへし。聞善といふことも。漢文にはいかたなれども。古言には叶へり。其うへ。かの神功紀なる。聞惡とある文にも。かなへればなり。かにかくに。善字はこゝにはいかたなり。と云れたる言なるに付て。按に。三島本に善字に作れり。善字の誤字なるものや。○心之疑。嘉禎本加茂社藏本に。心疑之とあり。本は倒置したるものなるへし。

是以吾田鹿葦津姬益恨。作無戸室。入居其内。誓之曰。妾所生。若非天神之胤者。必亡。是若天神之胤者。無所害。則放火焚室。其火初明時。躡詰出兒自言。吾是天神之子。名火明命。吾父何處。在耶。次火盛時。躡詰出兒亦言。吾是天神之子。名火進命。吾父及兄何處。在耶。次火



炎衰時。躡詰出兒亦言。吾是天神之子。名火折尊。吾父及兄等何處在耶。次避火熱時。躡詰出兒亦言。吾是天神之子。名彥火火出見尊。吾父及兄等何處在耶。

入居其内。山蔭云。此上に抱子とあるへきなり。本の如くにては。御母のみ入坐ること聞ゆ。とあり。○妾所生。本に生を娠とあり。口訣本に。妊とあるも同じ。纂疏本によりて改む。○兒自言。御兒等の御名とも。其時々火のさまによりて。名けまつれる御名なるを。今かく自言給ふは。いかゝなる如くなれど。例の後よりめくらしめて。言傳へたるものなり。さて此傳にも。火明命火進命を。二神と爲たること。言までもなく。火初明時と。火盛時と二度に分ちたるも謬なり。又火折尊。彥火々出見尊は。一神の別稱なるを。二神と訛たる傳なり。山蔭云。二柱とするうへは。何れ一方は。命と書かるへき例なるに。共に尊とあるは如何。○何處在耶。本に在を坐と作り。活字本に據て改む。集解云。在原作坐。因訓誤。據後文改。とあり。さることなり。○火炎衰時。矢野玄道云。卜氏古本には。衰字をシメリとも。ヨワルとも訓り。源氏物語に。雨のあししめり。又風少ししめりてなど見え。撮攘集に。潤衣をシメシ。又濕衣濕布などもしかよめり。○避火熱時。玄道云。火熱は。熱田宮縁起に。倭建御子尊の開所持囊中。有火打一枚。とあるを。御鎮坐次第略記

に。一云。此燧後天。火徹燧名之。俗號燧袋。付大小刀。其縁也。と記し。同大神宮記。熱田古老口實などに。日破宮に。此天火徹燧を齋奉るよしみゆ。色葉字類抄に。熱又炳燧をしかよみ。撮攘集に。煩熱をもよめり。枕草紙に。さるへき事もなきをほとほり出玉ふとみゆ。

然後母吾田鹿葦津姬。自火燼中出來就而稱之曰。妾所生兒及妾身。自當火難。無所少損。天孫豈見之乎。對曰。我知。本是吾兒。但一夜而有身。慮有疑者。欲使衆人皆知。是吾兒。并亦天神能令一夜有娠。亦欲明。汝有靈異之威。子等復有。超倫之氣。故有前日之嘲辭也。

火燼。倭名抄。燼火餘木也。和名毛江久比とあり。燃概の義なり。應神紀にも然訓り。又諸本に。此をホタケヒと訓るもあしからず。新撰字鏡にも保太久比と訓り。○豈見之乎。貞丈云。豈下疑脫三不字と云るは。中々に非なり。かゝる文例あまたある事なり。○對曰。本に對を報と作り。今秘閣本北野本永享本共に依て改む。○汝有靈異之威子等云々。纂疏に。靈異之威。謂火不能燒。超倫之氣。謂其子初生而言。とあり。さて此御對言。天神をも疑ふものあらむ

かとおもほし。又天神御子の。たゞ人に異なれる事をも。知らしめむとおもほしめす事。いと尊し。通證に。重遠曰。太子者天下之本。如有二毫髮之疑。國本不立焉。故皇孫設以致三鹿茸津姬之誠。其慮深矣。此書蓋記得其實。と云るは。然る言なり。○本に此下に訓註あるは。誤なる事。既に上に云り。

一書曰。天忍穗根尊。娶高皇產靈尊。女子栲幡千千姫萬幡姫命。亦云。高皇產靈尊。兒火戸幡姫兒千千姫命。而生兒天火明命。次生天津彦根火瓊々杵根尊。其天火明命兒天香山命。是尾張連等遠祖也。

栲幡千千姫萬幡姫命。此御名。姫萬の間に。兒字脱せしものなるへし。亦云の戸幡姫兒千千姫命。また第七のなり。さて三島本永享本には。千千姫の姫字なし。其は脱たる也。 姫兒のこと次に云。○火戸幡姫兒云々。本に火下之字あり。私記に无きに依て削る。姫兒は比賣古と訓へし。馭戎慨言に。漢籍に倭女王の事を。卑彌呼と云る事を解て。卑彌呼は姫兒と申す事にて。神代卷に。火之戸幡姫兒千千姫命。また萬幡姫兒玉依姫命。などある姫兒に同じ。と云れたるにて知へし。一御名の中に姫と云こと。二あるは。重複たる如くきこゆれを例あり。平田翁は。栲幡千千姫(兒)萬幡姫命。火之戸幡姫兒。千千姫命。記中卷。明宮に。百師木伊呂辨。亦名弟日賣真若比賣命。と申など此例なり。 萬幡姫兒。玉依姫。とよみて。御親子二柱の名とせり。栲幡姫命を后と爲たる。其兒を后と爲玉へるとあるは。誤れる傳の弘くなれるにて。其兒を后と爲玉へるとある傳を。實の旨に叶へり。と云れたれば信かたし。栲幡千千姫を。此一書には御親の名とせれど。亦云には千千姫

を御兒の名とし。また萬幡姫命を。御兒の名とせれど。第七一書には。御親の名と爲るなど。さて御名義。火は穗の義か。平田翁はと訓て。梭なりと云り。いかゞあらん。戸は豊なり。豊秋津比賣の豊と同く美稱なり。と云り。○天津彦根火瓊々杵根尊。彦根の根も。杵根の根も。共に尊稱なり。さて三島本北野本嘉禎本延喜本には。杵根の根字なし。次に此御名出たる處にもなし。○天香山命。本に命字なきは。脱たるものなり。熱田本永享本舊事紀等に因る。此命の香山を。名に負給へる由は。未詳。さて天孫本紀に。天照國照彦火明櫛玉饒速日尊。天道日女命爲妃。天上誕生天香山命。とあれば。御母も知られたるか如し。天上誕生天香山命とあるに。は。されど。火明命饒速日命を一神なりと云るには説あり。又同書に。此神の亦名を。手栗彦命とも。高倉下命とも白して。饒速日命の天降坐る時。供奉の神等三十二人の。第一に坐由も見えたり。此等の事も此神の事も。なほ次に云。○尾張連。此氏の世系は。天孫本紀に委く出て。香山命の子。天村雲命母屋より。第十八世の孫。尾張乙訓與止連。といふまでを載たり。國造本紀云。尾張國造。志賀高穴穗朝。以天別天火明命十世孫小止與命。定賜國造。重胤云。天孫また天降などの誤なるへしと云り。三代實錄九に。天孫天火明命とあり。粟田氏云。天別は。天神より別れたる由縁の義を以。云る文なるへし。十世は。火明命をおきて。天香山命より。數へたる世數なり。天孫本紀に。十一世孫乎止與命と見えたりと云り。姓氏錄左京神別。尾張宿禰。火明命二十七世孫。阿曾連之後也。尾張連。尾張宿禰同祖。火明命之男天賀吾山命之後也。また右京神別。尾張連。火明命五世孫。武彌目命之後也。また山城大和にも。尾張連あれど。右に引ると同じ。河内とあり。此氏もとみな連姓なりしを。次々に多くは宿禰姓を給へり。其は天武天皇十二年十二月。尾張

連賜姓曰「宿禰」と見えたるを始め。續紀大寶二年十一月。天平十九年二月。天平寶字二年三月。神護景雲二年十二月の。處々に見え。なほ次々の史にもみえたり。さて此氏の本居は。大和國葛城なり。然云故は。記憶原宮段に。此氏人に葛木之高千那毘賣と云あり。又舊事紀に。此氏三世孫天忍人命。異妹角屋姬命。亦名葛木。出石姬爲妻。次天忍男命。葛木。土神。劍根命。女爲妻云々。四世孫瀧津世襲命。亦云葛木彦命。七世孫建諸隅命。葛木直祖大諸見足尼女爲妻。などあり。さて神武卷に。高尾張邑。或本云葛城邑也。また高尾張邑云々。因改號其邑曰葛城。とあるは。高尾張の本名と聞ゆれば。國名の尾張は。此高尾張より出て。其は此氏人の葛木より出て。彼國に下り住居し故。其本居の名を取て。國名と爲るなり。右は記傳に考られたる説なり。但し其説を誤りの傳なり。と云れたるは。却て非なり。さて高尾張をまた尾張とのみも云しにや。天孫本紀に。葛城尾治置姬と云人名もあればなり。されは本居の名を取て。國名と爲し事は。違あるまじくこそ。偕此氏人の尾張に下り居住し事は。栗田氏説に。十三世孫尻網根命。此命譽田天皇御世爲大臣。供奉云々。品太天皇御世。賜尾張連姓。とありて。尾張姓を賜へるは。應神天皇の御世なれど。此氏人既に尾張國造之祖美夜受比賣と見えたるは。是より前小止與命などや。始なるへき。さるは本紀に。葛木某姫とあるは。世々大和國葛木邑に住めりし人なるへき。此小止與命は。尾張大印岐女子。眞。此小止與命は。何の御世に。數刀傳爲妻。生一男と見え。尾張に下り住て。其國人を娶せしなるへければ。是其證とすへし。此小止與命は。何の御世に。仕奉しか詳かならねど。志賀高穴穗朝とあり。又其子建稻種命の。日本武尊の御從なりしを思ふに。景行成務の二朝をかけて。仕奉し人と定むへし。かくて其國造となりしは。いかなる故ならんと推考

るに。寛平縁起に見えたる如く。建稻種命。日本武尊を左右奉りて。東征に功烈あり。又其早くみまかられる事を。憐れ思して。父なる小止與命を。國造に定賜しなるへし。と云れたり。さて神名式。當國中島郡眞墨田神社。名神大。當國神名帳に。正一位眞墨田大神とあり。今松降正と云に在りて。國の一宮也。其在所を一宮村と云とそ。此を國人吉見幸和説に。眞墨田社を。一宮記に。大己貴命と爲たるは非なり。尾張氏の上祖。歷世當國に住りしかは。其遠祖を祭れる社。三十餘坐あり。中に天照國照彦火明命は。中島郡眞墨田神社に祭りて。一宮と稱す。天香山命は。同郡尾張神社に祭ると云り。此説は。其著はせる宗廟社稷問答と云書に記して。元祿の頃。國の殿人天野信景等。國君の命を受て。尾張國郡志を撰むとに。自作の秘書を。委しく考へ索めて。記せるよし云り。是信に然るへし。と平田翁云り。なほ式に。山田郡にも尾張神社あり。當國神名帳に。從一位尾張天神とあり。通證云。信景曰。此祭天香山命。今爲春日部郡小針村。とあり。また式伊勢國多氣郡天香山神社あり。

及至奉降。皇孫火瓊々杵尊於葦原中國也。高皇產靈尊勅八十諸神。曰。葦原中國者。磐根木株草葉猶能言語。夜者若燦火而喧響之。畫者如五月蠅而沸騰之云云。

磐根は。本居翁云。たゞ磐にて。根は添て云言なり。屋を屋根。羽を羽根。杵を杵根。矛を矛根。鳥

を鳥根といふ類なり。と云り。○木株。本にコノモト。又私記に。古乃太知。など訓めれど。本居翁云。紀彌多知とよむへし。大殿祭祝詞に。木根乃立知とある。乃字は決て衍なるへし。乃と云辭有ては。調もいとあしきうへに。さて他の祝詞に。乃といふへき詞に非ず。さねたちなり。は。皆木立とあれども。こたちと訓ては叶はず。これは常云木立の事にはあらず。祝詞考の説の如くキリシヒ枉なれば。字鏡に枉。支利久比。根字あるに依てよむへきなり。木株と書れたるも其意なり。株は字書。根は木根也。然らばたゞ。樹立木立など書るは。いかにと云に。かの岩根屋根などの例の如く。たゞ木の事をも。根を添て木禰と云故なり。されは木立など書るは。木の一字をきねに用て云るにて。屋の一字をもやね。羽の一字をもはねと訓か如し。さて意は木根立にて。是は根に意あるなり。さてたゞ木を木根と云るは。古今集神樂採物の歌に。霜八度ちけと枯せぬ榊葉の。立築ゆへき神の木根かも。と云るなり。とあり。○草葉。大被詞に。草之垣カサノカキ。龍田風神祭祝詞に。草片葉とあり。本に。カヤノカキハと訓。たれども。私記に據りて。久佐乃加伎波と訓へし。草葉とかけるは。漢文。さまに約めて書れたるなり。本居翁云。草のかきはとまづ。凡て草は大方三葉五葉つゝなど。並ひて生る物なるに。それを缺取て。たゞ一葉と残りてあるさまを以云ふ辭にて。意は聊の草の一葉まで。と云なるへし。とあり。○若燂火。神賀詞に。如火ホノ火カ。光神在利とあり。口訣に。若燂火而喧響オトナヒ之者。如飛火トビヒ。鳴喧也。と云り。神壽詞後釋云。火袋は此字の如く。袋の内に焼く火なること。考にも云れたるか加し。然るを神代紀に。夜者若燂火。而喧響之。燂火此云。褒倍。とあるは。心得ぬことなり。其故は。燂は字書に火。飛也と注したれば。火袋には叶はず。又喧響も。火袋によしなればなり。故つらく思ふに。紀の文はもと。事のまされたる傳のありしを。其まことに心得て。書れたるものなり。其まされといふは。まつ記に。惡神之音如狹蠅。皆滿。萬物妖悉發。とある言は。狹蠅の如く。沸音なるを。又一の傳に。これを蠅と夜とに分て。

二物にたゞへて云るかまされて。かの音を夜の方の火袋に屬て。いへるなり。さてかくまされて。音とあるから。撰者の心に。音ある火は。飛火ならむと心得て。火袋に燂字を當て。書れたる物なり。かの紀の文字には。かゝる類多し。心して見へし。然れども火袋は。然たゞへしからず。又一書に。燂火光神とある。又畫にむかへて。夜をいふには。光こそ似つかはしけれ。喧響は夜にかきらぬ事なれば。似つかはる。と云れたるは。火袋とある字に。あまり泥まれたる説なり。翁は紀の文字。此説古く據あるへし。言義は詳ならねど。かにかくに我は借字にて。燂火字に據て解くの外なし。さて按に。流星をヨバヒホシと云て。音するものに。古く云り。褒倍はさるものゝ稱にて。俗に云空中の光物なり。常陸國風土記に。夜者。火光。明國とあり。光物の空中を飛行こと今もあるものなり。若を母許呂と訓るは。萬葉二十。松の氣の並たる見れば。家人のわれを見送るとたゞりし母己呂。なとあり。平田翁云。凡て如若などの字意の言。御國に三あり。一は那須。二は基登久。三は母許呂なり。那須は師統の如く。似なる。とあり。べく。基登久は。事を活かしたる言なるへく。母許呂は。母は加りたる言にて比なるへし。共に同じ心はへなりと云り。○沸騰之は。記に如狹蠅。皆滿。神賀詞に。晝波如五月蠅。水沸支ミナワキ沸ヒなり。などあり。平田翁云。沸は静まり居たりし物の。起立オキタテて騒ウラガヒくを云なり。師はたゞ騒ぐ状をのみ云に非て。涌出て騒ぐを云なるへしと云れつれど。如何在ん。と云り。さて此邪神ともの事。本書の状と別なるに非ず。と云へとも。其始は天忍穗耳尊を。天降し奉らせ給ふ御政なりければ。瓊々杵尊に係て書されたるは。事の略に過て。其實を失ひたるなり。

時高皇產靈尊勅曰。昔遣天稚彥於葦原中國。至今所以久不來者。蓋是國神有強禦之者。乃遣無名雄雉。往候之。此雉降來。因見粟田豆。

田則留而不返。此世所謂雉頓使之縁也。故復遣無名雌雉。此鳥下來爲天稚彦所射。中其矢而上報云云。

強禦之者。本にイムカウとあるは。イムカウの誤なり。又明應。通證に。射向也と云る意にて。たむかひ敵なむを云。人にかたきなむを。弓。記に。天宇受賣神を。雖有手弱女人。與伊牟迦布神。面勝神。とあり。同語なり。○無名雌雉無名雌雉。平田翁云。雉名鳴女とあるは。總名。こゝは雌雉を別ち云へる故に。名鳴を上に付たるなり。○粟田豆田。豆田二字。倭名抄に。粟田安八不。豆田萬女不。とあり。不は麻生。淺茅生。蓬生などの生にて。其物の専と生殖る地を。某生と云なり。田字には泥むへからず。萬葉に。○此世所謂云々の十字。此に在ては解かたし。次の遣無名雌雉云々の次にあるへき文なり。其よしは次に云。○重遣はされしことありて。唯一度なるに。此一書に。かく雌雉雌雉を。二度に遣はされたるよしある。其無名雌雉。無名雌雉。記に所謂雉名鳴女には當れる。されど。此一書には。其先に遣はされし。雌雉の方に。雌頓使之縁也と有て。頓使之係る所。大に差有を。予は此一書を取へくそ思ける。頓使と云事は。使したる任に。一向に歸來さる謂なり。と云り。此説は信かたし。○頓使。平田翁云。頓は比多と訓ことば。頓丘此云毘陀鳥とある。此正しき據なり。抑比多と云言は。此餘もひたすら云々す。ひたもの云々すなど。今世にも云て。純一むきに爲事と。頓りて爲事とに云めり。萬葉に。直土直佐麻などあるも。純一と土のみ。麻のみなるを云ふなり。比多と云々す。など云は。頓に物する由にて。比多使とは。今もまゝ言ふ語なり。然れば此の頓使は。前に遣したる雌雉か。返

らさる故に。また比多と。雌雉を遣したるを云なり。とあり。故この頓使のことは。遣無名雌雉云々の次にあるへき文なり。とは云なり。さて比多と云言は。既に云り。さて此を諺に云ならはせる意は。此雌使の返らさりしに因て。人世になりて。凡て大事の使を遣るに。前に遣したる使の未返らさるに。また頻て遣るをは。雉の頓使と云て。忘ことせしなり。さるは留不返といひ。次に所射中其矢と云る處に。此諺を擧たれば。使命を果さるる例を忘なりけり。記にも。亦其雉不還。故於今諺曰とて。擧たれば。同じことと云ふゆれど。○中其矢而上報。雉は射られて死たれども。中りたる矢の。天神の御許に至りたるを。雉の報命せしに准へて。かくは云るか。されど此まゝにては。聊通えかぬるやうなり。重胤は。返矢の事竟させ給へる。時過して後に。上報すと見て。何てふ事かは有む。と云れたれど。なほ疑し。さるは。記また此紀の本書。一書には。雉を降し玉へるは。一度なれど。其にては頓使の諺に叶はさる故に。此一書の説宜しくはあれど。此傳の中に。雌雉を中其矢而上報。とあるは。射られたる雉の。天に上らむ事。いかなる上に。其矢を見そなはして。産靈神の怪み坐るに叶はず。故思ふに。上字は不字の寫誤にて。不報とありしならむか。然する時は。此の諺にもよく符ひ。産靈神の矢を見そなはしとにも。叶へれはなり。

是時高皇產靈尊。乃用眞床覆衾。皇孫天津彦根火瓊々杵根尊。而排披天八重雲。以奉降之。故稱此神曰天國饒石彦火瓊々杵尊。于

時降之處者。呼曰日向襲之高千穗。添山峯矣。及其遊行之時也云云。到于吾田笠狹之御碕。遂登長屋之竹島。乃巡覽其地者。彼有人焉。名曰事勝國勝長狹。天孫因問之曰。此誰國歟。對曰。是長狹所住之國也。然今乃奉上天孫矣。天孫又問曰。其於秀起浪穗之上。起八尋殿。而手玉玲瓏織紅之少女者。是誰之女子耶。答曰。大山祇神之女等。大號磐長姬。少號木華開耶姬。亦號豐吾田津姬云云。

是時は。上の及至奉三降。皇孫火瓊々杵尊於葦原中國也。とあるより承たれど。あまり文を省かれたれは。聊言足らず。○火瓊々杵根尊。根字三島本北野本になし。此事上。○奉降之。本に之字なし。中臣本永享本活字本纂疏本等にある方勝れり。故補つ。○故稱此神曰。此神天上より。此國土に降坐るに因て。天國と。御名に稱へまつりしとなり。○天國饒石云々は。天饒石國饒石を約めて。申せるなり。石は助辭なり。○添山。記傳云。添は萬葉に。川之副山之副。又蘇比乃榛原など云る。副と同くて。片つ方に傍れる處を云て。かの頓丘と意相近し。頓丘は。片よれる丘なること。上に云るか如し。と云

り。されど口訣に。添山峯者。二上峯也。とあるか如く。二上の雌山雄山副へるを以。云稱なること。本書の下に云れば。其方なるへし。頓丘の事に就れ。又按に。添は進の義なるへきか。曾々理と。曾保理。たるは非ならん。此山の高く進りかねはなり。○長屋之竹島。長屋は本書にも云りし如く。薩摩國阿多郡の總名なり。竹島は。笠狹などに並ひたる小名なり。さて此竹島は。重胤説に。彼竹刀の事に依て。高屋の名起れるより。山にも高島と負せたるなるへし。謂ゆる笠狹嶽の事なりければ。其笠狹之御碕の内なる。山の謂なるへし。是を記傳に。川邊郡なる竹島。と云り。○巡覽其地は。長屋の高島に登りて。笠狹の地を巡覽はせるなりと。平田翁云り。○秀起浪穗之上。記傳云。神武卷に浪秀とあり。凡て穗とは。著くあらはれ見ゆることを云て。波穗は。秀起とある如く。左波は花の咲なると左久なり。浪の白く高く。立さまを云古言なり。偕其上に。八尋殿を起るは。此神等の靈異なる御態に。化作給へるなり。浪穗之上といふを。あやしみ思ふめれど。此は彼記に。建御雷神の拔十掬劍。逆刺立于浪穗。跌坐其劍前云々。又神武紀に。三毛入野命の踏浪秀。而往于常世郷。とあるなどを以。神の御態の。奇しき事をささるへし。○手玉玲瓏。手玉は手に纏て。飾とする玉なり。機織女の玉を纏は。其鳴音を殊更に交へて。はたある音に。はえあらしめむが爲なり。上なる下照姫の歌。又萬葉に。足玉母手珠母由良爾織旗乎。公之御衣爾縫將堪可聞。などあるにて。心得へし。さて山神の御女等の。波穗上に殿作て。なましますこと。ゆくりなきに似たり。其上此笠沙のあたりは。山なるに。秀起浪穗上もつきなし。此は竹島とあ

るを。海邊の島とおもひしより。さるさまなる語傳もありしなるへし。次の御歌の下に。云る事とも。考合すへし。○女子耶。本に子女と作り。永享本中臣本釋紀等の本に依て改む。

皇孫因幸<sup>ズ</sup>豊吾田津姫。則一夜而有身。皇孫疑之<sup>ニ</sup>云云。遂生<sup>ニ</sup>火酢芹命。次生<sup>ニ</sup>火折尊。亦號彦火々出見尊。母誓已驗。方知實是皇孫之胤。然豊吾田津姫恨<sup>ニ</sup>皇孫不與共言。皇孫憂之。乃爲歌之曰。憶企都茂幡。爾幡譽辰耐母。佐禰耐據茂。阿黨播怒介茂譽。播磨都智耐理譽。燦火。此云<sup>ニ</sup>褒倍。喧響。此云<sup>ニ</sup>淤等娜比。五月蠅。此云<sup>ニ</sup>左魔陪。添山。此云<sup>ニ</sup>曾褒里能耶麻。秀起。此云<sup>ニ</sup>左岐陀豆屢。

生火酢芹命。次生火折尊。この次第正しき事。上に云るか如し。○恨皇孫云々。この事餘の傳には見えす。さるは此傳疑しきことあり。まつ始皇孫尊の。一夜に人娠ましめむや。汝か所生は。我子にあらしと詔へるは。故につれなく見せ給ふなれと。然る御心とは知へからねは。御母の恨み坐るも。然る事にはあれと。其後御誓の驗ありしかは。皇孫尊の。我知<sup>ニ</sup>本是吾兒。但一夜而有身。慮<sup>ニ</sup>有疑

者。欲<sup>レ</sup>使<sup>ニ</sup>衆人皆知<sup>ニ</sup>是吾兒。並示<sup>ニ</sup>天神能令<sup>ニ</sup>一夜有<sup>レ</sup>娠。亦欲<sup>レ</sup>明<sup>レ</sup>汝有<sup>ニ</sup>靈異之威。子等復有<sup>ニ</sup>超<sup>レ</sup>倫之氣。故有<sup>ニ</sup>前日之嘲辭<sup>一</sup>也。と宣り給ひしにて。始の御言のつれなきは。故につくりて。詔ひし事知られたり。されは此時。御母の恨も解たまへること著明し。母誓已驗。方知實是皇孫之胤。さるをこゝに。恨<sup>ニ</sup>皇孫不<sup>ニ</sup>與共言。とあるは。まことの事情に叶はず。かくてもなほ恨み給は。尋常の婦にも劣れる御心と申へし。決て誤の傳なり。なほ次の御歌に云へし。○不與共言。古寫本共にアヒミマツラズ。と訓る宜し。欽明紀に。遂不肯言<sup>ト</sup>とよめるに因て。アヒカタラズともよむへし。本居翁は。アヒイハスと訓れたり。其は記穴徳宮段に。我所相言<sup>ニ</sup>之。孺子者云々。萬葉十一に相言<sup>ニ</sup>始而者。又相語<sup>ニ</sup>而遣部。續紀詔に。其人等乃和美安美應爲久相言部等あり。人に達て互に物云事なり。中昔には是を阿比基登須とも云り。伊勢物語にもはらあひこととて。俊賴無名抄に。其はとに來る人はいかにもあひこととをたにせざるなり。など見たり。有はなり。甚く恨て御心許<sup>ニ</sup>さる御わざなり。と云り。○皇孫憂之乃爲歌。守部云。此一書傳は非なり。是を瓊々杵尊の。木華開耶姫命に。與へ玉ひし御歌としては。一首の上凡て協はず。故熟考るに。此は彦火々出見尊の。豊玉姫命に。與へ給ひし御歌にして。海宮段一書文に。深懷<sup>ニ</sup>慙恨<sup>一</sup>。乃涉<sup>レ</sup>海徑去。とある條に。出ぬへきを。其處に出たる。飲企都鄧利歌と。こゝの憶企都茂幡歌と。初句の似たるより。紛ひたるなり。さてしか亂ひて。憶企都茂幡の歌の入へき處へ。飲企都鄧利の<sup>此御歌は。豐玉姫への御答なるを。</sup>歌の入つれば。豊玉姫命の阿軻娜磨廼の歌か。飲企都鄧利の御歌の報歌となりて。贈答の次第も亂ひ。此の憶企都茂幡の歌の。入處なくなりて。瓊々杵尊條に。亂れこみたるなりけり。故今其次第を改めて。豊玉姫命云々。深懷<sup>ニ</sup>慙恨<sup>一</sup>。既兒生之後。乃涉<sup>レ</sup>海徑去。于時彦火々出見尊乃歌之曰。として此歌を出すへし。と云れたるは。まことに然

る言にて。猶深く考るに。此一段。其於秀起浪穂之上云々。と云るより。歌かけて。總て彦火々出見尊の御時の事なるへし。さるは上にも云る如く。山神の御女等の。浪穂之上に坐ますこと。つきなく。必ず豊玉姫命の海宮の事の。紛れたるものなる事決し。また億企都茂幡の御歌も。豊玉姫命に寄給ふには。海邊の事似着かはしく。吾田津姫にては。山神の御女なれば因なき心ちす。必此の説の如くなるへし。故今は其事に解つ。○億企都茂幡。瀧津海藻者なり。倭名抄。藻和名毛。一云毛波。この御歌の茂幡は。此毛波とは異なり。○陸爾幡譽辰耐母。邊者雖依なり。守部云。此二句の意は。戀しくおもほすまゝに。豊玉姫の彼涉レ海去たまひし海へたに。慕幸つるに。沖なる藻の。邊に依來るを。あはれ妹命のかくらまじかほど。羨み給ふなり。とあり。或説に。沖つ藻は。御自の上に擬へ。邊に寄るとは。御心を盡し玉ふ意なり。と云り。此も然るへし。○佐禰耐據茂。眞寐床毛なり。佐は發語○阿黨播怒介茂譽。不與哉與なり。記に美刀阿多波志都とある。記傳云。美刀は。美斗能麻具波比の美斗と同く。阿多波志は。阿多比を延たる例の古言にて。阿多比阿多布など。活用言なり。さて神代下卷に。幸之。ミトアヘマシまた雄略卷に。與アタヘシ一夜而娠。又奉一宵とも。與ハシなどあるにても。其事は知れたれども。言の意は未だたかに思得ず。と云れたれど。或人説に。物の熱せぬを不能と云るにて義を得へし。と云れたるいとよし。此説によりていはく。阿多布を。夫婦互に寄着くを阿多布といひ。寄着ぬを阿多波奴と云。眞寐床に寄着て。御合したまふことのならぬを。サチトコモアタハヌと宣ひし也けり。さて瀧津藻の打靡き。

寄着くさまを。羨み玉へるなり。雄略卷の與字も。共に寄着く意を取れるなり。されは美刀阿多波須とは。一に寄會て。御寐處を與にしたまふ意なりとすへし。此説に附て按に。なほ履中紀に。納采を古本にアタヘマスコトと訓るを。今本にはアトフルコトと訓り。また安康紀に。欲聘をアトヘタマハムコトとも訓り。さらばアトヘとも云るか。履中紀に。詠をアトヘテと訓れど。是はアトラへの略なるへし。詠を古言にアトヘと訓て。聘字の義に用し事あらす。これと字鏡に。詠を阿止戸と訓るをおもへは。ひたすに定めかたし。詠字鏡集には。ツク。又ヨル等の訓あれば。これもアトラヘなるへきか。今定めかたし。此は其美刀を省きて詔ふなり。さて哉も歎息なるに。又與をそへて云る。古歌に多かり。○播磨都智耐理譽。濱津千鳥與なり。守部云。此は與はぬかもよとは歎き給へとも。其妹も來坐ねは。其處なる物に負せて詔ふなり。小野篁朝臣の。わたの原八十島かけて傍出ぬと。人には告よ。海人の釣舟。此結句も。其浦の釣舟に負せたる。今此御歌にならへるなるへし。一首の意は。海界を塞て返往し。妹を思ひかねて。海邊に出て。戀つゝ居れば。奥津藻のみは。邊に寄來れと。吾思ふ妹は寄來すして。再ひ眞寐所も與はぬかもよと。打嘆くも。只獨言なれば。せめて其處の濱つ千鳥よとなり。と云り。さて此御歌。海宮段なる一書に在て。阿阿娜磨迺云々の歌は。其報歌なるよしなど。其段の注に委く云へし。○左岐陀豆履。本に豆を豆に作るは誤寫なり。今は信友校本に。一古本豆。と有とあるに據て改む。

一書曰。高皇產靈尊之女。天萬栲幡千幡姫。一云。高皇產靈尊兒。萬幡



姫兒玉依姫命。此神爲天忍骨尊妃。生兒天杵火々置瀬尊。一云。勝速日天大耳尊。此神娶丹寫姫。生兒火瓊々杵尊。一云。神皇產靈尊之女。栲幡千幡姫。生兒火瓊々杵尊。一云。天杵瀬尊娶吾田津姫。生兒火明命。次火夜織命。次彥火々出見尊。

千幡姫。記傳云。千は千々の約りたるなり。此を以て。記の師も。師々の約たるなることを。思合せよ。かの神功紀の千瀬も。縮縮の意なるへし。とあり。されど此は萬幡と同く。數の多きを以て。稱へたる方なるへし。○萬幡姫兒玉依姫命。姫兒の事は上に。玉依姫。玉も依も稱名。記傳に。依は借字。余呂志の切りたるなり。呂志は。余呂志は。師説に物の足り具れるを云。余呂都。余呂布なども。同言の分れたるなり。萬葉一に。取與呂布天乃香具山。とあるも。此山のよろづとこのひ足たるを云るなり。又宜奈倍吾背乃君。など云るも同じ。と云れたり。此意を以。美稱たる名なり。此神の同名いと多し。皆此意の稱名。○天忍骨尊。尊字本に命とあるは誤なり。今信友校本には。尊とあるに依る。○天杵火々置瀬尊。本に天下之字あり。北野本に无に依て削れり。瓊々杵尊の又御名なり。御名義は。杵火は饒穗か。置瀬は奥稻なるへし。また一云の下なる。杵瀬尊の御名によらは。此をも伎勢と訓へし。そは穎稻の義に

や。と記傳に云り。○勝速日天大耳尊。本に速日の下に。命兒の二字あるは。決く誤なり。今は秘閣本及並河本等に。秘訣本无とあるに依て削れり。もしこの御名を。勝速日尊之兒。天大耳尊とよまは。本に尊字を命とせるは誤なり。必尊に改むへし。されどさては。瓊々杵尊は。勝速日天忍穗耳尊の御孫なり。甚く異なる傳なり。また勝速日尊を。素戔嗚尊の亦名なりと。平田翁はいはれしかと。天大耳尊を。素戔嗚尊の兒と舉むこといかなり。此は必天忍穗耳尊なること決し。また命兒を。美許登古と訓て。姫兒と云か如し。尊み親みて云るなり。命の子と云にはあらず。と云る説もいかなり。今此二字を除て見れば。勝速日天大耳尊となりて。紛れなき忍穗耳尊の御名となれり。御名義。忍穗耳を略きて。大耳とも申へし。また此大耳を。丹鶴本には。火耳ともあり。○丹寫姫。御名義。記傳に饒津の意かと云り。又丹鶴本には。丹兒姫とあり。さらば和の義なるべし。それもあしからず。此は栲幡千々姫の亦名なるべし。○神皇產靈尊。本に神下高字あり。今は活字本延喜本を始め。諸の古寫本ともに。无に依て刪る。○天杵瀬尊。本にこれまた尊を命と作り。官本北野本に尊とあり。信友校本にもしかり。故改む。杵瀬は置瀬と同義なるべし。同神に坐はなり。○火夜織命。平田翁云。本ともに火夜織と訓たれど。古本にホヨリと訓るを正しきと云り。ホヨリはホヲリを訛れるものなるべし。織はリのしまてなり。折と織と通へるにはあらず。綴増紀に糸織姫と云るあり。これ織をりに用ひし例なり。○此傳に。火闌降命なくて。火明命の出たるは。二神にあらぬこと知られて宜き傳なり。さて此一書の異説とも。御名のかはれるのみにて。本書の趣に大方ことなる

ことなし。

一書曰。正哉吾勝々速日天忍穗耳尊。娶高皇產靈尊之女。天萬栲幡千  
幡姫。爲妃。而生兒號天照國照彥火明命。是尾張連等遠祖也。次天饒  
石國饒石天津彥火瓊々杵尊。此神娶大山祇神女子木花開耶姫命。爲  
妃。而生兒號火酢芹命。次彥火々出見尊。

天照國照彥火明命。天照國照の事は。既に云り。天孫本紀に。天照國照彥火明命玉饒速日尊と云るは。説あり。神武紀に云。○天饒石國饒石。此御名の事も。既に云り。此御名の訓。アメニキシ。クニニキシ。と訓もあしくはあら。ねと。なほ本のまゝに訓へし。元々集などにも。古く然訓り。○火酢芹命。次彥火々出見尊。此傳の正しきこと上に既に云り。さて此一書も。御名に稱辭の添はりたるまでにて。外に異なることなし。

追加

姫兒

姫兒と云る稱の例は。肥前國風土記。松浦郡摺振峯條に。大伴狹手彥連。發船渡任那之日。弟日姫子登此用摺振招云々。于時弟日姫子之從女云々。と云る事あり。歌には意登比賣能古袁とよめり。これ姫を姫子とも云るにて。共に美稱とせる例なり。馭戎慨言に。卑彌呼を姫兒なりと云る説は。疑はしきよしあれは除くへし。

# 日本書紀通釋卷之二十

飯田武郷謹撰

海宮遊行章

兄火闌降命自有海幸ミナホノスツリノハ、オノツカラマシマスウシノサチ弟彥火々出見尊自有山幸幸。此云ミオトヒコホ、チキミノハオ、マシマスヤツサチ

按るに。此海宮段の事は。本書一書ともに。大凡同じすちの事のみにて。打見には。さまで大義にあつかる事もなきか如くなれども。よく考れば。これぞわか天神の御子の御裔の。世に佚れたる。稜威坐々て。國神はさらなり。此世をさかりたる。山海の神等までも。ひたふるに仕奉る。其徴を顯はして。世にも示したまへる。天神等の。深き大御意に出たるものにて。おほろけに見過すへき段にあらず。さるは萬葉一の。吉野に行幸ありし時。人麻呂朝臣の歌に。山祇の奉る御調と。春部は花折かさし。秋たてはもみちかさせり。ゆふ川の神も。大御食に仕奉ると。上つせに鵜川をたて。下つせにさてさしわたし。山河もよりて仕る。神の御世かも。又山川もよりて仕る神をから。たきつかふちに舟出せずかも。とよめりし歌の如く。山川の神も。天神の御子に因て仕奉るは。即神代ながらの大義をよめるにて。此朝臣の歌には。かくさまのこと多く見えたり。其如く。今天神の御子の。此國に天降り坐る始なれば。殊更に其よしを。顯世にあらはして。見せ玉ふ。天神の御心と。さきには。大山祇

神の御女。木華開耶姫を。皇后に奉り玉ひ。其奉り玉ふに付ても。天津神御子の御世の行末までを。とにかくに。祝ひ奉りし事ありけれと。善事には。悪事の相交るならひとて。磐長姫を御玉はさりし御しわざの。遂に御代々々の天皇等の。御壽命の長からさりしためしを引出で。今又皇御孫命の。其御子産をかきまみて。豊玉姫に耻辱見せ玉ひしより。遂に海陸の隔をなしとに至りては。これまた不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>止事<sub>一</sub>道理の。其中に存する事ならめと。其はともあれ。山海の神等も。かく因て仕奉る大義に於ては。聊もかくることなく。我天皇命の。天下の大君主と坐々て。萬世無窮に。現人神に坐々事を。徴し奉る。いとも貴くかしこき。神の御思慮なること。これよりまさりたる大義はあることなし。さはかり尊き大義を。世に知らせ玉はむとならは。故にことごとくしく。其道をも定め玉ふへくおもはるれと。天津神の御慮は。さる凡人の思ひ計りとは。大く異にて。始笠狭の御崎にて。不意く美人を見初玉ひて。はしめて天孫の御心をかけ玉ふ縁をあらはし。今また御兄弟の御争より醸して。海中に入坐へく。おきて玉ひ。それより及びて。海神の御女を。娶り玉ふ事となり。遂に其御女の皇后と立玉ひて。皇子を生<sub>レ</sub>産奉れる事となり。其より延きて玉依姫の苜<sub>フキ</sub>不<sub>ヘス</sub>尊の皇后に立玉ひしなど。偶然なるか如くにして。偶然ならさる。天つ神量の其元始なれば。曲に其はしめよりの事を。世語りに語傳るも。是又偶然ならさる。由そありけらし。もとより此御世頃の間の御事は。御世も久しく神々しく。且神代の事にしあれば。其餘にもさまさまの事ともは有もしけめと。其はそれにて傳はらす。如此う

ち見には。稚なげなる兄弟の御争の事の。永く遠く傳り來つるには。必故由なくてあらめやと。竊に心をとむへき事なりかし。然るを世の人の心は。おろかなるものとして。かゝるめましく稚き傳は。たゞ神代の一小説と見をして。たゞ海宮などへ。幸行まし。異様なる御事なるからに。世語りにせしものそとおもひ。あるはたゞ皇后の御血統に付て。其御聘問を詳にしたるものそなど。大凡に見なす人の。淺はかなる思ひはかりは。それはそれにもあるへけれと。天神の御子の。皇后を定め玉ふはしめに。海中なる鰐魚をしも妻り玉へるなどは。あまりおもかしからぬ事ぞ。かゝる傳のなからまじかはなど云るも。世にはきこゆめり。鰐としも云へは。卑しきものとおもへるにや。海中に住玉ふ。海神の宮の姫御子。御形こそ。鰐とも見え玉はめ。いとも貴き。此滄海原の沙の八百重を知しめす。和多都見大神に坐すよしを。思ひ奉らは。人間の目にこそは。よしや鰐とも。龍ともあらはれ玉はめ。靈異に坐々て。此世間を幽なから。相助け相あなうひ奉る。海神にまします事は。龍神の龍神にまします。深山幽谷には住玉ひなから。此世に雨露を施し。造化の功をなし玉ふに。等しき理由あるをも。思ひ合せざる。小き凡人心也かし。されは神代に種々の傳はあるか中にも。瓊々杵尊の。大山祇神の御女等を娶て。皇后とし玉ひ。又此御世に。海神の御女等を。さるへきよしありて。一御代のみならず。二代の皇后としまふへき。機運のきざし行へき。其始を導ひ奉らんとして。御兄弟の御争は起り。それより延きて。海邊に至り玉へは。鹽土老翁早く出迎へて。海中の道を教へ奉りしなりけ

り。この鹽土老翁はた。たゞ人ならず。住吉大神の。現人神とあらはれて。老翁となり。海中の道を教へ玉ひしは。海神と力を合せて坐ます。貴き神なることは。前段にも述しか如し。是をしも。たゞ物知る神の御名なりとのみ。淺はかに見たる説は。とるべきにあらず。是等は古人の説も。心して見すは。神代の事もたゞあた事とのみなりもてゆくへし。さて右の如く。山海に坐て。世人の目にも見えす。幽冥に坐々神々を申せども。かくの如くに。天神の御子に仕奉玉ひ。其御子等を。皇后と定め玉ふなど。まことに貴き御事にて。其次の御代神武天皇の御后は。大物主神の御子。又其次御世綏靖天皇御后は。事代主神の御子に坐々も。みなこれ偶然ならざる。天神等の御計なることは。申も更なる御事ともにて。是等は既に、先哲も云おける説とも多し。されは皇后と申奉るは。御血統こそは。山海の神。又國神にこそはまします。天皇と並ひまして。日嗣御子の御母儀にましますは。いとも貴く。いともかしこき御事なるに。後世には皇族より出玉へる事も。漸々稀に成來て。遂に藤原氏のものさへなりしことは。あなかしこ。天神等のさばかり思ひおきて給ひしにも。戻り玉へる御事なりかし。されと今かく成にし御世に當りて。其御定を議し奉るにはあらず。神代には。かくまで皇位の尊く辱きよしを。天神等の示し玉ひし御事を。神代紀に徴し。はた此海宮の段の。今の心にしては。何けなき一小説の如くに。見過し奉らむ世の人の。大凡におもへる心を。驚ろかしおかんとして。此段を注する序かてらに。言擧するものそかし。○海幸は。舊訓に依へし。山幸のかたも同じ 佐知と云ふ言義末思得

ねども。佐伎とも通ひて。萬葉十一に。雲治波布とあるは。雲佐知波布の略なるを。五には言靈能佐吉。福布ともあるにて。佐知佐伎通ひて。同言なることを知へきなり。波布は辭なり。 凡て身の爲に吉事をいふ。即こゝに幸字を書り。又福字をも訓り。 此にては。海にて諸魚を得るを。海佐知といひ。山にて諸の獸を得るを。山佐知といふ。凡て物を得るは。身の爲に吉事なる故に。幸といふなり。記傳に。佐知を幸取なり。といはれしは。うけられず。其 海の佐知を得給ふを以て。火闌降命を海幸彦と申し。山の佐知を得給ふを以て。彦火々出見尊を。山幸彦と申せるなり。この事。記又此第三の一書に見えたり。記傳云。萬葉に得物矢。佐都由美。山能佐都雄。薩雄。又佐豆人。などある佐都も。佐知と申し。と云り。○幸此云佐知。記傳云。かくあれども。左知は幸の意のみにはあらず。幸とのみ心得ては。下に至りて。かなはぬ事あり。其由は其處にいふへし。と云り。

始兄弟二人相謂曰。試欲易幸。遂相易之。各不得其利。兄悔之。乃還弟弓箭。而乞己鉤。弟時既失兄鉤。無由訪覓。故別作新鉤。與兄。兄不肯受。而責其故鉤。

始とは。是より以前をいふ事にて。その原を語るなり。さて彦火々出見尊は。此時既く太子に立給へること。第二一書に。海神の虚空彦と稱申し。記にも。此人者天津日高之御子。虚空津日高。と申せる

ことあるにて知られたり。通證に。天津日高者。天子之稱。虛空津日高者。太子之稱。と云へり。なほ次々又一書の下にも。云を見るへし。○欲易幸。この幸は即てその幸を得具をいひて。則次に見えたる弓箭鉤なり。さてこの佐知も。海幸山幸の佐知と同じ言なから。海幸山幸の幸は。山海にて諸魚諸獸を得るを指て云ひ。此處なるは。其幸を得る具を指して云るにて。即此紀に。幸鉤幸弓。聊異なり。其事なり。傳云。佐知と云ことを。幸とのみ心得ては。たかふと云こと。此にて知へし。紀に欲易幸と云れたれども。幸を易とては。文字のうへ聞えかたし。取。幸具を易むと云意ならは。聞えぬ事をか。といはれたり。さて今其を欲易給ふは。いかなる故にか。何事もつねにならば。めつらしからねばか。されど。此は第二の一書に。兄火酢芹命能得海幸。故號海幸彦。弟彦火々出見尊。能得山幸。故號山幸彦。兄則每有風雨。輒失其利。弟則雖逢風雨。其幸不忒。時兄謂弟曰。吾試欲與汝換幸。弟許諾。因易之。時兄取弟弓矢。入山獵獸。弟取兄鉤。入海釣魚。俱不得利。空手來歸。とある傳を正しかるへき。記には。爾火遠理命。謂其兄火照命。各相易。佐知欲用。三度雖乞不許。然遂相易。爾火遠理命以海佐知釣魚。都不得一魚。亦鉤失海云々。とあり。さて此佐知易のこと。記には。弟命の御方より。乞賜へるなり。此紀は本書及第一一書にては。兄弟互に相語ひて。易給へるなり。右の一書にては。兄命の方より乞賜へるなり。此三傳の中に。兄命の方より乞賜へるを。此段の終までの趣に。よく叶へける。なほ其傳には。兄則每有風雨。輒失其利。弟則雖逢風雨。其幸不忒。とあれは。易へてむと所欲る由縁さへしられて。いよいよ明らかし。然れば記の傳へは。紛ひ誤れる物なるへしと。記傳にも既に云れたる。信にさる説なり。○各不得其利。凡て世に生るもの。其得たる處得ぬところは。甚く異なるも

のにて。其幸を相易へからさること。神等といへども。既に如此し。此に就て重胤云。幸は謂ゆる徳と云事にて。各人の生質に。得たる所有を云なり。然れば山幸有は。山神。海幸有は。海神より授け給ひ。依し給へるに依て。其道に取ては。得たること有り。妙にして外より企及はさる事あり。又其道を勉行ひて幸有など。各々人々に依て。異なる所なり。然るに佗人の上を羨みて。其業を易る時は。決めて幸ならさるは如何と云に。其幸を守るへき神の。守給はさるなり。其は人の其幸有ると云も。一朝一夕の事には非ず。生れ出るより。其長するに隨ひて。其には山幸を得させむ。其には海幸を得させむと。其幸を守育て。長し給へるなれば。其業を易るも捨るも。其主を易へ。君を捨るの意味等しき故に。其利を得さる。自然の道と所見たり。と云れたる。さる言なり。○弓箭。これ即幸弓幸矢なり。第一一書に。幸弓といふこと見え。萬葉集に得物矢とあるは。幸矢といふ事なり。○己鉤。本に己釣鉤とあり。今永享本三島本また其餘の古寫本に。釣字无に因る。これ即幸鉤なり。記傳云。波理と云は。もと物縫針の名にて。其を曲て釣針と云なり。神功卷に。針を勾て爲鉤とあるか如し。とあり。されとおもふに。古物を縫針をは針といひ。魚をつる波利をは。釣とそいひけん。故記にも。釣の訓をはみな。知と讀たるをおもふへし。言義はいまた思ひ得ず。然るに記傳に。是を甚く非事のやうに云れ釣と云人の名さへあれば。いよゝたしかなり。それをもまた。何くれと云れたれと叶はず。また。釣の切知也と云れど。それもいかゞ。下に見えたる貧知減。知なども。貧鉤減鉤と見るへきなり。○乞己鉤。記云。於是其兄

火照命。火照降命の亦御名なる。乞<sub>ニ</sub>其<sub>一</sub>鈎<sub>一</sub>。曰。山佐知母。己之佐知佐知。海佐知母。己之佐知佐知。今各謂<sub>レ</sub>返<sub>ニ</sub>佐知<sub>一</sub>之時。其弟火遠理命答曰。汝鈎者鈎<sub>レ</sub>魚<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>一魚<sub>一</sub>。遂失<sub>レ</sub>海。然其兄強乞<sub>レ</sub>徵<sub>ニ</sub>云々<sub>一</sub>。山佐知母云母云々の意は。記傳云。凡ての意は。山幸の弓矢も。海幸の鈎鈎も。已<sub>レ</sub>カ本より得たる幸なれば。久しく易へ置へきに非ず。互に既に試みければ。今は己<sub>レ</sub>の本の如く。返さむとなり。とあるか如し。○失兄鈎。海中へ失ひたまひしなり。宇志奈布は。令<sub>レ</sub>亡<sub>ニ</sub>といふ言にて。奈布は辭なり。

弟患之。即以<sub>ニ</sub>其<sub>一</sub>橫刀<sub>一</sub>。鍛<sub>ニ</sub>作<sub>レ</sub>新鈎<sub>一</sub>。盛<sub>ニ</sub>一箕<sub>一</sub>而與<sub>レ</sub>之。兄忿之。曰。非<sub>ニ</sub>我<sub>一</sub>故鈎<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>多<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>。益復急責。故彥火々出見尊。憂苦甚深。行<sub>ニ</sub>吟<sub>一</sub>海畔<sub>一</sub>。時逢<sub>ニ</sub>鹽土老翁<sub>一</sub>。老翁問曰。何故在此愁乎。對<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>事之本末<sub>一</sub>。

以橫刀云々。鍛作は。三代實錄十八に。改<sub>ニ</sub>饒益神寶<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>貞觀永寶<sub>一</sub>。常乃鑄錢司。路遠妨多爾依天。加<sub>ニ</sub>太<sub>一</sub>之於山城國萬野郡<sub>一</sub>。天。令<sub>ニ</sub>鑄<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>云々。と見えたり。類聚國史に。造錢型師とあり。範を爲るなり。字書釋也。凡鑄式以<sub>レ</sub>土曰<sub>レ</sub>。記云。故其弟破<sub>ニ</sub>御佩之十拳劍<sub>一</sub>。作<sub>ニ</sub>五百鈎<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>價不<sub>レ</sub>取。亦作<sub>ニ</sub>一千鈎<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>價不<sub>レ</sub>受云。猶欲<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>其<sub>一</sub>正本鈎<sub>一</sub>とあり。平田翁云。記にては。始に劍を破りて。五百鈎を作り價ひ給へども。受さりしかは。千鈎を作りて。價給へる趣なれど。此は此本書に。始には別作<sub>ニ</sub>新鈎<sub>一</sub>と云て。其を受すて。責れる故に。刀を以て。多くの鈎を作れる由なるぞ。然るへき理なる。とあり。○盛一

箕。倭名抄。箕和名美。説文除<sub>ニ</sub>糞<sub>一</sub>箠<sub>一</sub>米之器也。とあり。一箕とは。記中卷。毀<sub>レ</sub>鼻入鹿魚。既依<sub>ニ</sub>一浦<sub>一</sub>。の下の傳に。一浦とは。浦に滿たるを云。俗に浦一杯。神代卷に。盛<sub>ニ</sub>一箕<sub>一</sub>とあるも。箕に充滿たるを云て同じ。うつほ物語に。いかき者とも。一山にみちて。大和物語に。一寺求めさすれど。更に逃て亡にけり。一寺は。寺の内。源氏物語。すに。一宮のうち。忍ひて泣あへり。蜻蛉日記に。一京などもあり。涙を一目浮てとあるも。目に滿るを云へり。と云り。さてまた山蔭云。古語に。一箕に盛ると云ふは。箕に滿ることなるを。漢文にては。一つの箕に盛にて。意異なり。こゝは古語の意なりと云り。さる言なり。葦牙に。今俗物の多き事を。一箕はとある。箕て。はかるなどいふは。古言の殘れるなり。と云り。○益復急責。葦牙云。かくまて物し給ふことを。聊も聞入すて。故鈎を責ること。いと理なく。不道き事なり。然はあれど。後世のねぢけ人の。成らぬ事を知なから。わざと強に責るやうの意とは異にて。小兒の物を聞わけさることくに。海中へ失へる鈎の。覓よしなき事までを思はすて。一偏に故鈎をほしがるは。中々にをさなくて。神代の心なるへし。といへり。さることなり。既に釋疏に。作<sub>ニ</sub>新鈎<sub>一</sub>盛<sub>ニ</sub>一箕<sub>一</sub>價<sub>レ</sub>之。其較<sub>ニ</sub>多少<sub>一</sub>。麻<sub>ニ</sub>幾<sub>一</sub>之已<sub>レ</sub>也。盛<sub>レ</sub>箕言<sub>ニ</sub>。○行吟海畔。爲むすへなくて。其鈎を失ひ給ひし海畔に。呻吟給ふなり。佐麻與布は。字鏡に。曝出<sub>ニ</sub>氣息<sub>一</sub>。心呻吟也。惠奈久。又佐萬與不。又奈介久。とあり。聲を擧て。泣患ふるさまなり。萬葉二十に。春鳥乃。己惠乃佐麻欲比。記云。弟泣<sub>ニ</sub>患<sub>一</sub>居海邊<sub>一</sub>之時云々。○鹽土老翁は。已に云るか如く。住吉大神の。現人神となりて。現れ玉へる御名なり。さてそこにも云る如く。老翁とは。たゞ尊みても云稱な

れど。此は實に翁の形と現れて。坐けるなるへし。帳に薩摩國額部郡故開神社あり。そは此段の鹽土神を祭れる社なりと云。今世に開開か嶽と云是なり。一書に。有<sup>ニ</sup>長老とあるも。しかきこえたり。○事之本末は。始終を云ふ。記云。鹽椎神來問曰。何<sup>ニ</sup>虛空日高之泣患<sup>キ</sup>。所由<sup>ユ</sup>。答言。我與<sup>レ</sup>兄易<sup>ニ</sup>鉤。而失<sup>ニ</sup>其鉤。是乞<sup>ニ</sup>其鉤。故雖<sup>レ</sup>償多<sup>ニ</sup>鉤。不<sup>レ</sup>受。云<sup>ニ</sup>猶欲<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>其本鉤。故泣患<sup>キ</sup>之。

老翁曰。勿<sup>レ</sup>復憂苦。吾當<sup>ニ</sup>爲<sup>レ</sup>汝<sup>ニ</sup>計之。乃作<sup>ニ</sup>無目籠<sup>一</sup>。内<sup>ニ</sup>彦火々出見尊於籠中。沈<sup>ニ</sup>之于海。即自然有<sup>ニ</sup>可憐小汀<sup>一</sup>。可憐。此云<sup>ニ</sup>于麻師。汀。此云<sup>ニ</sup>波麻。於是棄<sup>レ</sup>籠遊行。忽至<sup>ニ</sup>海神之宮也。其宮也。雉堞整頓。臺宇玲瓏。門前有一井。井上有一湯津杜樹。枝葉扶疏。時彦火々出見尊。就<sup>ニ</sup>其樹下。徒倚彷徨。

老翁曰云々。この老翁。事の本末は。神をからかねて知居れども。もとより火々出見尊を。助けまつらむとおもひて。形を現はし出來れるなれば。まつかくよそなから。問奉りて。さて其上にて。計らへる也。借重胤云。住吉神は。海神と共に。生坐る神なるか。此神は上にも擧る如き。御功其の多在るを。海神には然る聞えも無か如くなれども然らず。幽と顯との如く。互みに相扶けて。物爲させ給

ふ事にて。共に預給はずと云事無くなむ有ける。其は此段の事を以考るに。彼國より此顯國にて。物爲ることなむならむには。海神は。例の幽に立して。鹽土老翁そ。顯には立給ふ可きを。此は顯國より。海中に入らせ給はては。事の整ひ難き事なる故に。尋常とは異りて。鹽土神より。海神の御許に。送參らせられて。其御計らひを。乞はせさせ給へる者なり。此に就て思ふに。上にも云る如く。此段は兄弟共に。其幸を相易て。互に利を得ざるは。當然の事にて。始より兄は海幸を得。弟は山幸を得て坐しかば。彦火々出見尊に於ては。海神の物ほらせ給ふ可き事に非る故に。殊更に海宮に幸行して。其海神の御計らひを。得させ奉る可く。鹽土神の教奉れるにて。此に妙なる味有る所なり。と云り。○憂苦。今本苦字なし。今元々集に所引の文に據て補ふ。永享本には苦字。なくて之字あり。○爲。記傳云。美多米爾と訓へし。萬葉に御爲と多く見ゆ。古書に奉爲と書るを。然訓ことなり。○無目籠。第一一書一云に。以<sup>ニ</sup>無目堅間爲<sup>一</sup>。浮木。以<sup>ニ</sup>細繩繫<sup>一</sup>。著火々出見尊。而沈。所謂堅間。是今之竹籠也。とあり。第二一書には。作<sup>ニ</sup>無間堅間小船<sup>一</sup>。云々。推<sup>ニ</sup>放於海中<sup>一</sup>。とあり。記にも無間堅間。之小船とあり。記傳云。無間は書紀に無目と作る意なり。問は。加津間は。堅津間の約たるにて。書紀には即堅間とあり。古加多麻とも。加都麻とも云りしなり。○武郷云。かくあれども。古は次に云。こは籠の編る竹と竹との間の。堅く密りて目の無を云り。古加多麻とも。加都麻とも云りしなり。○武郷云。かくあれども。古は次に云。こは籠の編る竹と竹との間の。堅く密りて目の無を云り。中巻に。八目之死籠。書紀に大目籠と云るは。目の籠を云り。さて加多麻と云を凡て籠の古名と心得るは非なり。許と云そ本より總名にはありける。箇と云も。布多許の切り。萬葉に。玉勝間とあるも。此物なり。さて倭名抄に。唐韻云。籠竹器也。和名古。また四聲字苑云。箬箒小籠也。漢語抄云。加太美。とある。賀太美は加多麻の轉りたるなり。古今集よりして。後の歌なきにも。皆加多美とのみあり。さて小籠をしも。加多美と云けんは。古と違へり。加多麻はもと。大きなるにも。小きにも。云りし名なればなり。と云り。さて第一一書に。老翁即取<sup>ニ</sup>囊中玄櫛<sup>一</sup>。投<sup>レ</sup>地。則化<sup>ニ</sup>成五百箇竹林<sup>一</sup>。因取<sup>ニ</sup>其竹<sup>一</sup>。作<sup>ニ</sup>大目籠<sup>一</sup>。内<sup>ニ</sup>火々



出見尊於籠中。投之于海。一云。以無。とあるは。やう詳なり。さて大目能籠とあると。無目籠とあるとは。甚く異なれど。此は共に。たゞ籠をいふ名にて。大目といひ。無目と云。其籠を船となしたると。云るまでの傳なり。大目能籠にては。船にはいかゞなど云へけれど。其は人の心もて。おもへるものなり。無目能籠ならんからに。船にせむことは。人の心よりおもへば。なほあやしきにあらずや。○内三云々籠中。一書に。以三細繩二繫著云々。とあり。○沈之于海。これも上の一書には。推放於海中。又記には。押流其船者云々。とあり。此海に沈とあるなどを。疑ふ人あるへけれど。其は海陸の道行絶たる。後の世のさまをのみ。おもへる心なり。すへて此段海神の宮のこととも。神代のことをも。よく知らざらむ人は。奇しき疑ふこと。多かる俗意なり。○可憐小汀。一書に可憐御路。記には。味。記傳云。甚善道と云むか如し。といへり。小汀も海につきて云るものにて。路と云るに同じ。可憐の義。は既云り。さて沈之于海とあれば。海底にある路なること決し。かれ一書に。海底自有可憐小汀とあり。○海神之宮。此宮は海中にある宮なり。一書に。海神豊玉彦之宮とあり。此神は。御禊段に生ませる。底津少重命。中津少重命。表津少重命にます。この三柱神の。一柱とませる御名を。豊玉彦命とも。大綿津見神とも申すなり。記傳にも云れたる如く。三柱の綿津見神は。阿曇連か祖神に坐し。高見命之後也。とあるも。此段の一書に。海神豊玉彦とあるを合せ見て。かの神なること。上巻に見えて。姓氏錄に。安曇宿禰。海神綿津見玉彦神子。とを記へきなり。又三柱神の。一柱ともなり坐ること。神代に於ける例多し。既に云へり。○雉塚整頓。の四字古言によまは。ミカキト、ノヒソナハリ。など訓へし。本にタカキヒメガキ云々。とよめるなどは。文。字につきての訓なり。整頓の訓は。私記によれり。○臺宇玲瓏。タカトノウテナリカ、ヤケリ。とよむへし。私記の訓に。さて此二句は。海神の宮の。壯麗く大なる殿門などの状を。稱へいへるものから。あまり漢文の潤飾過たり。記に如魚鱗一所造之宮室とある方。いとうるはしく。甚くきこえたり。○扶疏は。應神紀に。芳草薈蔚。とあるによるに。繁茂なるへし。さて毛

は茂の字音ならず。顯宗紀に。厥功茂焉。萬葉二に。石作自。木工開道乎。などの茂木工みを同じ。また續紀宣命に。牟俱佐加とあるも。茂榮の意。又森といふ名も。木の生茂りたるよしなりとそ。○就其樹下。記には。坐其木上者云々。第一一書に。就樹下立之。一云。傍於杜樹。第二一書に。跳昇其樹。第四一書に。宜就其樹上而居之。とあり。○徙倚彷徨。徙倚を與呂煩比とよめるは。仁德紀御歌に。河の隈々。豫呂朋營行くかも。催馬樂に。佐介乎太宇反天。太邊惠宇天云々。奈與呂保比會。源氏明石卷に。立給ふもあさまじうよろほふ。などあり。夕顔卷には。小家のさまの。傾き倒れかゝりたるをも。よろほひといへり。徙倚は。字書に。彷徨徙倚とありて。彷徨徘徊也とあり。また彷徨猶徘徊一也とある。源氏末摘花。そのあれたるすのこに。たゞすまほしき也。若紫に。鹿のたゞすみあるく。言義は立進むか。

良久有一美人。排闥而出。遂以玉鏡來當汲水。因舉目視之。乃驚而還入。白其父母曰。有一希客者。在門前樹下。海神於是鋪設八重席薦。以延內之。坐定。因問其來意。時彥火々出見尊。對以情之委曲。海神乃集大小之魚。逼問之。僉曰。不識。唯赤女。比有口疾。

而不來。固召之探其口者果得失鉤。

一美人。海神女豐玉姬なり。○玉鏡。字鏡。鏡。加奈萬利。和名抄器皿部に。金鏡。日本靈異記云。其器皆鏡。俗云賀奈萬利。今按鏡字所出未詳。古語謂椀爲磨利。宜用金椀二字。記傳云。鏡字はまことにあたらず。椀なり。然れども古書ともに。皆鏡と作り。凡て古には偏をかへて書る例多くあり。鞍を按とかき。鉢を椀とかける類也。あやしむべきにあらず。とあり。さて記には玉器とあり。和名抄。同部。盃小孟也。字又作椀。弁色立成云。末利。俗云毛比。箋注云。大神宮儀式帳。有水眞利。神代紀允恭紀鏡。新撰字鏡。取鏡並訓萬利。按末利蓋與鞠同語。以其形圓爲名。武烈紀影媛歌云。柘磨暮比備。彌逗佐倍母理。豐受宮儀式帳云。御水四毛比。萬葉集借片椀爲偏思。則毛比是盃之古名。源君以爲俗語者誤。とあり。凡て飲む水を毛比と云ことは。此毛比より出たる言なるへし。古へは凡て飲む水をは。母比と云へり。記傳云。後世には井より水を汲揚るには。必繩などを着たる。都流倍を用ゆる事なれども。上代の井は。浅き泉なることも多かりしかは。今も山里などは。盛器を以て。直に汲揚けしつとあほしければ。此の玉器も盛器以て。汲にてもあるへく。又汲たるを盛料にても有へし。酌水入玉器のみの器にはあらず。書紀に。此を玉鏡玉壺玉瓶など作れたる。皆タマモヒと訓へきなり。とあり。○舉目視之。井のもとに因て。ふと見奉りしなり。第一一書云に。以玉瓶汲水。終不能滿。俯視井

中。則倒映人笑之顔。因以仰觀有一麗神云々。第二一書に。來將汲水。正見人影在於井中。乃仰視之云々。第四一書に。當汲井水。見人影在水底。酌取之不得。因以仰見天孫云々。記に。於井有光。仰見者有麗壯夫。以爲甚奇云々。とあり。○白其父母。第四一書に。豐玉姬侍者云々。即入告其王。第一一書云とあり。記にも。豐玉姬の從婢水を汲て。火遠理命を見て。豐玉毘賣に申せるを。こゝと第一第二の一書共に。從婢の水汲たることを。豐玉姬の自出來て。水を汲み。火々出見尊を見て。驚て還入たる趣なり。此は第四一書。又記の方まさりぬへし。さて平田翁云。此段の事。本書又第二の一書に。白其父母とあれど。此は記又第二の一書に。白其父とあるを。然るへくおほゆ。○希客。神功紀に。希見此云梅豆運志とあり。愛より出たる語なり。希なるものは。自見愛らるゆゑに。しか云るなり。○海神云々。應永本永享本。此に海神先隱。窺視之。是天神御子矣。於是鋪設八重席薦云々。とあり。○八重席薦。第二一書に。鋪設海驢皮八重云々。第四一書には。設三床とあり。記には。美智皮之疊敷八重。亦繩疊八重敷其上云々。とあり。また記倭建命條にも。管疊八重。皮疊八重。絹疊八重。敷于波上。など見えたり。なほ萬葉に。このつゞけなる多し。記傳云。皮疊繩疊などあるを以て見れば。上代には藍茵などの類をも。凡て多々美と云りしなり。和名抄に。疊和名太々美。此頃に至りては。疊と云ふは。今世にいふ疊にて。皮繩な八重は。たゞ幾重もと云ことなり。物を重ぬるを。多々牟とも云へは。疊と云名も重ぬるよしなり。廣き物を狭く折約むるを。多々牟と云も。折れば重なる故なり。然れば疊は。上



此鉤與汝兄時則陰呼此鉤曰貧鉤然後與之

豐玉姬。記傳云。一書に父神の名豊玉彦とあれば。其によれるなるへし。また容顏の麗しきを。稱へたるにもあるへし。とあり。山城國風土記に。久世郡水渡社。名天照高彌牟須比命。和多都彌豊玉比賣命。とあり。式水度神社三坐。式。阿波國名方郡和多都美豊玉比賣神社。○經三年。上に比及三年。尙不報聞。などあるに同じく。こゝも必三年には限らず。年を経ることを。大かたに云るものなるへし。○安樂。豊玉姬を。妃と爲給ふのみならず。海神の慇懃に。仕奉り給ふにより。何となく御心緩みて。一旦は安樂とあもほしめすよしなり。○時復太息。三島本復字なし。其。一書に數有數息とあり。記傳云。那宜伎は長息にて。心に思ひ結はるゝ事あるをりは。長き息の衝るゝを云。事。憂はしき事などは。もとよりにて。喜しきこと。愛しきことなども。凡て心にあまりて。こめかたき時には。長息あり。漢國にても。數字など。何れにもわたること。此間と異なることなし。さて其中にも。哀しき事。憂はしき事などは。殊に深く心に結はるゝ物なる故に。後にはもはら。其方にのみ取て。那宜伎と云へば。即て哀し愛ふることにも成れり。萬葉十三。吾嗟八尺之嗟。又杖不足八尺之嗟。十四に。也左可利伊伎豆久伊毛乎。などあり。これら息のいとゞ長き由に。八尺と云り。とあり。記云。於是火遠理命。思其初事而。大一款云々。記傳云。思其初事とは。たゞ本國を戀しし所念者なり。大一款し給ふは。所念すことの淺くて。唯一聲なるにはあらず。此時まで。御心に際て。願し給はざりしを。三年にもなりて。甚久しきほどに。今は忍び得取。たまはて。思ほえず。出たる一聲なり。一と云るに。其意見えたり。女なる言に依り。豊玉毘賣此長息を聞て。驚き給へるさまなれば。此比賣にも。國思ひ給ふことを。語り給はざりしなり。書紀に。此長息を數或時などあるとは。趣異なりとあり。○從容。

葦牙云。此訓古言にやあらむ。こは漢籍に。從容舒緩貌とありて。於毛牟呂と訓たり。物じつかに。緩らかに物言を云なりと。本居大平いはれたり。とあり。今もはら。漢籍には舒字をオモムロとよみたり。○所得鉤。本に釣鉤とある。釣字例の衍なり。丹鶴本に无に因る。○陰呼。纂疏に。陰呼。謂三九祖之辭也。兄命有得此。則甚貧窶何止失。幸已哉。と云り。○貧鉤。麻治は麻豆と通音なり。記傳にも。麻豆志は。本は麻治志にてもあらむ。へり。さて貧鉤とは。第二一書に。貧鉤。減鉤。落薄鉤。第三二書に。大鉤。踉蹌鉤。癡騷鉤。貧鉤。第四一書に。貧鉤。狭々貧鉤。記に。於煩鉤。須。などあるか如く。鉤にさる種々の凶名を冠たるは。即ち幸鉤の反にて。不幸事ともを。釣る具と云意。所謂咒詛の辭なり。第一一書には。可。詛。言貧窮之本。飢饉之始。困苦之根。ともあり。○與之。記に給其兄とある。記傳に。こは火遠理命を尊崇み。又火照命を賤め惡みて。御兄なれとも。給ふと云るなり。とあり。此に與ふとあるも其義なり。第二一書には。言訖以。後手。投棄。與之。勿以向。授。第三一書に。可。以後手投賜。云々。ともあり。記にもしかり。第四一書に。三下。睡。與之。とあり。

復授潮滿瓊及潮涸瓊而誨之曰。漬潮滿瓊。則潮忽滿。以此沒溺汝兄。若兄悔而祈者。還漬潮涸瓊。則潮自涸。以此救之。如此逼惱。則汝兄自伏。

潮満瓊潮潤瓊。記に鹽盈珠鹽乾珠と作り。記傳云。志本美都多麻。志本比流多麻。と訓へし。

乾は。景行卷に賦。訓注あれば。比流とは云はず。愈居を菟岐子とある。同格にて。比。布。布流と活用し例なければ。こはなほ比流と活用し言なるへし。古言には。をりくかゝる言もありとあり。○武郷云。居も草。字。字流。とは活用かず。草。字。草流と活く言にて此。とあり。さてこの二の瓊もて。潮の満潤る事は。海神の掌わざなれば。此瓊に彼神の御靈を。

詫たりしにや。はたもとより。さる奇異しき瓊なりしにや。今知るへからず。記傳云。中卷に振波比

禮。切浪比禮。振風比禮。切風比禮。と云ふ物見えたり。この類なり。

仲哀卷に。皇后泊豊浦浦。此日皇后得如意珠於海中。と云る事あり。

土佐國風土記に。吾川郡玉島。或説云。神功皇后巡國之時。御船泊之。皇后下島休息。得一白石。圓如雞卵。皇后安于御掌。光

明四出。皇后大喜。詔左右曰。是海神所賜白貝珠也。故爲島名。とある。一事なるを。國の異なるは。傳の異なるへし。宇佐宮縁起に。神

功皇后干珠滿珠を。龍宮より得玉ひて。三轉をまつるへ賜へる由云へるは。古き傳か。はたかの書紀の如意珠と。新羅の國中へ潮の上りし

ことを引合せて。おしあてに云るか。是もたしかならず。又其二の珠。後に肥前國佐嘉郡河上宮と云に。納まれるよし云り。かくて書紀釋

に。元曆之比。宇佐宮監行之時。本宮注文。滿潤瓊二種在當宮。之由注進之云々。二種瓊已在當宮。神功皇后征伐三韓之時。就新羅

海滿宮庭。思之。定令持此瓊。御歎。然而無體所見。と云り。此にもおほつかなき事あり。神功皇后の珠は。新に海中より得たまへ

るなれば。かの神代の瓊とは。別なるに。神代の瓊の。宇佐宮に在は。何の由縁に心得かたし。故思ふに宇佐宮に在と云は。神功皇后の得

賜へる珠にて。かの肥前國河上宮に納れる珠と。神代のなりけんを。此と彼と。一ツに心得誤りて。左右にまされつるにやあらん。かの河上

宮と云は。神名式に。佐嘉郡與止日女神社とある是なり。と云り。或書に。豐玉姫を祭ると云るも由あり。さてかの神功皇后の得たまひし玉

も。若實に干珠滿珠にて。新羅の國中へ。潮の上りし。其珠の故ならは。海神の有てる。鹽盈珠鹽乾珠は。今火遠理命に授奉れるのみにも

あらす。なほ幾箇もあるものときえたり。○武郷云。この二珠の事。記傳三十卷にも論あり。今何れとも定めかたし。然るに矢野玄道云。

皇后の持玉ひしは。海より今新に得ませる珠にそありけん。二珠の納れる所も。今按名蹟考に。四説をあげたれと。信友説の如く。河上社に

在とせる傳や。是からむ。と云り。さらば神代の。萬葉十九に。和多都民能。可味能美許等乃。美久之宜爾。多久波比於

伎豆。伊都久等布。多麻爾末佐里互云々。とよめり。と云へり。○濱潮満瓊則。濱字本にツケハとよめれ

と。明應本に依てヒタサハとよむへし。また本に。則字の上に者字あり。集解本に。傍訓攪入として

刪れり。今それによれり。

見林本にも。併と云り。さて濱と云るは。即瓊を用る法なり。第二一書には。出潮満瓊

云々。出潮満瓊云々。記にも出とあり。とあれと。下文には出と云むも宜なれと。此所は濱とある方。然るへ

くおほゆ。濱とあるも。出とあるも。唯に用法の上の。みにて。傳の異なるには。あるへからず。○逼惱。葦牙云。こゝは兄の責りし鉤を得たまひて。かへ

し與へ給へは事もなきを。かくたしなむとすは。始よりの事を。海神に委曲に詔たまへは。兄の

さかなき事を。甚く悪みて。かくまては教へまつりしなるへし。又思ふに。既に弟命の太子に定りた

まひけむを。兄の妬みて。故にさがなき事爲給ふ故に。とかくして。伏へしめむことを。海神の助け

教へ奉りしにもあるへきか。と云るはさることにて。かの鹽土老翁か。ゆくりなく出來れるさまにて。

助けまつれるも。今又海神のかく計らひ奉れるも。みな天日嗣の御子と。定り坐る弟命の。困厄玉へ

るさまを。幽に神なから知しめして。助け仕奉れるなり。但し其事の偶然に出たるか如きさまにみゆ

るは。是そ顯幽の隔にして。あらはに知らるましく。掟給へるものなるへきこと。本よりなり。さて

此海神の言る言。此處には略きて記せるを。第三一書には。復進潮満瓊潮潤瓊二種寶物。仍教用

瓊之法。又教曰。兄作高田者。汝可作澁田。兄作澁田者。汝可作高田。海神盡誠。奉助如此。と

見え。記には。然而其兄作高田者。汝命營。下田。其兄作下田者。汝命營高田。爲然者。吾掌水故。三年間必。其兄貧窮。若恨其爲然之事。而攻戰者。出鹽盈珠而溺。若其愁請者。出鹽乾珠而活。如此令憶苦。とあり。第四一書に

又兄入海釣時。天孫宜下在海濱。以作風招。如此則吾起瀛風邊風。以奔波溺惱。第一一書にも。此傳を。甚くはふきて出せり。

など種々の事共見えたり。

及將歸去。豐玉姬謂天孫曰。妾已娠矣。當產不久。妾必以風濤急峻之日。出到海濱。請爲我作產室相待矣。

風濤急峻之日は。いかなるよしにか。謂。順風日と云る説。あれど。そは非なり。下に直冒風波とあれは。風波のある日を待て。物し玉へるにか。強ていはく。豐玉姬まことの御體は。一書記に。大熊罴クマノミ。本書には記あり。とあれは。海濱に來り坐るには。自ら海中に風濤の起ること。おもはれたり。龍蛇の類。空中にもする時は。甚しき風雨のある事など。おもひ合し。纂疏に。風濤者諸龍之鼓動也。とあるもよしなきにはあらし。故かくは宣へるものならんか。猶よく考へし。○作產屋。記に產殿とあるも。ともに宇夫夜と訓へし。記傳云。兒の始めて生れたる時の。物をも事をも。宇夫某と云こと。古も今も多し。今世の言に。凡て物の生れるまゝにて。修りかざれることなきをも。宇夫といへり。その宇は生の宇と一にて。生れたるを云稱なるへし。とあり。葦牙云。古へは別に產屋を立しなるへし。今も。產屋のうち。產屋あがり。產屋あけるなどは。つねいふなり。さてこの產屋に。鵜羽を以て葺たりしこと。下の一書ともに見えたり。拾遺に。天祖彥火尊。聘海神之女豐玉姬命。生彥瀲尊。誕育之日。海邊立室。于時掃守連遠祖天。忍人命。供奉陪侍。作幣掃蟹。仍掌鋪設。遂以爲職。號曰蟹守。今俗謂之掃守者。彼詞之轉也。とあるは。この時の事なりけり。このこと。姓氏錄に異説あり。さて此御產殿のこと。通證に。重遠云。產屋舊蹟。在日向國那珂郡海濱。號宇止磐窟。宇止即鵜編殿也。今

按。窟。縱橫五丈許。深一町許。東西抱海負山。其山名早日嶺。絶勝之地也。有神祠。所祭六坐。地神五代神。及神武天皇也。玉依姬社在別處。是社司之説。記傳にも。今日向國那珂郡。宮浦村の海邊に。其御跡と云て。大なる窟あり。鵜殿窟と云。中に社ありて。鵜殿權現と云へり。とあり。此はよしある傳なるへし。但し所祭神云々は。後の事なるへし。○相待矣。此まての豐玉姬の御言。記にはなくて。於是海神女豐玉毘賣命。自參出白之。妾已妊身。今臨產時。此念天神之御子。不可生海原。故參出到とあり。されど。此は此本文の如く。必歸り坐時に期給ふべきものなり。第二一書に。妾已有娠也。夫天孫之胤。豈可產於海中乎。故當產時。必就君處。如爲我造屋於海邊。以相待者。是所望也。とあるそかをへる。

彦火々出見尊已還宮。一遵海神之教。時兄火闌降命。既被厄困。乃自伏罪曰。從今以後。吾將爲汝。俳優之民。請施恩活。於是隨其所乞。遂赦之。其火闌降命。即吾田君小橋等之本祖也。

還宮。宮。官本モトツ。此宮は。口訣に歸笠狹之宮とあれども。なほ高千穂宮とすへし。此宮の事は次に云。○一。北野本にモハラと訓り。從ふへし。○遵海神之教。海神の教へまつりしまに。兄を逼惱め給ふなり。此事一書また記に見えたり。○厄困の厄。本に危と作り。今三島本古今顯注所引に依て改む。○俳優

之民。俳優のことは上卷に出。さて此の俳優のさまは。下の一書又記に見えたる。

第四一書に。兄著。禮儀。以。精塗。筆塗。面。告。

其弟。曰。云々。自。爾。及。今。曾。無。廢。絶。とあるは。溺れし時の種々の態を。委曲に云る傳なり。又第二一書には。從。今。以。往。即其事に

吾子孫八十連屬。恒當。爲。汝。俳。人。亦。爲。狗。人。請。哀。之。云々。などあり。記には自。今。以。後。云々。不。絶。仕。奉。也。といへり。

て。溺れし時の種々の態を爲を云なり。職員令に。隼人司正一人。掌。檢。三。技。隼。人。及。名。帳。教。習。歌。舞。隼。人。司。式。に。凡。踐。祚。大。嘗。日。云々。其。群。官。初。入。發。吹。悠。紀。入。官。人。並。彈。琴。吹。笛。擊。百。子。拍。手。歌。舞。人。等。二。人。

吹笛一人。擊百子四人。拍手二人。歌一人。俳二人。從。興。禮。門。參。入。御。在。所。屏。外。北。向。立。奏。風。俗。歌。舞。主。基。入。亦。准。此。大。嘗。祭。式。進。於。楯。前。拍。手。歌。舞。等。等。見。え。續。紀。に。大。隅。薩。摩。隼。人。等。風。俗。歌。舞。を。奏。り。し。こ。と。往。々。見。え。た。り。記。傳

云。此風俗歌舞も。彼俳優の遺れるにそありけむ。上代には。全俳優なりしか。後に。は。歌。舞。の。體。に。な。り。し。ら。む。と云り。○吾田君は。姓

氏にて。此は此氏につきて云言なるが。この小橋君は。即次に云る如く。神武天皇の御世頃の人にて。此頃は未姓を云る例なければ。たゞ

其稱の傳りて。つひ。小橋は人名なり。纂疏に。一云小橋人名也。とある宜し。小橋の下にも。戸を脱せりとして。これをも氏と云

小橋といふ地なるへし。此地物に見えれども。必然るへし。今此名の地は無さか。大隅薩摩の國人に尋ねへし。舊事紀に。景行天皇の御子

たちを擧たる中に。襲小橋別命。三田小橋別祖と云り。三字一本に免と作り。何れも誤にて。吾田小橋別なるへし。是も此なる一地名と聞

えたり。さて小橋君は。其地をうしはける。さて吾田は。薩摩國の地名なること。上に云るか如し。地名即て。氏と。成れるものなり。

又記に。此を隼人阿多君とあるも。阿多君は隼人なれば。隼人と云るなり。隼人の事は。さて火闌降命は。既に云り。

本書に隼人等始祖也。とあるに因に。廣く隼人の祖と聞えたるに。ここにまた吾田君小橋等之本祖と書れたる。いかになり前なるも此なるも本書なれば。

重ねて出すへき由なし。此事は既に。記傳又山陰等にも。云ひ置れたる。分て阿多君祖としも云へるは。隼人の諸姓の中に。殊に顯れて。小橋君妹。

神武天皇に。めされたりしよりのことなること。次に云るを考へ合すへし。姓氏錄。右京神別。阿多御手

養。火闌降命六世孫薩摩君相樂後也。また山城國神別。阿多隼人富乃須佐利乃命之後也。と見え。續後

紀承和三年六月。山城國右。大衣。阿多隼人逆足。賜。姓。阿多。忌。寸。など見えたり。記傳云。これら隼人の國より。上りて。皇朝に仕奉れるか。子

孫の京畿に遷り住るなり。右の外にも。大和國に二見首。大角。隼。人。津國日下部。和泉國に坂合部など。姓氏錄に見えたり。さて小橋といふ人名は。記。神武天皇段に。坐。日向。時。娶。阿多之小橋君妹名阿比良比賣。生子多藝志美々命云々。とある人にて。御姫の兄君。御子等の

御外戚にてありしかは。自ら其名も聞えて。高かりし故に。この人の名をしも取出て。云々の本祖也。

とは云るものなり。然るに東大寺所藏古文書に。天平寶字三年十一月十四日。宗師位正八位下小橋公石正。と云人見えたれば。い

へし。一本には君字ありと云る校本もあれ。なほ記に據に。本のまゝにてありぬ。さる例は。神代上卷に。大三輪之神。此神之子。即甘茂

君大三輪君等。又姫踏輔五十鈴姬命。とある。これ五十鈴姬命は。神武天皇の皇后に坐て。名高く坐

し。か故に。甘茂君。大三輪君等の外に取出て。御名を出せる事。こゝと同じ。又雄略紀に。從。百濟

國。逃化來者。自稱名曰。貴信。又稱貴信。吳國人也。磬余吳。琴彈壺手屋形麻呂等。是其後也。とあるも。

此例と等しかるへし。

後豐玉姬果。如前期。將其女弟玉依姬。直。冒。風波。來。到。海邊。逮。臨。產。

○日本書紀通釋卷之二十

九百九十七

時請曰。妾産時。幸勿以看之。天孫猶不能忍。窃往覘之。豊玉姬方産。化爲龍。而甚慙之。曰。如汝不辱我者。則使海陸相通。永無隔絶。今既辱之。將何以結親昵之情乎。乃以草裹兒。棄之海邊。閉海途而徑去矣。故因以名。兒曰彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。

玉依姬。名義。玉は御姉の御名のに同じく。依は美稱なり。式。信濃國埴科郡玉依比賣命神社。とあるは。此神なるへし。かの瓊々杵尊の御母を。○將。此紀には。初玉依姬を將て來坐し事。本書一書に見えたるを。記には。初に御姉と諸共に。來坐しことは見えす。後に御子を養奉れる時に。始て參らせ給ふよしなり。又一書には再來坐せる傳へもあり。○來到海邊。一書には。豊玉姬自馭大龜。將女弟玉依姬。光海來到。とあり。○幸勿以看之。記云。故入坐産殿。爾將方産之時。白其日子言。凡佗國人者。臨産時。以本國之形産生。故妾今以本身爲産。願勿見妾。とあり。この紀には此事見えす。○猶不能忍。其言の甚奇しさに。見じとおもほしめす物から。猶えあらずて覘給ひしなり。忍は堪へしなり。○方産。美佐加理とは眞盛と云義にて。御子生給ふ時に當りて。と云意なり。○化爲龍。一書には。化爲八尋大熊罴。匍匐透蛇。記にもし。とあり。此に龍に化爲とあるは。傳の異なるかとおもふに。さにはあら

ずて。罴を龍と見なしたるものなり。そは平田翁の説に。印度籍に。大海水底有娑竭龍王宮。と云事あり。龍を海底に住む物と云は。印度の古説にも有へけれど。此は論あり。然るは丘谷池澤などこそ。龍の住處なれ。海水は龍の住處に非ず。然るに彼國籍ともに。海底をは彼が掌る所とせるは。最古より誤來るにて。此は海神はもと。和邇神に坐せは。彼神の奇しき稜威あること。其狀又宮殿の事なり。且々も見聞傳へて。眞龍とは錯たりけむ。其は罴の類にも種々有りて。中には龍にいと能類たるも在ればなり。神農本經に。蛇と云へる物など是なり。故後には。此を龍とも言へり。李時珍の綱目に。陳藏器曰。鼈形如龍。聲甚可畏。長一丈者。能吐氣成雲致雨。既是龍類。時珍案。鼈字象其頭腹足尾之形。故名。と云へり。神典に八尋熊罴など見えて。丈長くいと猛きも。其らを見ての説なり。と云れたるにて知へし。萬葉集なる家持卿の歌に。雨ふらす日のかさなれは。云々この見ゆる。天の白雲。わたつみの澳つ宮邊。住て雨を掌るものとせるは。佛書の説なり。と云れたれど。右に引る龍の能吐氣成雲致雨。既龍類。とあるを見れば。海中にも雨をものする神の。いますこそ。願に誤なりとは。いひがたかるへし。○而甚慙之。記傳云。而下に文脱たるへし。と云り。第三一書に。化爲八尋大罴。而。知天孫視其私屏。深懷慙恨。とあるなどによらは。こゝも而字下に。知天孫視其私屏の七字あるへきなり。○如汝不辱我者。本に汝を有につくれり。今は丹鶴本に因て改めたり。山陰に有は。不有とこそあるへけれ。とあり。○海陸の陸は。玖奴賀の約りたる言にて。即國處の義なり。西宮記北山抄等に。北陸道をクルカノミチ。また此紀訓にも。クヌガノミチ。又クニガノミチ。又クムガノミチ。又クルカノミチ。とよみたるをとおへは。いつれにも通はしていへり。と見ゆ。○永無隔絶。記云。妾恒通海道。欲往來云々。記傳云。通は令登富良一なり。此な陸字の訓なり。



は海神宮と。此上國との海路を。誰も易く往來して。互に隔絶なく。到るへくするを云。往來は。豊玉毘賣命の御自の事のみならず。大凡の世人の事を廣く詔ふなり。○今既辱之。第四一書には。不<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>我言<sub>一</sub>。令<sub>二</sub>我屈辱<sub>一</sub>。故自<sub>レ</sub>今以往。妾奴婢至<sub>二</sub>君處<sub>一</sub>者。勿<sub>レ</sub>復放還。君奴婢至<sub>二</sub>妾處<sub>一</sub>者。亦勿<sub>レ</sub>復還云々。とあり。○以<sub>二</sub>草裏<sub>一</sub>兒。右の一書のつゞきに。以<sub>二</sub>真床覆<sub>一</sub>衣<sub>二</sub>裏<sub>一</sub>其兒云々とあり。此はまことの草なりや。又鶴羽を以て葺草として。産屋を葺しことを。かくも傳たるにて。この草は鶴葺草なりや。詳ならず。○棄。記に生<sub>二</sub>置其御子<sub>一</sub>而云々返入とあり。御子をは置て。御自は海神宮に返給ふなり。○閉海途。閉はトチテとよめれど。記によりて。勢伎豆とも訓へし。陸より海へ通ふ道を閉て。再往來ことを。得<sub>レ</sub>さらしむるなり。記に塞<sub>二</sub>海坂<sub>一</sub>而返入とあるにおなし。坂は堺の義にて。海神の國と。此上國との間。海界乎過而傍行爾。海若神之女爾。さて今かく爲給ふより。後には海陸の通ひ。漸々に隔絶て。遂に今の如はなり行しなり。故一書に。此海陸不<sub>二</sub>相通<sub>一</sub>之縁也。と云り。夫木集實傳。契たにすかはざりせばわたつみのそこにもひとやゆまかよはまし。こゝに云へきことあり。海陸通はず成れるは。もとより天神のしか定め玉ひつるにて。幽顯の分るゝ道理による事なれど。人はさることを知る由なければ。今此豊玉姫の御言擧によるものと語傳へしなり。其は彼人命の長からざるを。磐長姫の御誓の御恨言より。しかなりしものと。語傳へしと同一。この事はそこに委しく云るを。こゝに思合せて知へし。大凡に見過すべき事にあらず。○因以名兒。上に産屋作る事も。鶴羽を以て葺しこともなければ。すへて此神の御名義。何の由とも通ぬぬかこと

し。されは因以名と云ること。こゝに由なし。後に誤りし文とも見えぬは。此は漢文に改むる時。あまり省き過て。かゝるさまにはなりけむかし。但し上にも云る如く。以<sub>二</sub>草裏<sub>一</sub>兒とあるを。○彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。記には。天津日高日子波限建鸕鷀草葺不合尊とあり。御名義。彦も武も美稱。波瀲は波の打寄る際なり。和名抄に。韓詩注云。一溢一否。曰<sub>二</sub>渚<sub>一</sub>。和名奈木左。とあり。名義は一書に。以<sub>二</sub>真床覆<sub>一</sub>衣<sub>二</sub>裏<sub>一</sub>其兒<sub>二</sub>置<sub>一</sub>之波瀲。記にも於<sub>二</sub>其海邊<sub>一</sub>波瀲。以<sub>二</sub>鸕鷀<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>草裏<sub>一</sub>造<sub>二</sub>産屋<sub>一</sub>とあり。鸕鷀草葺不合は。一書に。彼海邊産屋。全用<sub>二</sub>鸕鷀羽<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>草葺<sub>一</sub>之。而葺未<sub>レ</sub>合時。兒即生。とあり。此の由を以て。如此名け奉れるなり。記傳云。俊成卿の古來風體抄に。此御名をうのはふきあへすのみことと書きたり。鸕鷀草を。うのはと。不合を阿閉受と云る甚宜し。必古き據そありけん。是に従ひて訓へし。阿波世受を約めて。阿閉受と云は古言なり。さて凡て屋を葺には。此方彼方の軒より葺上りて。棟にて葺合せて。終ることなる故に。葺終るを。葺合すとは云なり。うかやを水鏡に。うのかやとせしむるは。むかし然もよみたりしにや。とあり。さて此御名拾遺には。彦波瀲とのみもあり。かくて第三一書に。既兒生之後。天孫就而問曰。兒名何稱者當可乎。對曰。宜<sub>レ</sub>號<sub>二</sub>彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊<sub>一</sub>。言訖乃涉<sub>レ</sub>海徑去。とあり。又皇孫本紀に。初豊玉姬命別去之時。恨言既切。云々誕<sub>二</sub>生彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊<sub>一</sub>。次<sub>二</sub>武位起命<sub>一</sub>。大和國<sub>二</sub>造等祖<sub>一</sub>と見え。また此前文に。遣<sub>二</sub>女弟玉依姬命<sub>一</sub>。以來養。即爲<sub>二</sub>御生<sub>一</sub>。一兒。則武位起命。ともあり。此二傳ともに。舊事紀を記せりし比まで。傳はりし古書を探て。記せるなるへけれど。餘に照し合はすへき傳なくて。姉弟何れとも。御母は定めかたけれど。亦子なることは一の

傳なるへし。されど疑はしきよしあり。さるは武位起命まことに天孫の御子ならは。但し玉依姬命は。後に葺不合尊の  
姓氏録に。其子孫を天孫の部に入へきに。地祇部に入たるいかとなり。  
后と成玉へれば。火々出見尊の御し玉へる説は。謬なるへし。さて神武紀なる。推根津彦と云人は。その武位起命の子なる事。國造本紀に見えたるを。かの御巻に引て  
云るこ  
とあり。

### 後久之彦火々出見尊崩 葬日向高屋山上陵

久之。記に。日子穗々手見命者。坐高千穗宮。伍佰捌拾歳。とあり。高千穗宮は。記の白檮原宮段の  
初にも。坐高千穗宮。而云々。とあれば。彼御世まで。御世々々。此宮に坐々しなるへし。されど。神代  
と申すは。大隅日向の内に。處々にありて。一處にあらしと云る。抑瓊々杵尊。高千穗峯に天降坐て。其より笠狭之御  
或人の考は。さることおほゆるを。尚よく考へき事なりかし。崎に。宮敷坐せりし也と。上に見えたる如くなれば。此高千穗宮と申すも。即彼笠狭御崎なる宮なる  
へく。おもはるれと。此は別にして。笠狭御崎は。薩摩國なり。高千穗山に近き地の。宮名なるへくおほゆる。さて其  
高千穗は。風土記に云る。日向國臼杵郡智保郷なるにはあらて。諸縣郡なる霧島山の地なり。此山を  
峰と云しこ此宮の蹟は。式。大隅國始羅郡鹿兒島神社。今も國府郷にありて。彦火々出見尊を祭ると  
云り。高千穗宮は。此御社の邊に在し事。彼神官等か古記に見えたるよしなるは。さることなるへ  
じ。なほ此事は。下の。かゝれば。初瓊々杵尊は。笠狭御崎なる宮に坐々しを。火々出見尊に至て。この高  
千穗宮に遷り坐ししにこそはありけめ。さて又伍佰捌拾歳とあるに附て論あり。さるはまつ神代の年

數のこと。記にかく見えたる外は。更に見所をければ。神武紀に。自天祖降跡。以逮于今。一百七十九萬二千四百七  
撰入なること。その御巻のいかにとも。今知へからぬか如くなれとも。よく思ふに。大己貴少彦名。神世は  
更にもいはす。皇御孫命の御天降坐る頃とて。いとく長く。幾百千歳と限知られず坐にけむ事は。  
神代の御蹟を。考奉りても知られたり。さるを彦火々出見尊。坐高千穗宮。五百八十歳。と記に見え  
たるは。始て年數の知られたるか如くなれと。これも實數にはあらす。其は重胤説云。彦火々出見尊  
に。五百八十歳と云も。五百は五百箇御統。五百箇眞坂樹。千秋長五百秋之水穗國。又萬葉に五百萬  
千萬神。又五百夜。又五百代小田。など云ふ五百にて。數百と云義なり。八十は八十神。八十人。八  
十年。など云にて。此も數十と云事也けるに。例して思ふに。數百數十歳と云事にて。限れる數量に  
は非る如く聞ゆれば。實に瓊々杵尊より。御三代の年數は。古より知られさりし也けり。若是を實數  
と云てむには。葺不合尊などは。其より近く御坐せは。傳るへきに。然らぬを以ても。右は唯大凡の  
數にて。吾田笠狭宮より。高千穗宮に。遷都の事御坐し御事を云むとて。其宮に數百數十歳。御坐し  
由を書せるのみにこそ有けれ。其實は此に久之と有に。意味は然して異らさりける者なるそかし。と  
云れたる。此説誠に然るへし。○日向高屋山上陵。式に日向高屋山上陵。彦火々出見尊。在日向國。無  
陵戸。とあり。記には。御陵者即在其高千穗山之西。と其方角を記されたり。さて今世高屋陵と申  
傳ふる所。大隅國內に二所あり。上の。一書に出たる竹屋は。薩摩國阿多郡にて。此とは異也。まかふへからず。一所は。肝屬郡内浦郷北方村。國見嶽

の嶺に在といひ。和名抄に肝屬郡に鷹屋郷あり。又一所は。始羅郡。近世始を始に誤て。シラは。溝邊、郷麓村の北方。神割、岡に在と云り。或説に。此岡、神割岡と云しを。近き頃神割と改めたるなりと云り。よく尋ねし。薩摩國人白尾國柱の神代山陵考。後醍醐院眞柱の神代三陵志には。國見嶽を御實跡マコトノミヤトと定めて。其考證を擧たれども。國見嶽は高千穂山今云霧島山なり。の南に當りたれは。古事記に西と有るに叶はず。且其距離も甚遠し。直徑十里許ありと云り。神割岡は高千穂山の西に當りて。方位記文に叶へるか上に。距離も近し。直徑三里許ありと云り。是に依て同國人田中頼庸。高屋山陵考を著して。先輩の説の允當ならざるを辨し。彼神割岡は實の御跡なるを論じたり。二所ともに。確たる徵證はあらぬよしなれども。近き頃溝邊村なる方に依て。作れる山陵、勘文あり。其大概を取捨して云はゞ。此山陵は。大隅國始羅郡溝邊郷麓村なる。鷹屋神社の北方。神割岡と云ふ地に在て。其絶頂の上は。圓形をして。高さ直立の度數。凡十四五間許もあるへく。半腹より下は。漸々に廣らかにして。麓の周は十町はかりもあるか。低き岡山。畝々ウツク立ち列りて。其間に神割岡は。一際高く秀て立り。さて高千穂山は。正東の方に當りて。遠く聳えたり。土人の説には。距離直徑二里餘なるへし。とも云り。かくて山陵の西南。六七町許の處に。高屋谷を初めて。崎森村の高野。國府郷小田村の高野。加治木郷の高井田村。など云地名も。遣りぬれば。古の鷹屋郷は。かの溝邊加治木の郷より。國府小田村の邊までを。係たる兆域なること。思ひ辨ふへし。さて鷹屋郷は。和名抄に肝屬郡に載たるを。今始羅郡の溝邊。加治木。國府。小田村の邊を。古の鷹屋郷と定むる由は。抄に此大隅國八郡名次。互に錯りて。

地形に相合はざる上に。始羅郡なる四郷と。肝屬郡四郷と。前後相錯れりし證あり。そは其四郷の見えたる内に。鹿屋は今現に肝屬郡の中央にあるにて。其序の相錯れりし事を思ひ定むへし。武郷云。なほ此餘にも云る説もあれと漏しつ。必竟は肝屬郡なる鷹屋は。始羅郡なるか錯れたらむ。と云傍証のみなればなり。況て國府郷なる鹿兒島神社も。此山陵の南方。直徑二里許の地に在て。式にも載られし。國內第一の大社なるか上に。祭神さへ日子穂々出見命に坐ませは。此大御世に。天下知しめし。高千穂の大宮地は。決めて御社の邊なる事は。彼の神官等か古書にも。記してあるは。言ふも更にて。太古よりおしなへて。山陵は。其大宮處を距る事。遠からぬ例なればなり。神割岡南六町の處に。鷹屋神社あり。此近き村里の鎮守として。齋かれ坐り。宿昔は此の絶頂に。宮敷まして。鷹屋大明神と稱へ奉りしと。土人の口碑に云傳ふ。正保六年の棟札に。神殿造營成功の始末を記せり。今も土人は悉く。御鷹屋様と言ぬものをなれば。これも舊くより。山陵の號に言ならへるまゝに。後には御社の稱にも。轉れるものと知るへし。さて紀にも式にも。山上とあることは。山のへと訓む例にて。山、方山、邊など云と同例なれば。此高屋郷中。今の溝邊のあたり。岡山多き地なれば。うちまかせて。高屋山邊とは記し傳へたるなり。さて又かの國見岳を。高屋陵ならむと云説は。今より百八十年前。元録年間に。或者の云出たる臆説にて。慥かに聞傳へたる事あり。且高千穂の南方にあたりて。古傳の方位に叶はされは。論するまでもなく。溝邊と雖も。是を確証と取出へき節は見えされども。頼庸の論辨する所。實に争ひかたくもあり。これまで勅文大略なりと云へり。今はこの溝邊

村なる方。高屋山陵と御定に成たる由なり。吾等もとより地理にも暗ければ。今何れを是とも定めおたけれど。姑く公の御定に従ひて。猶後の考を待ちなむ。さて此陵は。大隅國なるを。日向とあるは。上に云る如く。上代には大隅薩摩までかけて。日向國と云しことありつればなり。  
神武紀に日向國吾田邑とあるも。可愛山陵の可愛も。かな地名なるを以ても知るべし。

# 日本書紀通釋卷之二十一

飯田武郷謹撰

一書曰。兄火酢芹命能得海幸。弟彦火々出見尊能得山幸。時兄弟欲互易其幸。故兄持弟之幸弓。入山覓獸。終不見獸之乾迹。弟持兄之幸鉤。入海釣魚。殊無所獲。遂失其鉤。是時兄還弟弓矢。而責已鉤。弟患之。乃以所帶橫刀作新鉤。盛一箕與兄。兄不受曰。猶欲得吾故幸鉤。於是彦火々出見尊不知所求。但有憂吟。乃行至海邊。彷徨嗟嘆。時有一長老。忽然而至。自稱鹽土老翁。乃問之曰。君是誰者。何故患於此處乎。彦火々出見尊具言其事。老翁即取囊中玄櫛投地。則化成五百箇竹林。因取其竹。作大目鹿籠。內彦火々出見尊於籠中。投之于海。一云。以無目堅間爲浮木。以細繩繫著火

々出見尊而沈之。所謂堅間是今之竹籠也。

不見獸之乾迹。獸を取得ぬことはさらにもいはず。獸の踏たる迹をたに見す。となり。乾迹は乾れたる迹にて。獸の居らぬのみならず。踏たる迹たになきをいふ。○猶欲得吾故幸鉤。故字本に之と作り。今は永享本に依る。記に云三猶欲得其正本鉤とあり。記傳に。猶は左右に償ふを聽すして。其は猶不欲といふ意より。云る言にして。押てひたふるに乞意になるなり。俗言に是非とも。どう有ても。と云意になるなり。さて物語文などに。物を彼此といふ宜しけれど。終に一に思定むる處に云る猶も是也。又云字の上にある意として。猶云と見ても通ゆ。其時は。よのつと云り。○囊中玄櫛。囊は物を入れて。從者に持せし。大國主命。八十神の幣を預ひ。供人自らも持ありくものなり。今もぬさ俗。はなみ俗など云る。古の遺風なり。玄櫛いかなる櫛にや。たゞ色の黒きのみを云る小詳ならず。さて櫛を授しかは。五百箇竹林となりしこと。上卷伊弉諾尊の櫛を授たまへは。筍成しに同じ。また上に。吾田鹿葦津姫の御子産給ふ時。其所葉竹刀終成ニ竹林。といふことあり。○大目籠籠は。目のあらく。大きなる籠也。記中卷に。取其伊豆志河之河島之節竹而作八目之荒籠とあり。さて加都麻と云を。凡て籠の古名と心得て。この籠籠をさへに。阿良加都麻と訓は非なり。籠をかつまとは云へきよしなし。許と云ぞ。本より總名にはありける。此事已に上に云り。○浮木は。船なり。第三一書に。無間堅間小船とあるに同じ。源氏物語に。いくたひか行かふ秋を過しつゝ。浮木に乗てわれ歸らむ。とあり。和名抄橙又作查。水

中浮木也。和名浮木。とあり。

こは水中の浮木とあれば。船にはあらず。佛經に。大海中。首龜値ニ浮木孔。とある浮木に同じ。孝德細に。越國言。海畔枯查。向東移去。沙上有跡。如耕田狀。と云ることあるも。船には非ず○以細繩繫着。道路の間。その籠の中より。離れ出さらしめむが爲なり。○所謂堅間云々。堅間の竹籠なることは。昔も今もいとよく知られたるを。かく注せるは。後人の書入なるへし。或校本に。禁本此十字作三小字とあり。さては本文ならぬこと。いよくあきらけし。縣居翁云。蓋後人撰入當刪。と云へり。

于時海底自有可伶小汀。乃尋汀而進。忽到海神豐玉彥之宮。其宮也城闕崇華。樓臺壯麗。門外有井。井傍有杜樹。乃就樹下立之。良久有一美人。容貌絶世。侍者群從。自内而出。將以玉壺汲水。仰見火々出見尊。便以驚還。而白其父神曰。門前井邊。樹下有貴客。骨法非常。若從天降者。當有天垢。從地來者。當有地垢。實是妙美之虛空彥者歟。一云。豐玉姬之侍者以玉瓶汲水。終不能滿。俯視井中。則倒映人笑之顏。因以仰觀。有一麗神。倚於杜樹。故還入白其王。

海神豐玉彥。名義。豊は稱辭。玉はかの潮滿瓊潮潤瓊を有てるに由れる。御名なるへし。姓氏錄に。

右京神別。安曇宿禰。海神綿積豐玉彦神子穗高見命之後也。また八太造。和多罪豐玉彦命兒。布留多摩乃命之後也。といふこと見えたり。重胤云。布留多麻は振玉にて。瑞珠盟約章に瓊響瑤々と云ふ如く。又豐玉彦命。豐玉姬命。玉依姬命などの。玉なるが。此は玉を以唯稱奉るならず。實に玉を以。奇異なる神業を成し給ふ事。海宮章を以知へしと云り。○侍者。記に此を從婢と書り。又欽明紀に從女。遊仙窟に婢。また侍婢など。みな然訓り。言義は。記傳に。前子等々の意なるへし。幣を省き。古良。天を切て加と云ふ。皇の御前に候ふ臣等を。前つ君と云と。意はへ似たり。子等とは女を云ふ古言なり。萬葉の歌に多し。子等とは。一人をも云へは。と云り。今按ふに。眞子等の意なるへし。眞子は。今の俗によき子と云ふか如く。此も豐玉姬の從女の。みな容貌よきを云るなるへし。萬葉十九に鶯之宇都之眞子可母。二十に宇都久之氣麻古我巨波奈禮云々。これ眞子と云例なり。○汲水。今本玉水とあるは行なり。延喜本。丹鶴本。永享本。纂疏本。其他の古本に依て刪る。○一貴客。客は佛足石歌に。麻良比止とあり。希人の意なり。後にはまれひとと云り。○天垢地垢は。舊訓に依へし。又延喜本北野本明應本の訓に。垢をカタチとよめり。うれもあしからず。又秘閣本にはアマノカ。重胤云。迦本は名義氣表なり。氣を迦と云。香に同じ。萬葉二香青。五に迦具漏岐など。青にも黒にも。上に迦の言を冠て云は。青にまれ。黒にまれ。其色の甚しき時は。其氣韻の出で。邊りも青く黒くみゆはかりなるか故に云て。香の語と本一なるなり。人の面を迦富と云も然り。人身の氣即表に出てみゆる故の名にて。迦は香に同じ。○妙美

は。眞奇愛の義にて。稱美辭なり。萬葉集に花細名細などよめる。細の意みな同じ。○虚空彦者歟。天より降れる神にもあらず。地より來れる神にも非すと云るより。其天と地との中間なる。虚空彦にますにやあらむと云て。虚空をいと貴きものに云る意なり。記に爾海神自出見云。此人者。天津日高之御子。虚空津日高矣。また鹽樞神來問曰。何。虚空津日高之泣患云々。また今天津日高之子。虚空津日高爲將。由幸上國云々。などもあり。此は記傳に。谷川氏云。天津日高者。天子之稱。虚空津日高者。太子之稱。と云り。信然るへし。其故は。先邇々。藝命。穗々出見命。鶉草草葺不合命。みな天津日高と申せる。これ天津日嗣所知看せるうへの大御稱なり。かくて此は穗々手見命。いまた皇太子にて。坐ほとなるか故に。天津日高之御子と申せり。此にては。天尊の稱に。はあらず。さて其を虚空津日高と稱す所以は。虚空は。天と地との中間なる故に。天津日高に亞て。尊み申す御稱なるへし。常に通はして。天をも蘇良といひ。虚空をも阿米と云ことも多きは。地よりい。神功卷に。於天事代。於虚事代云々。これ天と虚空とを。別言へる例なり。然るに此に。從天降者。當有天垢。從地來者。當有地垢。實是妙美之。虚空彦者歟。とあるは。いたく異なれども。虚空彦と云稱。又虚空を天と地との間に取れるなどは。此に似依れることなり。書紀の意は。天垢もなく。地垢もなく。虚空を殊に勝れたる意に取れるものなり。然れば記の虚空津日高も。うの意かともいふへ虚空を。天と地との中間にされることと同て。其中間を亞るかたに取ると。勝れたる方に取れると異なり。と云れたるかことし。○一云云々。此は侍者はかり出て。水を汲しなり。記の趣もあなし。○終不能滿。いかなるよしにて。水の滿かたかりしにか。詳ならず。次に留。み云り○倚於杜樹。山蔭云。こは古事記また次なる一書の

如く。皇御孫命は。杜樹上に登りて坐せりし故に。豊玉姫其影の。井水に映れるを見給へるなり。然るを倚とあるは。いかにそや。もし樹に倚て坐したらむには。水底の影よりさきに。まつ直に其御形をこそ見奉るへけれ。影を見て。始て知たるはいか。さる事あるへくもあらず。舉目視之といひ。仰觀といへるも。水の影を見て。樹の上を仰き見たるにてこそ穩當なれ。と言れつるは。さる言なり。○白其王。王は海神を指て云るなり。記にも我王と書り。記傳云。彼美と云に。王字を書るは。佛書の海龍王を思へるにや。こは皇國を離れて外なる域なれば。王と云まじきに非るか如くなれ。なほ古文には。かたる處には。いかなる文字遣なりと云れたり。さて此處。記には。豊玉毗賣之從婢持三玉壺。將酌水之時。於井有光。仰見者。有麗壯夫。以爲異奇。爾火遠理命見其婢。乞欲得水。婢乃酌水。入玉器。貢進。爾不飲水。解御頸之瑛。含口唾入其玉器。此の紀に。汲水終不能得。於是其瑛著器。婢不得離瑛。記傳に。如此玉を御口に含みして。唾出し賜ふは。いかなる由にかあらむ詳ならず。若くは玉を器に著て。離れざらむる術にやありけむ。神代にさる類の術をりく見ゆ。さて然此玉を器に著て。離れざるへく爲玉ふは。必海神の女に見せ玉はむとてなり。其は此玉尋常の術の玉とは。遠に絶れて。美麗きをみて。凡人に非ることを知しめむための術所爲なるへし。なほよく考へべきことなり。と云り。故瑛任著以進豊玉毘賣命云々。爾豊玉毘賣命思奇出見。乃見感目合而白其父云々。とあり。これによりて按ふに。水を滿しめ給はさるは。さる術を爲給ひて。海神女の奇み驚きて。出見給はむことを。おほしての御所爲にもあるへし。

於是豊玉彦遣人問曰。客是誰者。何以至此。火々出見尊對曰。吾是天神之孫也。乃遂言來意。時海神迎拜延入。慇懃奉慰。因以女豊

玉姫妻之。故留住海宮。已經三載。是後火々出見尊數有歎息。豊玉姫問曰。天孫豈欲還故鄉歟。對曰。然。豊玉姫即白其父神曰。在此貴客意望欲還上國。海神於是惣集海魚。覓問其鉤。有一魚對曰。赤女久有口疾。或云赤鯛。疑是之吞乎。故即召赤女見其口者。鉤猶在口。便得之。乃以授彦火々出見尊。因教之曰。以鉤與汝。兄時。則可詛言。貧窮之本。飢饉之始。困苦之根。而後與之。又汝兄涉海時。吾必起迅風洪濤。令其沒溺辛苦矣。於是乘火々出見尊於大鰐。以送致本郷。

遣人問曰。第三の一書にては。侍者の事もなくて。至海神之宮。是時海神自迎延入。とあり。また本書には。延内之とあり。第二の一書には。迎入とあり。此は共に自迎へ給へりや。人して迎へたりや。詳ならぬを。こゝに遣人云々とあるは。異なる傳なり。また第四の一書には。豊玉姫の侍者云々。入告其王曰云々。海神聞之曰。試以察之。乃設三床請入。於是天孫於三邊床。則拭其兩足。於





先是且別時。豐玉姬從容語曰。妾已有身矣。當以風濤壯日。出到海邊。請爲我造產屋。以相待之。是後豐玉姬果如其言。來至。謂火々出見尊曰。妾今夜當產。請勿臨之。火々出見尊不聽。猶以櫛燃火視之。時豐玉姬化爲八尋大熊鰐。匍匐透蛇。遂以見辱爲恨。則徑歸海鄉。留其女弟玉依姬。持養兒焉。所以兒名稱彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊者。以彼海濱產屋全用鸕鷀羽爲草葺之。而葺未合時兒即生焉。故因以名焉。上國。此云羽播豆矩爾。

以相待。本に相字无。今中臣本安倍本に因て補へり。○以櫛燃火。此は平田翁も云れたる如く。伊弉諾尊の黄泉國にて。ありし事の紛なるへく所思は。餘の傳々に。此事のなき方然るへし。○化爲八尋大熊鰐。熊字こゝにはいか。舊事紀になし。さらば衍ならむも知かたし。八尋は甚大きな鰐なり。さて鰐に化爲坐るは。記に以本國形產生。とある則これなり。かゝれば記傳にも云れし如く。海神は皆實の形は魚なるを。人に交る時。假に人の形と。化爲居玉へるものとみえたり。されは魚と

もを集へて。鉤のことを問給ふ時も。人の形になりて集ひたりけむもしるへからず。下に見えたる一書にも。海神所乘駿馬者。八尋鰐也云々。とあるも。人に見ゆる時は。馬の形に化りて。見えしものにあるへし。○匍匐透蛇。透字本に透に誤る。環翠軒本及類史には透進に作る。記には委蛇とあり。記傳云。字は委蛇とも。透進と布に用おたる意は。蛇など。も。なほさまゝくに作て。義も種々ある中に。脱文に。斜去觀とあるなどや。こゝには近からむ。母許余の行貌に取れるなるへし。記傳云。文選江賦に。神蛟蜃輪。と云る蜃輪。注に。をも。モコヨフと訓り。うつは。巻上に。逃て仆れもこよひつゝいけは。源氏。大臣はえ立もあかりたまはず。かゝる齡の末に。若く壯の子に後れ奉りて。もこよふことと耻泣給ふ。などあり。さて此は。匍匐透蛇をは軽く見へし。唯鰐に化給へる形状を云るのみなり。とあり。○留女弟玉依姬。本書また餘の一書とも。はしめに將來たまへることあるを。こゝに其事見えす。されとこゝに。留玉依姬とあれば。本より將來たまへる傳なり。されと記には。然後者雖恨其同情。不忍心。因治養其御子之縁。附玉依姬一而献歌。第三一書に。遣女弟玉依姬以來養者也。とありて。此時來坐せりとする方然るへし。○用鸕鷀羽。記傳云。鵜は上に。出。此鳥羽をしも。葺草に用られし事。いかなる故にかありけむ。書紀釋に。今按鸕鷀口喉廣。飲入魚。又吐出之。容易之鳥也。是以象產生平安。令葺此羽於產屋者歟。と云り。かゝる故にもやあらむ。漢籍に。此鳥不卵生。口吐其雛。故產婦執之易生。と云る。○爲草。記には葺草を加夜と訓り。記傳に。凡て加夜と云は。此字の如く。屋を葺く草を云へる名なること。上なる鹿屋野比賣神の處に云るか如し。たゞ古名と心得るは非なり。と云り。

一書曰。門前有一好井。井上有百枝杜樹。故彦火々出見尊跳昇其樹而立之。于時海神之女豐玉姬。手持玉鏡。來將汲水。正見人影在於井中。乃仰視之。驚而墜鏡。鏡既破碎。不顧而還入。謂其父母曰。妾見一人在於井邊。樹上顏色甚美。容貌且閑。殆非常之人者也。時父神聞而奇之。乃設八重席。迎入。坐定。因問來意。對以情之委曲。時海神便起憐心。盡召鱗廣鱗狹而問之。皆曰不知。但赤女有口疾不來。亦云口女有口疾。即急召至。探其口者。所失之鉤立得。於是海神制曰。爾口女從今以往。不得吞餌。又不得預天孫之饌。即以口女魚所以不進供御者。此其緣也。

百枝杜樹は。枝葉の多きを云ふ。湯津杜樹といふにあなし。○人影在於井中。記には。於井有光とあり。彦火々出見尊の樹上に坐す影の。井の水にうつりて。見えたまふなり。○鏡既破碎。本居翁説

に。既に盡の意なり。古事記序に。已因訓述者云々。繼體紀に。全。萬葉十七に。天下須泥爾於保比底。布流雪乃。出雲風土記に。既。これらに於てにも。みな盡の意なり。と云へり。○其父母。其字本になし。永享本にあるに依る。○容貌且閑。美夜備は。紀中に風姿。また藻字などをよめり。宮振の義なり。布理の約。備なり。邊鄙にもかへて。宮都の人の姿の麗はしきより。云ふことばなり。比奈備は即郡田舎ひと云へり。○殆は。記傳云。殆は富登富登と訓へし。下の登を潤るはわろし。萬葉二に。吾盛。又復將變やも殆に。軍樂。京師を不見か成をむ。七に。三幣帛取神の祝かいはふ杉原。燎木伐。殆之國手斧とらえぬ。十に。保等穂跡妹に不相來にけり。十五に。還りける人來れりと云しかは。保等保登死き君かと思ひて。なと有言の意は。邊々にて。其近き邊まで至る意なり。と云れたり。こゝも天孫のいと貴く坐て。尋常の人の如くは坐さず。ほとく神人に近かるを。云るなり。○乃設。永享本設。上敷字あり。○赤女云々。此はもと口女とありしを。本書また上の一書にならひて。赤女とは寫誤れるなるへし。次の文には口女とのみあれはなり。さて亦云口女云々は。一本によりて。又後人の注せるならむと。記傳にいはいはれしはさる説なりけり。さて口女は。下の一書に。口女即鯔魚なりとあり。名義。此魚口疾あり。また口より鉤を出せるより。名に負へりしものとみえたり。伊勢風土記云。桑名郡市部磯海上多口女。而商民賣之。中古以來。有夢想之事。而備熱田之神膳。其魚大者如鯉。細鱗長口。味尤美也。とあり。此魚のこと。第四一書の下に云へし。○所失之鉤。本に鉤字の上に針字あり。いまは丹鶴本延喜本環翠軒本安倍本に依て削る。山蔭にも云れし如く。終に不償失針といふ事のあるを以て。後の人さかしらに

加へたる非事なり。又按ふに。釣字の誤りにもあるへし。さるにても折なる事は同じ。○制。本の訓。セメテとあれど。私記又北野本に。イサ  
 メテと訓り。禁制の義なり。従ふへし。○備。記に須佐之男命の。大穴牟遲神を罵りて。意禮爲ニ大  
 國主神。亦爲ニ宇都志國玉命。云々是奴也。とあり。記傳に。意禮は人を賤め罵稱なり。記中白橋原宮段  
 に。兄宇迦斯をも罵りて云。日代宮段に熊曾建をも云り。書紀に。右の兄宇迦斯を云るを。爾と云て。  
 此云ニ飲例とあり。又神代下卷敏達卷などに。備とも作り。備は爾と同じ。枕冊紙に。田植る女の諸へ  
 此も女心に。田に立勞を苦て。郭公を誓たる詞なり。  
 る歌に。郭公與。意禮よ加夜都よ。意禮鳴てそ。我は田に立。中昔の軍記などに。人を罵りて。夜意禮と云こと多  
 し。是も夜は呼出す辭。意禮は此と同じ。又今俗言に罵て。起をたちおれ。行をゆきおれ。など云も。たておれゆけおれにて。ことのおれなる  
 へし。然るを轉して。又たちおつた。ゆきおつた。なども云り。又今世の俗言には。自意禮と云。人を罵に己とも我とも云は。いにしへと相反  
 なり。とあり。○餌。神功紀に。取レ粒爲レ餌。倭名抄敗獵具に。四聲字苑云。餌和名惠。以レ食誘ニ魚鳥  
 也。とあり。平田翁云。餌は鳥獸にのみ云言には非ず。舊は人にも云し言と開ゆ。其は今も吐を惠都伎。囉を加良惠都伎と云は。土清  
 之餌。義也。和名惠止利。とあるは。今昔物語に餌取と書たる義なり。契沖云。俗  
 に磯多と云きて。またと云は。此惠止利を記りて。終に俗字を作れるなるへし。○不レ得レ預ニ天孫之饌。皇御孫命の大御饌  
 の御費に。勿なりそとなり。葦牙云。此魚の餌を吞し故に。天孫の辛苦ましうかは。天津神の御子の。  
 惡み給ふへければなり。と云れたるか如し。○即以口女魚云々。こゝにかくあるに依て考るに。此段  
 本書一書ともに。赤女とも口女とも。兩やうに傳へたるうちに。赤女また鯛魚などあるは。すへて誤  
 りにて。口女とある方正しき傳なり。さるは信友説に。此魚諸國の進御。また御饌の料などにも。す

へて載られず。其他古書ともにも。然る例見えたることなし。と云れたるにて明けし。また赤女とあ  
 るは。記傳にも言れたる如く。鯛の事なるを。此魚は天照大御神の御食にさへ奉りて。此所の事實に。  
 叶はされはなり。通證に。重遠云。赤女及口女。至今不  
 レ供ニ天子御饌ニ云。とあるはうけかたし。○不進供御。本に供字なきは。既く脱たるものなり。  
 今は舊事紀に従て補へり。永享本には御供とあり。○此其縁也。此段に就て重胤の委き説あり。其は  
 記後田毘古神段に。於是送ニ稷田毘古神。而還到。乃悉追ニ聚鱗廣物鱗狹物。以問言。汝者天神御子仕奉  
 耶之時。諸魚皆仕奉。白之中。海鼠不レ白。爾天宇受賣命謂ニ海鼠云。此口乎不レ答。之口而。以ニ紐小刀。  
 拆ニ其口云々。と云事あり。そもく四神出生章一書。保食神の件に。稻穀は更なり。毛龜毛柔。又  
 鱗廣鱗狹の類。其神の身より化出しかは。天照大神喜之曰。是物者則顯見蒼生。可ニ食而活之也。とあ  
 る。大命御坐て。實に蒼生の。食て世に活存らふへき物とこそ。定掟させ玉へりしに。其魚共の仕奉  
 らむと申さはこそ有め。仕奉らしと申たりとて。止給へらむには。皇祖天神より。天神御子の御食  
 國と爲て。事依奉らせ玉へる。驗無きに至れるを以て。此時の天鈿女命の御心の程を。測奉るへき者  
 なり。此は甚假初なる事の状には見ゆれとも。海神にも相議らして。然政こたせ御坐ける也けり。さ  
 るは。此段なる海神の制を味ふるに。不レ得レ吞レ餌と云は。餌を吞て人に釣るゝか。中々に彼か身には。  
 甚しき事と見え。天神御子の饌に預奉り。人の食用と成る事は。彼か本意となる事にて。此を人に譬  
 へて云はく。吞レ餌は。食祿を得るか如く。饌と成は。勤仕を全く爲るに。等じき道理有ることと所

見たり。是天鈿女命と。海神と相謀坐て。定させ玉へるならむ。と云所以なり。借天宇受賣命の御言に。天神御子仕奉耶とは。記傳に。此は皇御孫命の大御饌の御贄に成なむや。否やを問なり。萬葉十六に。爲鹿述痛哥に。佐男鹿乃。來立嘆久。頼爾吾可死。王爾吾仕牟云々。又爲蟹述痛歌に。葦河爾乎。王召跡何爲牟爾。吾乎召良米夜云々。とある此等も。御贄に成を云り。と云れたり。されは此に魚其を追聚めて。天神御子に仕奉むやと。問せ玉へるも。魚物と成ては。日々の贄と成り。人の食物と成が。彼か天神御子に仕奉れるにて。稻穀の大御食に炊かれて。食れ奉るに。其義同じき事。云も更なり。故こゝに。海神制曰。備口女。從今以往。不得吞餌。と有は。魚を罰して。餌を吞へおらずと。掟玉へるなり。餌を吞む事能はざる時は。人に釣るゝ愁なきに似たるを。魚の爲には。其釣鉤に罹らざる事を。限なき不幸とする事なる證是なり。次に不得預天孫之饌。とは。此に天鈿女命の。定させ玉へるか如く。天神御子の御贄と成て。仕奉る事は。魚と成て。生來れる身の幸なる事と見えて。此に罰して。其饌に預る事勿らしめ給へり。然れば魚の心に成ては。人の食物と成て。命を終む事。草木に花の咲て。實と成れるに異ならずなん有ける。然る時は。元正天皇の大御世より以降。胡神を好信せ給ふ御心進ひに。天下の漁獵を禁止めさせ玉ふ詔勅を。時々下給へるは。かの天鈿女命の掟置せられしとは。表裡なる御政にして。皇祖天神より。授奉らせ玉へる御食津物を。御自廢らさせ玉へる御所業にて。皇威の衰させ玉ふ御端とこそは。成にたりけれ。と云れたる。尤なる論

なりけり。この説にて。此海神の御言よく聞えたり。

及至彦火々出見尊將歸之時。海神白言。今者天神之孫辱臨吾處。中心欣慶何日忘之。乃以思則潮溢之瓊。思則潮涸之瓊。副其鉤而奉進之曰。皇孫雖隔八重之隈。冀時復相憶而勿棄置也。因教之曰。以此鉤與汝。兄時則稱貧鉤滅鉤落薄鉤。言訖以後手投棄與之。勿以向授。若兄起忿怒。有賊害之心者。則出潮溢瓊以漂溺之。若已至危苦求愍者。則出潮涸瓊以救之。如此逼惱。自當臣伏。

辱。續紀三十二。天下百姓能念良麻久毛。耻志賀多自氣奈志。靈異記。我願以何潛天女云々。注潜カタンなどあり。俗に云勿體なし。恐多きなど云ことはにあられり。又續紀二十七。晝夜不レ退之天。護助奉侍乎見禮波。可多自氣奈彌奈毛念須。又累世而仕奉麻佐部流事乎奈母。加多自氣奈美。伊蘇志美思坐須。これらは俗に云へるにちかし。○中心欣慶。本に慶を處に作るは誤なり。今永享本祕閣本を始め。諸古寫本ともに從て改む。○思則潮溢之瓊云々。この言の意は。葦牙に。おもふまゝに潮

の溢潤る意の名なるへし。直指に。思則是如意之義也。などいへる。いさゝか言たらず。今思ふに。思則云々は。潮を溢しめむとおもへは。其意の如くに潮満ち。潤しめむとおもへは。即て潮潤る瓊と云意か。さらはこれ如意の義と同じきなり。さてこの潮満潤は。いまた瓊の名にはあらず。徒に潮の溢潤る瓊と云ふよしなり。○八重之隈。こは大己貴命の御言に。於三百不足八十隈。將隱居一矣。とある八十隈と同じ。八十隈の解は已に云り此國土と。海中とは。幽顯の隈あるをいふ形容詞なり。古今集。白雲の八重にかさなるをちにて。思はむ人に心へたつな。おのれ始には。隈は浪の誤にて。八重之浪ならむかとおもひしかと。さにはあらし。○滅鉤。落薄鉤。保呂布と云言。佛足石歌に見ゆ。保呂煩須は令滅亡なり。言義。保呂は保呂々。波良々。などの保呂波良と同く。散る義なり。集聚れるものゝ散々になるは。いと凶き意なり。於登呂布の於登は落なるへし。落薄は落曉に同じ。落曉は志行衰惡之貌とあり。纂疏に。人先貧而後亡家失地。而後落薄失業而已。とあり。○後手投棄。後手のこと上巻に出。手をうしろの方へまはして。物するをいふ。こゝは詛言をいひ負せて。其惡しきことに向ふを。忌むるへし。纂疏に。後手謂所謂天道手也。兼俱說に。今も人を咒詛する符などを。後手に棄之。我身におほそ。反身などを。後手に棄之。再來らざる。と云り。一書には。三下睡與之。とあり。○求惑者の訓。何とかや俗の様にきこゆ。宇禮比麻袁佐婆と訓へし。身の憂を人に告るを云なり。記に愁請の二字を書れたり。

時彦火々出見尊。受彼瓊鉤。歸來本宮。一依海神之教。先以其鉤。

與兄。兄怒不受。故弟出潮溢瓊。則潮大溢而兄自沒溺。因請之曰。吾當事。汝爲奴僕。願垂救活。弟出潮潤瓊。則潮自涸。而兄還平復。已而兄改前言曰。吾是汝兄。如何爲人兄而事弟耶。弟時出潮溢瓊。兄見之走登高山。則潮亦沒山。兄緣高樹。則潮亦沒樹。兄既窮途。無所逃去。乃伏罪曰。吾已過矣。從今以往。吾子孫八十連屬。恒當爲汝。併人亦爲狗人。請哀之。弟還出潮潤瓊。則潮自息。於是兄知弟有神德。遂以伏事其弟。

兄怒不受。鉤をかへし給ふことの遅きを。怒れるにもあるへし。○奴僕。夜都古とは。君より臣下を親み云稱なり。奴僕と書るは。本義に非ず。次の御言に。如何爲人兄而事弟耶。とあり。此辭の解既に云り。○沒山。私記に山乎以留と訓るよろし。秘閣本も同じしかよむへし。樹も山また樹の梢までも。潮の満て。山も樹も潮に没るなり。但し北野本には。没をイタル。と訓り。さらは山に没と訓へし。○窮途は。逼迫なり。山又樹も潮に没りて。今は逃去るゝかたなく。せまれるをいふ。○子孫八十連屬。次の一書に。生子八十連屬とあり。敏達紀に。子々孫々。

古語云。生兒八十綿連。とあるに依て訓へし。高橋氏文に。阿禮子孫。乃八十連屬ともあり。記傳云。宇美能古と云へる訓。正くは萬葉二十に。宇美乃古能伊也都藝都岐とあり。此は子孫の末か末までとかけて。云時の稱なり。とあり。○俳人は。態人なり。本書に俳優之民とあるそれなり。記に。故至<sub>レ</sub>今其溺時之種々之態。不<sub>レ</sub>絶仕奉也。と云る。其態とは。令隼人司に。掌<sub>レ</sub>檢<sub>二</sub>投隼人及名帳<sub>一</sub>教<sub>レ</sub>習<sub>二</sub>歌舞<sub>一</sub>と有て。即歌舞の事なるを。併せ考ふべき者也かし。と云り。○亦爲狗人。本に一云狗人とあるは誤なり。舊事紀皇孫本紀に依て。かく改めつ。さて狗人は。記に爲<sub>二</sub>汝命之晝夜<sub>一</sub>守護人<sub>一</sub>とある。守護人と同じ事なること。記傳にも云れたるか如し。狗人といへるは。狗に代りて吠るよりの稱なること。次に云るを見るへし。○請哀之を。私記に由留志太末倍と訓り。北野本其方よろし。○潮涸瓊。本に潮字なきは例にたかへり。今は永享本北野本類史及諸古寫本ともに依る。

是以火酢芹命苗裔諸隼人等。至今不離<sub>二</sub>天皇宮牆之傍<sub>一</sub>。代<sub>二</sub>吠狗<sub>一</sub>而奉事者也。世人不<sub>レ</sub>償<sub>二</sub>失<sub>一</sub>針<sub>一</sub>此其緣也。

諸隼人等。隼人のことは。上に云り。諸とは隼人に種々の品あるを云。記傳云。そもく隼人は。大隅薩摩の國人なること。上に云るか如し。さて朝廷に召れて。仕奉れるか。永く留りて。京近き國の

人になれるも。子孫までなほ隼人と稱て。其職に仕奉れりしなり。隼人式に。凡番上隼人二十人。有<sub>レ</sub>闕者。取<sub>二</sub>五畿内及近江丹波紀伊等國隼人<sub>一</sub>とあるこれなり。又諸國隼人とあるも。右の國々のを云なり。又大衣と云は。右の近き國々の隼人の中に。二人を擇みて。補たるものなり。隼人式に。凡大衣者。擇<sub>二</sub>譜第内<sub>一</sub>置<sub>二</sub>左右各一人<sub>一</sub>。大隅爲<sub>レ</sub>左。阿多爲<sub>レ</sub>右。教<sub>二</sub>道隼人<sub>一</sub>云々。とみゆ。大隅阿多とは。其國の人を云にはあらず。先祖の出たる地を以て。近き國なるをも。大隅隼人。阿多隼人と別ち云なり。又番上隼人と云は。本國よりかはるかはる。上仕奉る者なり。職員令義解に。隼人者分番上下。一年爲<sub>レ</sub>限。とある是なり。續紀二十五に。大隅薩摩等隼人相替ると云こと見ゆ。又今來隼人と云は。番にはあらて。本より新に上りて。永く留りて。京畿に住居する者なり。此は妻子をも率て上る故に。女もあり。式に見ゆ。凡今來隼人給<sub>二</sub>時服及鹽<sub>一</sub>云々。また今來隼人身亡者。擇<sub>二</sub>取畿内隼人<sub>一</sub>充<sub>レ</sub>之。二十人爲<sub>レ</sub>限云々。など式に見えたるは。此も中昔には。人數定まり有て。召上せられしと見えたり。諸儀に吠聲を發るは。今來隼人の職なり。とあり。なほ此外に。隼人のこと。委く云れたる。今は略して出せり。此等の類を。諸隼人とはいへるものなり。○不離天皇宮牆之傍。記に晝夜守護人とあるは。此文にあたり。職員令に。衛門府督一人。掌<sub>二</sub>諸門禁<sub>一</sub>。記傳云。抑この火照命は。隼人の祖に坐て。此守護の事。後まで隼人の職なり。隼人司式に。凡元日即位。蕃客入朝等儀。官人三人。史生二人。率<sub>二</sub>大衣二人<sub>一</sub>。番上隼人二十人。今來隼人二十人。白丁隼人一百三十二人。分<sub>二</sub>陣應天門外之左右<sub>一</sub>云々。今來隼人發<sub>二</sub>吠聲<sub>一</sub>三節。蕃客入朝。不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>吠聲<sub>一</sub>。其官人著<sub>二</sub>當色橫刀<sub>一</sub>。大衣及番上隼

人。著<sup>ニ</sup>當色横刀。白赤木綿耳形鬘<sup>ヲ</sup>。自餘隼人。皆著<sup>ニ</sup>大横布衫。禮袖著<sup>ニ</sup>布袴<sup>ヲ</sup>。兩面襪<sup>ニ</sup>。著<sup>ニ</sup>兩。排帛肩巾。横刀。白赤木綿耳形鬘<sup>ヲ</sup>。番上人已<sup>レ</sup>執<sup>ニ</sup>楯槍<sup>ヲ</sup>。並坐<sup>ニ</sup>胡床<sup>ヲ</sup>。また凡遠從<sup>レ</sup>駕行者云々。其駕經<sup>ニ</sup>國界及山川道路之曲<sup>ヲ</sup>。今來隼人爲<sup>レ</sup>吠。また行幸經<sup>レ</sup>宿者。隼人發<sup>レ</sup>吠云々。また凡今來隼人。令<sup>ニ</sup>大衣習<sup>レ</sup>吠。左發<sup>ニ</sup>本聲<sup>ヲ</sup>。右發<sup>ニ</sup>末聲<sup>ヲ</sup>。惣大聲十遍。小聲一遍。訖。更發<sup>ニ</sup>細聲二遍<sup>ヲ</sup>。また凡威儀所<sup>レ</sup>須。横刀一百九十口。楯一百八十枚。杖別長五尺。廣一尺八寸。厚一寸。頭編<sup>ニ</sup>著馬鬣<sup>ヲ</sup>。以<sup>ニ</sup>赤白土墨<sup>ヲ</sup>。畫<sup>ニ</sup>鉤形<sup>ヲ</sup>云々。隼人の執る楯に。鉤形を畫とある。此て示むためなるへし。鉤。など隼人の職掌をほ委く見えたり。萬葉十一に。早人名負夜音灼然とあるも。此字を本に釣に作るは誤なり。 吹聲をよめるなり。なほ貞觀儀式などに。元日また踐祚大嘗などのをりの。隼人の儀みえたり。右に引る式の文の如し。抑隼人の京に上りて。仕奉りし事の見えたるは。若櫻宮段に。所近<sup>ニ</sup>習墨江中王<sup>ヲ</sup>之隼人名曾婆加理。と云あり。次に書紀に。大初瀬天皇の崩坐し時に。隼人晝夜陵側にて。哀號<sup>ニ</sup>て。物も食すて死ける事あり。天武天皇崩坐し時。大隅阿多隼人。詠を奉りしこと書紀にみゆ。 天武天皇十一年七月。大隅隼人と。阿多隼人と。朝廷にして相撲しこと。持統天皇九年五月にも。隼人の相撲を觀はしこととあり。さて清寧天皇四年。欽明天皇元年。齊明天皇元年など。隼人衆を率て内附しこと。これは畿内に移り住しことなどを。内附と記されたるか。漢籍に内附と云は。彼國に服見附ことなり。なほ隼人の入朝し事。續紀にもをりし。大寶二年養老四年など。隼人を征討たまひし事も。續紀に見えたり。叛きしこともありしにこそ。とあり。 政事要略。養老四年豐前守宇勢首男入將軍。大御神奉<sup>レ</sup>請。大隅日向兩國向招<sup>ニ</sup>隼人<sup>ヲ</sup>殺。大神託宣云々。緣起云。養老三年己未。大隅薩摩兩國當宮之時。神託我行而可<sup>レ</sup>降伏<sup>ニ</sup>者。中略。行<sup>ニ</sup>幸彼國<sup>ニ</sup>云々。 ○代吠狗。後に朝廷の大儀に。隼人の狗吠して。奉仕る

所謂狗 ときには。狗は假面を被る例と。おほしき事あるを以ても。この事は。比古婆衣に。隼人の狗人となりて。仕奉りし状のおもひやらるる證あるを。こゝにいほむとす。其は大和國添上郡奈保山の。元明天皇の陵。土人王塚といへり。今其わたりの字を。大奈閉山と云。其邊に建てたる。大石と呼ぶもの三基あり。これ自然なる石の面を平らけて。狗頭の人形を陰穿たり。頭は狗の假面なるへし。身中みな貫き裝束て。狗の状を表せり。見ゆ。按ふに。こほそのかみ朝廷の大儀に。隼人の狗吠して。奉仕るときには。狗の假面を被る例なりけるから。即て其像を石に撰して。陵域に。殉。置しめ給へるものなるへし。此大石も。遺詔によりて立られしものなるへし。されば此大石の像を見て。そのかみ隼人の狗人となりて。仕奉りし姿をおもひやるへし。と云り。○武郷云。この。此時の事に據れりし事知られたり。○奉事者也。按るに。後世まで。天皇の御牆のものをさらす。隼人の職業は。則守護と俳優と二つなり。俳優のことは上然るを本書には。爲<sup>ニ</sup>汝俳優之民<sup>ヲ</sup>。とのみありて。守護のことなく。第四一書。記には。火照命の能美の言には。たゞ守護人とならむとのみありて。俳優のことなく。下にはまた俳優の方のみを云て。守護の事をいはず。此は記傳にも云れし如く。互に脱たるものなり。然るに。此一書には。當<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>汝俳優<sup>ノ</sup>。亦爲<sup>ニ</sup>狗人<sup>ノ</sup>とあるは。守護と俳優と二を並へ舉たる傳にて。宜しきはもとよりなれと。なほこゝに。不<sup>レ</sup>離<sup>ニ</sup>天皇宮牆之傍<sup>ヲ</sup>。代<sup>ニ</sup>吠狗<sup>ノ</sup>云々。とのみにて。わさをきの事見えざるは。なほこれも。言足は傳なり。この事第四一書の下にも云り。見合すへし。○世人云々。俗に人の。針を失ひたるを償ふことを忌は。此故事によれる事そとなり。信友云。わか古郷の若狹國にて。童部とち他の物をとりて。餘物をもて償ふを。入れぬとき。拭いても否々。洗うてもいやく。故の針もどせと。唱ひ償へり。かの鉤を散りたまひし。古語とそきこえたる。世人不<sup>レ</sup>償<sup>ニ</sup>失針<sup>ノ</sup>。此其緣也。とあるには背きた。る凶語ながら。然る神世の古事。童部の口に。傳はりたるいとめつらし。といはれたり。さてこゝに。針とあるは。もの縫針なれと。釣鉤と同類なれは。しか云るものとみえたり。

一書曰。兄火酢芹命能得海幸。故號海幸彦。弟彦火々出見尊能得山幸。故號山幸彦。兄則每有風雨。輒失其利。弟則雖逢風雨。其幸不忒。時兄謂弟曰。吾試欲與汝換幸。弟許諾因易之。時兄取弟弓矢。入山獵獸。弟取兄鈎。入海釣魚。俱不得利。空手來歸。兄即還弟弓矢。而責己鈎。時弟已失鈎於海中。無因訪獲。故別作新鈎數千。與之。兄怒不受。急責故鈎云々。是時弟往海濱。低徊愁吟。時有川鴈。嬰網困厄。即起憐心。解而放去。

幸彦。彦は稱辭なり。記云。火照命者爲海佐知毘古。而取鱈廣物鱈狹物。火遠理命者。爲山佐知比古。而取毛麤物毛柔物。○其幸不忒。本に忒を惑に作るは誤なり。秘閣本鎌倉本嘉禎本北野本等に依て改む。○欲與汝換幸。御弟の幸の。風雨にも忒はぬを。羨み妬みましてのことなるへし。○取兄鈎。今本鈎鈎とある例の衍なり。今秘閣本嘉禎本丹津本三島本永享本に因る。○責己鈎。本に一鈎字例の行れり。今延喜本丹鶴本に據る。○急責故鈎云々。山蔭云。この云々の字なくてよろし。○低徊は。

頸低なり。又宇良夫禮とも訓へし。萬葉集に。君にこひ之奈要浦觸。また浦觸而ものなふもひそ。なとあり。憂はしく物思ふ人のさまなり。楚辭に悅々をウラフレとよめり。憂悦とあり。古今集にうらひれとよめるは。音便に轉る也。按に。ウラフレのウラは憂。フレは振にて。其憂ふる状を云辭ならんか。憂はウラウルウいと活くへし。○川鴈嬰網。川鴈のことは既に云り。網は和名抄吹獵具に。蹄。周易云。蹄者所以得兔也。云々。師説和奈。字鏡には。腎。擊也挂也。和奈。と見ゆ。腎は。腎字に。名義。或説に輪繩の意なるへし。一説に輪網なるへしと云り。とあり。守部云。經死をワナクと云るも。輪索にて。クはその輪索にかゝれる。狀をいふ。項にかゝるをウナク。綫にかゝるをカウラク。と云る類なり。○即起憐心。葦牙云。此命の鳥獸を取て。たのしと爲給ふ御心以て。放去給ふはいかと思ふ人あるへしか。其は世人の心を以て諭るへし。今も野山に獵して。鳥獸を殺ことを娛しとすれども。須臾も飼なつてたるを殺さむは。心よからず思ふは。人の心の常なり。こゝは飼たるにはあらねど。網に嬰りたれば。おのれと逃るへきすへなければ。他の恵を待つ外なきが。あはれなるなり。これ人の心は。更にも云はず。鳥獸などにも有りを見せて。昔物語にも。人の苦。瀨に落たるを。鳥獸の助けめくみしことなどもあるなり。といへるはさる論なり。

須臾有鹽土老翁來。乃作無目堅間小船。載彦火々出見尊。推放海中。則自然沈去。忽有可怜御路。故尋路而往。自至海神之宮。是時海神



自迎延入。乃鋪設海驢皮八重。使坐其上。兼設饌百机。以盡主人之禮。因從容問曰。天神之孫。何以辱臨乎。一云。頃吾兒來語曰。天孫憂居海濱。未審虛實。蓋有之乎。

須臾有鹽土老翁。葦牙云。記に裸菟の身の皮を。風に吹さかれて泣伏るを。大穴牟遲神のたすけ給ひしかは。其菟の靈幸はへまつりて。八上比賣を得給ひしことありし如く。此鳥の靈さきは奉りて。鹽土老翁の出來て。助けまつりし如くきこゆ。と云れたるはさる言のやうなれと。上にも云る如く。鹽土老翁。此時の本末をかねて。よく知りて。助け奉らん爲に。故に出來れるものなるへければ。こゝは。かの菟の段とは。聊異なるへし。○無目堅間小船。記にも。無間勝間之小船とあり。記傳云。此は必しも。船の形に造れりとはあらし。何物にまれ。乘て水を行ものを。船とは云るなるへし。一書に。以無間堅間爲浮木。とあるも同じ。和名抄。唐韻云。艇小船也。釋名云。一二人所乘也。揚氏漢語抄云。艇乎夫禰。とあり。○彦火々出見尊。本に彦字なし。今永享本に據て補。○可伶御路。この言已に云り。記にも味御路とあり。記傳云。此に御路と書る。これ美知の本義なり。此處にのみ。にも道と書して。御路としも書る所以は。まつ常にはたし知とのみ云へきにも。美知と云て。けちめなれども。美知はもと道をはめて。御てふ言を添たる名なり。かくて。此處は甚普通なる由をいふ處にて。美といふ言用有て。重さか故に。本義の隨に書るへし。と

いへり。○海神自迎。此一書には。門前の井のことなし。省きしものによ。爰もそより。なかりし傳にもあるへし。○海驢皮八重。記に。美智皮之疊敷八重。亦絶疊八重敷其上。とあり。海驢は。記傳云。釋に海馬也と注し。海馬は漢名なり。本神に。陳藏器曰。海驢。口訣に。海驢之皮在陸。而潮滿則自起毛。とのみ云て。其ものゝさまは云はず。建長八年百首。衣笠内大臣。我戀はみちの寐流れ寤やらぬ。夢なりをから絶やはてなん。夫本集。紀國人の云。今紀の海に。阿志加と云ものあり。そこにて昔より。字には海馬と書來れるよし。日高郡の海中に。阿志加島と云島のあるに。年毎の秋冬のころ。多く來て岩上に睡り。又波上に浮ひながらも。熱く睡りて。寤ることの遅きものなり。大きなは。長さ一丈斗なるものあり。足はなくて。水掻の如くなるものあり。此物西國の海にもあるなり。和名抄に。葦鹿。武藏云。按毛群部獸名に入れたり。日本後紀弘仁元年のときを。見れば。獸皮の如くみゆ。箋註にあり。と云物を載て。本文未詳としるせり。思ふに。是海驢なるへし。と云り。或人阿志加は。本草綱目に。山東志曰。海驢出。文登海中。常於秋月。登島產乳。其皮製爲三雨具。水不能潤。今按に。海中に登騰と云ものあり。岩屋の内に上り。よくねふる物なり。皮は馬具に用ふ。其首馬に似て。大きさは小馬許なり。これ海驢なるへし。陸奥松前蝦夷。又國々の海邊にも。稀にあるなり。と云り。本草綱目に。東海島中出。又或人の云。今も北海に海驢あり。其皮潮滿れば柔に。潮涸れば枯る。今も敷皮にするなり。と云り。右の説ともの中。何か正しく美智に當るへく。かの紀國人の云る阿志加と。或書に云る登騰とは。一物の地によりて。名の異なるか。はた別物か。なほよく尋ねへし。相違からぬ物とは聞はたり。今世にも。美智と云名の遺れる地はなき



あり。又須佐之男命の於三勝佐備云々。とある。師説に。佐備は須佐備なり。とある此によくあられり。須佐と須々と同く。かの須佐備は。進み荒ふるなれば。この須々も。進みすろきて。荒ふる意なり。玉篇に。跟踉欲行。貌と注し。又踉急行也とも注し。又字書に。跟高蹈也とも注せり。すろみすろる意に近き字なり。又字鏡に。跟踉須々乃彌とあるも。荒ふる意に近し。又彌は疾なるへし。○武郷云。字鏡に須々乃彌とある乃字も。此紀の注の訓より。探て記せ ○癡騷鉤。本に。騷を體に作るは騷なり。今秘關本纂疏本及類史等に據て正せり。記に字流鉤とあり。言義は記 傳云。此の字の意なり。也。と注せり。又景行卷に失意とあるなども。同言ならむか。俗言に。うろたゆ。うろも。同言の轉れるなり。又水の寒からざるを。ぬるしと云ふ。うるしと通へり。物を塗 とあり。萬葉集に。愚人をウルケキヒトとよめる。ウルも同言なり。さて 此紀にては。須々美。于樓該。と活用云るを。記には。須々。字流。と皆二音に齊へ云り。さるは此の四の言。皆本は用言なるを。記にはみな體言になせるなり。凡て用にも體にも云言は。用の時は。下に活く辭を加へ。體の時は。其を除くこと多くして。用言には。は渡り流ると云を。體言には。海と云。用言には。歌ひ歌ふと云を。體言には。歌と云類なり。かの意 保々志久。などは用言なるを。此には體言に大といひ。此紀に須々美と云るは。用言なるを。記には體言に須々と云り。此差別をよく心得へし。○投賜。本に投を授に作れり。今は纂疏本。丹鶴本。及延喜本。永享本。熱田本に従て改。

已而召集鰐魚問之曰。天神之孫。今當還去。爾等幾日之内。將以奉

致。時諸鰐魚各隨其長短定其日數。中有一尋鰐魚。自言一日之内則當致焉。故即遣一尋鰐魚以奉送焉。復進潮滿瓊潮涸瓊二種寶物。仍教用瓊之法。又教曰。兄作高田者。汝可作洿田。兄作洿田者。汝可作高田。海神盡誠奉助如此矣。時彥火々出見尊既歸來。一遵海神教。依而行之云々。

備は。爾に同じ。○將以奉致。將字下に。作字ある本はあやまりなり。活字本秘關本永享本安倍本に。無によりて削るへし。○隨其長短云々。記に。召召集和運魚問曰。今高之天津日御子。虛津日高。爲將出幸上國。誰者幾日送奉而覆奏。故各隨己身之尋長。限日而白。とあり。○一日之内云々。下の一書に。八尋鰐云々策之曰。吾者八日以後。方致三天孫海宮。唯吾王駿馬。一尋鰐魚。是當一日之内。奉致云々。とあり。記傳云。八尋鰐は。八日を経て行路を。一尋鰐魚は。一日に行なるは。纂疏に。短者身輕而行駛。長者身重而行遲。とある。この故にや。されど此は鰐に限れることにも。異魚もなへて然にや。よのつを以て思へば。大なるを速なるへきに。却て小 隨己身之尋長。限日而白。とあれは。長き短きに隨て。速き遅きけちめあるなり。又一書には。乘火々出見尊大鰐。以送致本郷。とあるは。小きと大なる。異なる

傳なり。とあり。記に上文に次て。中一尋和邇白。僕者一日送即還來。故爾告其一尋和邇。然者汝送奉。若渡三海中一時。無令惶畏。即載其和邇之頸。送出。故如期。一日之内送奉也。とあり。○當致。三島本致を到とあり。○高田。記傳云。萬葉十二に。水乎多。上爾種蒔とよめり。地高くてよく燥く田なり。○澹田。窪み卑くて。水多き田なり。さて此ところ。記云。兄作高田者。汝命作下田。其兄作下田。汝命營高田。爲然者。吾掌水故。三年之間。必其兄貧窮云々。とあり。此はこれらの事を略きて記せり。次に其後火酢芹命日以靈。あるにこれらことを含めり。掌水は。天下を知る。國を知るなどの知にて。水を保有ち掌りて。心に任すを云り。兄若高田を佃らは。吾早して水を有らせし。又下田を佃らは。雨多くふらせて妨げむ。となりと。記傳に云れたるか如し。さるは雨露を零する事は。龍神の掌給ふわさ。其本の水をしれるは。水神罔象女神の。掌給ふ事なるを。今海神の吾掌。水とあるは。いかに云に。海は水を貯ふる處なれば。爾も言へるものと見えたり。なほいは。木は木神句々。龍神の掌給ふなれと。山神山祇神も。木を掌給か如し。山は木を生ずところなればなり。此事は既に云り。上古には。かく尊き際の人等も。佃る業を營ませ玉ふに附て。重胤云。此を以見れば。天神御子と申せとも。供御の御田は。御自營らせ御在し坐けるなり。崇神天皇四十八年に。活目尊以夢辭奏言。自登御諸山之嶺。繩。繩四方。遂食粟雀。と見えたる。此は夢辭にては有れとも。當昔猶皇子等と申せとも。農作の事を爲させ御坐し坐しから。然る事も有し者なりけり。又古事記玉垣宮段に。又問其後。曰。汝所堅之美豆能小佩者誰解。答曰。且波比古多々須美智能宇斯王之女。名兄比賣。弟比賣。玆二女王淨公民。

故宜使也。と見えたる。此は正しく開化天皇の曾孫と坐す。女王に御在し坐せとも。公民と申給ひけり。と云れたるにて。他の國とは。異なるいはれある事を思へし。○遵海神教。今本海字を脱せり。永享本北野本によりて補ふへし。○云々。本に云々字なきを。今は嘉禎本。又永享本等に依て補ふ。

弟時出潮滿瓊。即兄舉手溺困。還出潮涸瓊。則休而平復。其後火酢芹命日以檻樓而憂之曰。吾已貧矣。乃歸伏於弟。先是。豐玉姬謂天孫曰。妾已有娠也。天孫之胤豈可產於海中乎。故當產時必就君處。如爲我造產屋於海邊。以相待者。是所望也。故彥火々出見尊已還鄉。即以鷓鴣之羽葺爲產屋。葺未及合。豐玉姬自馭大龜。將女弟玉依姬。光海來到。時孕月已滿。產期方急。由此不待葺合。徑入居焉。

弟時出潮滿瓊云々。休而平復。此二十二字。本に其後火酢芹命云々。歸伏於弟。の下に出せり。今は纂疏本講述鈔本及禁本どもに従て。文を改め正せり。○舉手溺困。この事次の一書に云。○檻樓は。形體の憔悴るゝを云。或は寔をよめり。また漢籍の訓に。ヤツ／＼と云詞もあり。それより轉りては。

更に身を卑くもてなし。或は衣服など。あらぬものに。きなしたるをいへり。物語文に多くみえたり。こゝは三年之間其兄貧窮。とある如く。いと貧しくなりて。形容の憔悴れ枯槁るを云なり。されは衰ふる義なり。○吾已貧矣。記傳云。高田を佃れば雨多くて。毎も稔を得ずして。貧くなりたまひしなり。○可産於海中乎。記云。於是海神之女豊玉毗賣命自參出白之。妾已妊身。今臨産時。此念天神之御子。不可生海原云々。とありて。先に期りたまへる事なし。されど。平田翁もいはれし如く。必ず歸り座時に期り給へきものなり。○造産屋於海邊。本に産字なし。永享本嘉禎本に依て補へり。山陰にも。産字脱。○薨未及合。本に屋薨とあるは。産屋の屋字の層りたるものなるへし。熱田本編本類史に。屋字无に従るへし。記傳云。凡て屋を薨には。此方彼方の軒より。薨上りて。棟にて苜合せて。終る事なる故に。苜終るを。苜合すと云なり。とあり。○馭大龜。記に橋根津日子か。乘龜甲。爲釣乍。打羽舉來人云々。といふことあり。○光海來到。この事上卷神光照海の下に云り。○産期方急。記に不忍御腹之急。とあり。記傳云。はや御子生坐むとする。御腹のこゝちにて。産殿を苜終るを。待間も堪かたくなり給へるなり。と云り。○徑入居。居字丹鶴本に屋とあり。

已而從容謂天孫曰。妾方産。請勿臨之。天孫心怪。其言竊覘之。則化爲八尋大鰐。而知天孫視其私屏。深懷慙恨。既兒生之後。天

孫就而問曰。兒名何稱者當可乎。對曰。宜號彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊。言訖乃涉海徑去。于時彥火々出見尊乃歌之曰。飢企都鄧利。軻茂豆句志磨爾。和我謂爾志。伊茂播和素邏珥。譽能據鄧馭鄧母。亦云彥火々出見尊。取他婦人。爲乳母湯母及飯嚼湯坐。凡諸部備行以奉養焉。于時權用他婦。以乳養皇子焉。此世人取乳母養兒之緣也。

從容。岩本尙賢云。此の從容字いかゞと云り。然る言なり。○視其私屏。加伎麻美は。記傳云。垣間見なり。後の物語書などにも多き言にて。其は必しも垣の間ならねども。物の隙なとより。竊に見るをいへり。加伊麻美と云は。垣の伎を例の音便に伊と云るにて。やゝ後の。○兒名何稱云々。記の垂仁の段に。天皇の后沙本毘賣命に詔へる御言に。凡子名必母名。何稱是子之御名。爾答曰。今當下火燒稻城之時。而火中所生。故其御名宜稱本牟智和氣御子。とあり。記傳云。凡て子の名をば。其母の命しこと。神代よりの禮なりけり。とあり。○乃歌曰。こゝに上の一書に云へる。憶企都茂播の歌の入るへきを。混れて瓊々杵尊の御歌となりて。上に出たること既に云るか如し。さてこゝに出たる。飢企都鄧利の歌は。異時に贈らせ給ふとすへし。記には。この贈答の御歌とも。反さまに出して。この飢企都鄧利。與利の歌をば。阿爾麻禮の歌の報歌とせり。此はさもあるへし。○飢企都鄧利。與

津島なり。奥に住鳥を云て。鴨の枕詞なること。野つ鳥雉。家つ鳥鶏。鳥つ鳥鶉。などの例の如し。  
 ○阿茂豆久志磨爾。於鴨着島一なり。記傳云。此着は清音なるへき處なるに。度も豆も。記には濁音なるは。古の音便にて。かゝる例多し。武郷云。かくあれども。此豆は。さて着は寄と云むに同じ。船などの寄を又手着と手寄と。島は清音によむへし。例あり。さて着は寄と云むに同じ。つゞけたる序のみなり。此海神宮に。鴨の寄と云には非ず。さて海底にある海神宮をしも。鳥とよみ賜へるは。海路を経て到る處なる故に。海表にある。尋常の島に准へて詔へるなり。と云り。○和我謂禰志。記傳云。契沖云。我率寐しなり。妹を率て寝たりしなり。古事記雄略天皇御歌に。多斯爾波韋泥受。また韋泥豆麻斯母能。また萬葉十四十六にもあり。みな率て寝るなり。と云り。凡て率とは。身に副へ附るを云て。ゆては。身にそへて行なり。ひきおは。引從へて身に添るなり。率寐は。身に副附て寐るなり。とあり。○伊茂播和素選理。妹者不レ忘なり。妹とは。豊玉姫を指て詔ふなり。記には。伊毛波和須禮士とあり。記傳云。選にても意は忘れしなり。凡てかく言には通はし云者に非ず。其轉用に従ひて。意も轉るものなればなり。然れば忘れしを忘らじと云も。通音の故にはあらず。別に一の活用にて。常にわすれ。わする。わすると。活用く格には非ず。わすらん。わすり。わするなど。活用く格なり。古然る例あり。隱も常にわすれ。かくる。かくると。活用く格。古くはかくらん。かくり。かくるなど。多くいへり。これらと同じ。後世にも。一言の二種に活用く格あることなり。といへり。譽能據鄧取鄧母。記傳云。契沖云。世の盡なり。世の限の意なり。萬葉二十に。多知之奈布。伎美我須我多乎。和須禮受波。與能可藝里爾夜故非和多里奈無。此意に同じと云り。萬葉二に。夜者毛夜之盡。晝波母日之盡。十七に。久奴知許登其等夜麻波之母。之自爾安禮登母。これら。夜のかきり。晝のかき。貫之集に。櫻花散ぬ松にもならはなむ。色こり。國內の限りにと云意也。

とくに見つゝ世を經む。是は色のあらむ限と云意なれば。此と正しく同じ。さて余は人の生涯を云世にて。御自の御齡なり。右の萬葉二十なる。實之集。皆おなし。凡ての人の命の間を。世と云こと。常多しと云り。或人云。世間にて。生の間の意。世は天地の間。節は竹葉等の。節と節との間を云なれば。我生の間を。世とのみ云も。なほ同意なり。といへり。記には母を過とせり。○亦云。これより奉養といふまで三十字。下の以乳養皇子二焉の上にあるへきを。後に前後になりたるにやあらむ。と葦牙に云れたるは。決して然る言なり。○取他婦人。本に他字なきは。脱しゝものなり。今は類史官本纂疏本見林本に依て加へつ。○乳母。纂疏に。謂以乳啗。兒者一とあり。記傳云。浚毛と云は。兒を養育す事をする婦人を。凡て云稱なり。其中に乳母は。殊に主とある者なる故に。唯に浚毛とのみ云なり。又親母も。主と養育す者なる故に。浚母と云なり。親母を浚毛と云は。養育す方に就て云稱なり。り。た。親母の古名と。心得るは委しからず。さて親母を浚毛と云て。母字を然訓故に。乳母の浚毛にも。やかて其母子のみを書は。古字に拘らざりしとわさなり。乳母をたゝ浚毛と云る例は。萬葉十二。綠兒之爲社乳母者求云。乳飲哉君之於毛求覽。是は乳母と書たれど訓へきこと。末句に浚毛とあるに。し。悔。毛老爾來鴨我背子之。求。流乳母爾行益物乎。と見え。孝謙天皇の御乳母。山田宿禰比賣島と云人を。續紀二十萬葉二十に。山田御母とあり。和名抄に。乳母。日本紀師說女乃於止。言妻妹也。事見彼書。唐式云。乳母和名米乃止。辨色立成云。孀母。今按即乳母也。和名知於母。とあり。○湯母。纂疏に。掌湯藥之人とあり。兒に湯を飲ましむる婦なるへし。○飯嚼。纂疏に。嚼飯哺兒者とあり。飯をも口に嚼み和らけて。食はしむるなるへし。○湯坐。三島本に坐下人字あり。雄略紀に湯人と書り。纂疏に。洗

浴兒者とあり。記に取<sup>ミ</sup>御母<sup>オホモ</sup>定<sup>オホユ</sup>大湯坐<sup>エワカユエ</sup>若湯坐<sup>ニ</sup>。宜<sup>ヨシ</sup>日足奉<sup>シムル</sup>とあり。記傳云。湯坐は子に湯を浴する婦と通えたり。其にとりて。惠と云義も。坐字をかける由も。いかならむ。未思ひ得ず。若くは由須無切て由なれば。由惠と云か。若然らば。兒を湯中に坐る由にて。然るにや。なほさたかならず。と云り。姓氏錄に。大湯坐若湯坐と云る姓あり。大。諸部。上の種々の婦人ともをいふ。○于時。皇子を養まつる時になり。○權用他婦。本に他字下に。姫字あるは衍なり。今は活字本纂疏本秘閣本其他の本等に。なきに従る。さて權と云るは。纂疏に。養<sup>ニ</sup>子之道。母自乳<sup>ニ</sup>者。是禮也。然後世亦有<sup>レ</sup>用<sup>ニ</sup>他婦<sup>ニ</sup>。故舉<sup>ニ</sup>其始<sup>ニ</sup>也。とあり。直指に。用<sup>ニ</sup>他婦<sup>ニ</sup>。非<sup>ニ</sup>正<sup>ニ</sup>。理<sup>ニ</sup>故曰<sup>ニ</sup>權<sup>ニ</sup>。などもあり。○此世人云々。本に人字を脱したり。今は丹鶴本に従る。御母の海神宮へ。かへり給ふによりて。權にかくものも給ふが。世に乳母を取て。兒養すことの始なりと云なり。

是後豐玉姬。聞<sup>ニ</sup>其兒端正<sup>ニ</sup>。心甚憐重<sup>ニ</sup>。欲<sup>ニ</sup>復歸養<sup>ニ</sup>。於<sup>レ</sup>義不可<sup>ニ</sup>。故遣<sup>ニ</sup>女弟玉依姬<sup>ニ</sup>。以來養者也。于時豐玉姬命寄<sup>ニ</sup>玉依姬<sup>ニ</sup>。而奉<sup>ニ</sup>報歌<sup>ニ</sup>曰。阿鞞<sup>ニ</sup>娜磨<sup>ニ</sup>。比訶利播阿利登<sup>ニ</sup>。比鄧播伊珮耐<sup>ニ</sup>。企弼我譽贈<sup>ニ</sup>比志<sup>ニ</sup>。多輔妬句阿<sup>ニ</sup>利計利<sup>ニ</sup>。凡此贈答<sup>ニ</sup>一首<sup>ニ</sup>。號曰<sup>ニ</sup>舉歌<sup>ニ</sup>。海驢<sup>ニ</sup>。此云<sup>ニ</sup>美知<sup>ニ</sup>。踉蹌鈎<sup>ニ</sup>。此云<sup>ニ</sup>須須美膩<sup>ニ</sup>。癡駭鈎<sup>ニ</sup>。此云<sup>ニ</sup>于樓該膩<sup>ニ</sup>。

端正を。紀中多く伎良々々志と訓り。端麗。閑麗。佳麗。姝妙。端嚴などを然訓り。萬葉九卷に。其姿もしかよ。靈異記にも。端正岐良々々之とあり。言義は清良々々しなるへし。物語文などに。貌の麗はしきを。ケウむへし。靈異記にも。端正岐良々々之とあり。言義は清良々々しなるへし。ラと云るも。清らの轉音にて同じ。記傳に。キラ／＼シと云を。佛像より出たる言には非るか。と云れたるは。俗に物の光をキラ／＼シ。と云に思ひまかへたるなり。○於義不可。始伺見たまひしことを。恨みまして。人やりならず。自本國に歸り坐して。今更に參出給はむこと。有ましき事と思ほすなり。○遣女弟玉依姬。御姉の返去坐し時に。共に返去坐けんを。今又更に參らせ給へるなるへし。山蔭云。上に將<sup>ニ</sup>女弟玉依姬<sup>ニ</sup>來とありて。さて涉<sup>レ</sup>海徑去といふ處に。此姫をも將て去坐るよしをいひて。こゝは來養の上に。還字。もしくは復字など。あらまほし。さて又女弟といふこと。上に既にあれは。こゝにはなくてはあへし。と云り。○豐玉姬命。山蔭に。命字こゝにのみあるは。何の由にか。又此字を下へつけても。命寄とつゝかむこといかゞ。と云り。さることなり。次の一書にも。豐玉姬命自抱而去。とあれは。例なきにはあらねど。なほいかゞなり。○寄。山蔭又云。寄字も。託もしは屬などの字にてこそ有へけれとあり。されど。もとのまゝにてもありぬへし。延喜本に。依に作るはまされり。さて記に。因<sup>下</sup>治<sup>ニ</sup>養<sup>ニ</sup>其御子<sup>ニ</sup>之緣<sup>ニ</sup>。附<sup>ニ</sup>其弟玉依毘賣<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>とあり。記傳云。附はこをつくるなり。萬葉二十に。常陸さし行む雁もか吾戀を。しるして都<sup>ツ</sup>都<sup>ツ</sup>豆<sup>ツ</sup>妹<sup>ツ</sup>にしらせむ。古今集に。吹風に眺へつくる物ならは。此一本はまきよといはまし。伊勢物語に。宇都の山に至りて。云々修行者遇たり。云々京に其人の許にとて。書かきてつく。などある都久と同じ。さて此處の趣は。豐玉姬

御自らは。本國に還去給ひしかとも。御子を。此國に遣置奉り給へる故に。其を治養奉らしめむため  
 に。御弟の玉依姫を。此度參らせ給ふ。其使に附給へるなり。記の趣と申しかゝるへし。○奉報歌。記  
 には獻歌とあり。記傳云。當時文字はなれば。後世の物に書て。其を獻る如くには非ず。たゞ御口  
 傳へに。奏し賜ふを云なり。宰は。御言持にて。いと古き稱なり。然れば御言を持とも云むには。口して白す歌をも。獻ると  
 いひつへし。又後に物に書て。贈ること出來ての世の詞を以て。獻るとは云傳へたるなるへし。  
 あり。さて此御歌。聞其兒端正云々。によりて。よみたまへる歌とも通えず。又上の報歌とも通え  
 ず。此は守部の云れし如く。上の瓊々杵尊の詠玉へる。憶企都茂幡の御歌の下に。委くいひおけり。記  
 飯企都鄧利の御歌の。報歌となりしものなり。其よし憶企都茂幡の御歌の下に。委くいひおけり。記  
 云。爾豐玉毘賣命云々。雖恨其同情。不忍戀心。因下治養其御子之縁。附其弟玉依毘賣而獻歌  
 之。其歌曰。として此歌を出せり。此正しき傳なり。○阿訶娜磨廼。赤玉之なり。○比訶利播阿利登。  
 光者有となり。記には。この二句。阿加陀麻波袁佐間比迦禮舒。とあり。赤玉は。緒訓  
 雖レ光なり。○比鄧播伊珮耐。  
 人者雖言なり。記には斯良多麻能とあり。白玉之○企弭我譽贈比志。君か光儀なり。君は夫君。火々  
 出見尊を申し給へるなり。志は助辭なり。○多輔始句阿利計利。貴有けりなり。この貴は。記傳にも云  
 れし如く。多は發語にて。太占。太祝詞。太幣。等の太てふ賞言にて。凡て美く好きを云。尊卑の  
 尊も。其賞愛中の一にはあれど。後に其一方に偏りしなり。萬葉に春花之貴。在等。催馬樂に安名多  
 不止。介不乃太不止左也。などよめる。皆美く佳き意なり。一首の意は。赤玉の光甚美好ありと。人

皆はいへとも。君か御光儀は。それよりも。なほ勝りて美好し。と云て。夫君の御光儀を。戀慕ひ奉  
 る御意なり。○舉歌。此は後に樂府にて。諷ふ時。律呂の調子に隨て。低昂ある。その舉歌に用おし  
 なり。記下卷遠飛鳥宮段に。夷振之上歌とあり。記傳云。夷振は上卷に見ゆ。上歌は。神代卷に舉歌  
 と見え。神樂採物歌に。諸舉と云あり。上に後舉歌と云あり。下に片下と云有。此らを相對へて思  
 ふに。皆其歌ひさま。音振に依て負たるなり。然るを。舉歌の注に。尋疏に可。舉而唱。之歌也。とあるは。おしあてのみ  
 へさを。次に第一句を略して。第二句を三  
 かさねて。うたふを云り。とあるは心得す。○踉蹠鉤。本に之字あるは衍なること。上に云るか如し。能字も。後の撰  
 已に。云り。○癡駘鉤。本に駘を駘に誤れり。云り。

一書曰。兄火酢芹命得海幸利。弟火折尊得山幸利。云云。弟愁吟在  
 海濱。時遇鹽筒老翁。老翁問曰。何故愁。若此乎。火折尊對曰。云々。老  
 翁曰。勿復憂。吾將計之。計曰。海神所乘駿馬者。八尋鰐也。是豎其  
 鱗背。而在橋之小戸。吾當與彼者共策。乃將火折尊。共往而見  
 之。是時鰐魚策之曰。吾者八日以後。方致天孫於海宮。唯吾王駿馬  
 一尋鰐魚。是當一日之內。必奉致焉。故今我歸而使彼出來。宜乘彼



入海。入海之時。海中自有可怜小汀。隨其汀而進者。必至我王之宮。宮門井上當有湯津杜樹。宜就其樹上而居之。言訖即入海去矣。

海幸利山幸利。この海山。諸本互に誤れり。今は水戸本。又集解に。據熱田本改。とあるに依て。改め訂せり。但し永和古寫の熱田本にあらず。序に云。集解に熱田本とて引るは。今現る熱田本とて引るは。別本か。または引あやまれるか。知かたし。○計曰。永享本計字なし。○海神所乘駿馬。此は鰐なるを。かく云は。すへて乗行ものを。宇麻といへるにや。無目堅間小船などある例をも思へし。又此は。鹽土老翁の。いま皇御孫命に白すは。此國土にての事なれば。この國土のさまに取なして。馬とは語りなしにもあるへし。此國土にては。乗行ものは。馬を旨とすればなり。さて次に。鰐魚の我王駿馬一尋鰐魚云々。と云はし。○豎其鰐背。背。集解に據。尋疏本一背に改めたり。然るへし。備波多のことは。上卷に云り。○橋之小戸。上卷に出つ。この傳にては。皇御孫命の海宮に幸坐しは。日向の橋の小戸の海中なりとなり。いと珍しき傳なり。上に云る。當國那珂郡に。鰐殿。宮とて。産。○共策。永享本策下之字あるよろし。○往而見之。葦牙云。見之とあるに。老翁と鰐と策しこと。こもるへし。と云り。○鰐魚策之。此は皇御孫命を。海宮に奉。致日數を白すのみならず。海に入まして。海神の宮に至り坐ることまでを。鰐魚の策り云るは。異なる傳なり。これも始に。老翁と共に策りしことならむ。○乘彼入海。記傳云。一尋和邇に乗せる

は海神宮より。還坐す度のことなるを。此一書の傳は。其宮へ幸行すをりのこととせり。とあり。○井上。韋能辨と訓へし。和名抄に。河内國志紀に井於。甲斐國山梨に井上と云郷名ありて。共に井乃倍とあり。式に大和國平群郡猪土神社。萬葉七に井上。これら地名なり。井のほとりなり。○就其樹上。記にも其木上とあり。記傳に。この上は下に對ふ上なり。井上の上とは異也次に登其香木とあるにて知へし。といへり。こゝも其意なり。

故天孫隨鰐所言。留居相待已八日矣。久之方有一尋鰐來。因乘而入海。每遵前鰐之教。時有豐玉姬侍者。持玉鏡當汲井水。見人影在水底。酌取之不得。因以仰見天孫。即入告其王曰。吾謂我王獨能絕麗。今有一客。彌復遠勝。海神聞之。曰。試以察之。乃設三床。請入於是天孫於邊床。則拭其兩足。於中床。則據其兩手。於內床。則寬坐於真床。覆衾之上。海神見之。乃知是天神之孫。益加崇敬云々。

豐玉姬侍者。こゝに海神之女と云へきこと。あるへきなれども。省きて記せるなり。○謂我王獨能絕麗

云々。我王は。海神を指て云るなり。記云。有<sub>レ</sub>大座<sub>ニ</sub>我井<sub>上</sub>香木之上<sub>ニ</sub>。甚麗<sub>ニ</sub>壯夫也。益<sub>ニ</sub>我王<sub>ニ</sub>而甚貴。とあり。記傳云。此益<sub>ニ</sub>我王<sub>ニ</sub>とは。此婢の心に。常に綿津見神をのみ。甚貴き物に想<sub>レ</sub>居<sub>ル</sub>によりて。云る辭なりと云り。こゝも其意なり。○設<sub>ニ</sub>三床<sub>ニ</sub>。口訣に。試設<sub>ニ</sub>三床<sub>ニ</sub>者。以<sub>ニ</sub>禮容<sub>ニ</sub>察<sub>ニ</sub>神慮<sub>ニ</sub>也。とあるか如し。○邊床は。直指に下床也。とあり。俗に下の間なり。○拭<sub>ニ</sub>其兩足<sub>ニ</sub>は。未<sub>レ</sub>詳。口訣に拭<sub>レ</sub>足者卑<sub>レ</sub>之也。爾雅釋詁。拭。清也。とあれど。いかゞなり。強て按に。拭<sub>ニ</sub>增韻<sub>ニ</sub>拭<sub>ニ</sub>措<sub>ニ</sub>也。措<sub>ニ</sub>博雅<sub>ニ</sub>摩<sub>ニ</sub>拭<sub>ニ</sub>也。とあるによらは。足を高く擧げず。席に摩<sub>レ</sub>り附つゝ。靜かに歩み給ふさま。物を拭<sub>ニ</sub>ふか如きより。形容せる辭なるへし。この説によらは。拭<sub>ニ</sub>はスリと訓。又按<sub>ニ</sub>ふに。拭<sub>ニ</sub>は跪<sub>ニ</sub>字<sub>ニ</sub>の寫誤にはあらざるか。さらは跪<sub>ニ</sub>其兩足<sub>ニ</sub>とありしなるへきか。例などなきか考へし。又按<sub>ニ</sub>ふに。拭<sub>ニ</sub>は跪<sub>ニ</sub>字<sub>ニ</sub>の寫誤にはあらざるか。さらは跪<sub>ニ</sub>其兩足<sub>ニ</sub>とありしなるへきか。推古紀に。凡出<sub>ニ</sub>入宮門<sub>ニ</sub>。以<sub>ニ</sub>兩手<sub>ニ</sub>押<sub>レ</sub>地<sub>ニ</sub>。兩脚跪<sub>レ</sub>之。とあるか如く。邊床にして。まつ御手を跪<sub>レ</sub>くを云か。比邪麻豆久は。地に膝を突て。風まり居るにて。敬ふ。さまなり。故雄略紀に。跪禮を并ヤヒテとよめり。次に中床にして。御手を押し給ふは。即以<sub>ニ</sub>兩手<sub>ニ</sub>押<sub>レ</sub>地<sub>ニ</sub>なり。皇御孫命の御禮容の。次序ありしさまを。云りしものなるへし。若本尙賢云。拭は式また拭などの字にはあらしが。式は論語注に。式車前橫木也。有所<sub>レ</sub>敬則俯而避<sub>レ</sub>之。字疑に。乘而俯<sub>ニ</sub>首<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>式<sub>ニ</sub>。義取<sub>ニ</sub>憑<sub>ニ</sub>式也。又與<sub>ニ</sub>賦同<sub>ニ</sub>とありて。賦はヒザツキとよみて。名目抄には膝突と云り。小半堂のうすへりなりと云れば。賦をヒザツキとよめるも。かの憑<sub>ニ</sub>式<sub>ニ</sub>とよめ。首を俯せ。膝を突くより。出し訓なるへければ。その訓を假りて。賦<sub>ニ</sub>其兩足<sub>ニ</sub>と書しものならんかと云り。この考もすてかたし。字形もいと近ければなり。なほよく考ふへし。○中床は。中の間なり。○據<sub>ニ</sub>其兩手<sub>ニ</sub>。今俗に云兩手を突くことなり。そは兩手のひらを以て。疊を押すか如く見ゆるに因て。兩手をおすとは云るなり。手印をオシテと云るこれなり。さて然するを禮とする事は。上古よりの習なること。こゝにかく見えたるか如し。勅志なる皇國傳に。傳<sub>ニ</sub>辭<sub>ニ</sub>事<sub>ニ</sub>或<sub>ニ</sub>跪<sub>ニ</sub>或<sub>ニ</sub>跪<sub>ニ</sub>兩手<sub>ニ</sub>據<sub>ニ</sub>地<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>恭敬<sub>ニ</sub>とあり。○内床。直指に上床也とあり。上の間なり。○寬座。阿具美

は足組にて。此卷の上に。踞字をよめり。今も足組み居ることを。安坐すといへり。寬坐と意同し。重遠云。至<sub>ニ</sub>内床<sub>ニ</sub>則尊極<sub>ニ</sub>矣。故天孫直爲<sub>ニ</sub>己座<sub>ニ</sub>而不<sub>レ</sub>疑。とあるはさる説なり。○乃知是天神之孫云々。其禮容の尊嚴なるさまを見奉りて。常人ならずとおもひて。天神の御子に坐すことを知れりと云り。

海神召<sub>ニ</sub>赤女口女<sub>ニ</sub>問之時。口女自<sub>レ</sub>口出<sub>レ</sub>鉤以奉焉。赤女即鯛魚也口女

即鯛魚也時海神授<sub>ニ</sub>鉤彦火々出見尊。因教之曰<sub>ニ</sub>還<sub>ニ</sub>兄<sub>ニ</sub>鉤<sub>ニ</sub>時<sub>ニ</sub>天孫則當<sub>ニ</sub>言<sub>ニ</sub>汝生子八十連屬裔貧鉤狹々貧鉤。言訖<sub>ニ</sub>三下唾<sub>ニ</sub>與<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>。又兄入<sub>ニ</sub>海<sub>ニ</sub>釣

時。天孫宜<sub>ニ</sub>在<sub>ニ</sub>海濱<sub>ニ</sub>以作<sub>ニ</sub>風招<sub>ニ</sub>。風招即嘯也如此則吾起<sub>ニ</sub>瀛風邊風<sub>ニ</sub>以

奔波<sub>ニ</sub>溺<sub>ニ</sub>惱<sub>ニ</sub>

赤女即云々。鯛魚。本に赤鯛と作り。永享本に赤字なし。さて類史宮本官本に魚字あり。今は其本にも依て鯛魚とせり。この十二字。纂疏本には。赤女口女の下に。

細注として出せり。此は後人の攪入なるへければ。細註なるそしかるへし。さるは。赤女の鯛魚なるよしは。の事も。上の一書に出たれば。そこにこそ注すへ。信友か比古婆衣云く。この十二字。並ての例に似ず。もしくは。後人の注の攪りたるならむか。然るにても。古本ともにもありて。古き説なること。疑なければとるへし。さて鯛は。本草和名に。鯛似<sub>レ</sub>鮠。或人云。鮠を和名抄に。阿米に當られたるは誤なり。鮠はミともミゴロとも云ふに當れり。和名抄に。鱈文字集略云。鱈鮠屬也。漢語抄云美。とあり。鮠を阿米

に當て、別物とせられたる 而大頭也。出崔禹。和名奈與之。また和名抄に。孫愔切韻云。鯰魚名也。遊仙窟云。は誤なるへし。といへり。東海鯰條。鯰讀ニ奈與之。靈異記にも。鯰の訓を名吉と注せり。本草綱目に。鯰生三江河淺水中。似鯉身圓。頭偏骨軟。性喜食泥。と云へり。俗に善良又伊勢鯉ともいへり。川に生れて。海にも入りてすむ物なるか。川に在るほとこそはあれ。海に入りては。いかに餌を誘ひても。さらに鉤吞ふ事なく。もとより尋常の魚とも如く。はかしく餌を食ふことなしとそ。腹内なへての魚ともとは異様にて。銜 たちたるものの中には。たゞ泥或は水苔の如きものゝみ多し。此魚延喜式諸國の進御。また御饌の料をとにも。すへて載られず。其ほか古書ともにも。然る例見えたる事なし。はやく野必大と云人の著はせる。本朝食鑑に。鯰魚江海處有之。小者江河淺水中。亦生。云々狀圓。頭扁。背黑紅白。性喜食泥。而未聞食餌者。故不能釣之。若搦池通湖。以香之者食餌云々。俗所謂夕食。鯰化為地是也。といへり。○因に赤女のことを考るに。鯰の類に。目と唇の朱みたるかあるを。しくちといへり。江戸わたりにては。メナダといふ。永久百首に。俊賴卿。しくち曳くこの濱屋に云々。とよみたまへる是なり。出羽の秋田わたりにては。鯰をシロメといひ。しくちをアカメといふ。シロメの腹内に。鯰の溺てあるをとりて。干かためたるを唐墨といふ。アカメには鯰あらす。その國人かたれり。このアカメといへる。決て古名の遺れるなるへし。但し紀に赤鯛魚也。と書るは。漢名に當てたるなれど。其當否はおはつかなし。さてしくちと云は。口女の口朱きよしにて。朱口と云か約まりたる。古きととひことにもあらむ。いづれにも。口といふ言由ありて。此魚をなよしといふは名吉の義にて。運歩集に。名かの不得預天孫之饌。即以口女魚所三以不進御者。此其縁也。とある古事を忌々しむ。此を食料とするうへに。言忌して名吉と呼かへたるものなるへし。出羽の秋田わたりにては。ミヤウケチとも云とそ。名吉と書く字音の訛れるなり。○土佐日記元日の條に。今日は都のみそおもひやらる。このへのみかどの。しりくめなほの。なよしのかしら。ひらさら。いかにそとそいひあへる。とあるは。そのかみかの口女の喉の。鉤のために。痛み疼きたる古事によりて。元日にかの魚の頭と。紅谷樹を。宮門に挿れたりしなるへし云々。さてひらさきとしもいふは。葉さきの刺の。人の身に觸るれば。疼痛く由にて。名にも負せたるへければ。口女の鉤のために。喉のひらさきたるに。よ

そへたる例にて。其は火々出見命の海神宮に幸して。かの失ひ玉ひし鉤を得て。上國に還幸ましむ賀儀なるへし。単人式に見えたる。単人の威儀に須ある幅に。鉤形を書し例なるも。単人は火酢芹命の苗裔なれば。元祖の微鉤の事によりて。辛苦られて。自伏たまへる故實を。表せるなるへし。神代紀に。此時の古事によりて。単人等か狗人となりて。宮門と云り。なほよく考へし。○彦火々出見尊。この一書にては。こゝも火折尊とあるへきなり。○八十連屬裔。本に裔を之裏二字に誤れり。今は丹鶴本明應本林氏校本に従て。改め正せり。○狭々貧鉤。狭々は小き事にて。いよく悪きさまに。言を重ねていへる詛言なり。○三下唾。これも呪詛のわさなり。後手に投賜。とあるに同じ。○入海釣時。本に釣字鉤に作る誤なり。今嘉禎本類史本に依て改む。○風招は。風を招くわさなるへし。招くの意は上卷に云り。漢籍に虎嘯而風起などあるも。風招のわさを。虎の知れるにこそ。さて思ふに。此五字發疏細註とせり。後人の書入なるへし。次に弟居演而嘯之時。とあるを思ふへし。嘯はウソフクとのみ云れど。字鏡に字會半久とも註せり。字書に嘯聲。口而出聲。とあるにて意を得へし。竹取に。うそをふさふさきどもあり。○以奔波溺惱。此一書また潮満瓊潮潤瓊のことなし。第一一書と同じく。吾起瀛風邊風。以云々。とあるそ。其ことにあたれる。

火折尊歸來。具遵海神教。至及兄釣之日。弟居濱而嘯之時。迅風忽起。兄則溺苦無由可生。便遙請弟曰。汝久居海原。必有善術。願以救之。若活我者。吾生兒八十連屬。不離汝之垣邊。當爲併優。

之民也。於是弟嘯已停。而風亦隨息。故兄知弟德。欲自伏辜。而弟有愠色。不與共言。於是兄著犢鼻。以赭塗掌。塗面。告其弟曰。吾汚身如此。永爲汝俳優者。

具遵海神教。本に海字を脱せり。平田氏校本の一本に依て補へり。○至及兄釣之日。及字本に乃とあるは誤なり。鎌倉本北野本直指本等に從て改む。釣字。本釣に作るも誤なり。今は類聚國史の本による。○必有善術。迅風の起るを。弟命の風招し給ふゆゑとは知らず。風を息る術を。知給へらば。いかて救ひ給へ。と言ふなり。○不離汝之垣邊云々。第二一書に。不離<sub>レ</sub>天皇宮牆之傍。代<sub>レ</sub>吠狗<sub>ニ</sub>而奉事者也。とあるに同じけれとも。爲<sub>レ</sub>俳優之民也。とあるは事たかへり。そは上にも云る如く。不離<sub>レ</sub>汝之垣邊<sub>ニ</sub>は。所謂狗人にて。記に守護あり。狗に代り吠て。守護仕奉るをのたまへる御言。また俳優之民とならんとのたまへる方は。御守のかたにあらわは。不離<sub>レ</sub>汝之垣邊<sub>ニ</sub>とは異なり。上にも云る如く。此時の事。狗人と俳人と二つなるかまきれて。一に傳はりしより。かくはまかへるなり。なほ第二一書のもとに云へりしことども。考合すへし。○風亦隨息。隨字本に還に作る。それもあしからねと。丹鶴本に隨とある方。今少しまされは。其に依りつ。○欲自伏辜。丹鶴本願とあり。辜は私闕本北野本に事に作れり。上にも例あれ

は然るへし。○弟有愠色。始よりの事をおもほすに。すへて兄の無道さがなかりしより。甚くわひしき目見給へれば。急に御心の解たまはぬなるへし。○犢鼻。倭名抄裝束部に。史記云。司馬相如著<sub>レ</sub>犢鼻。韋昭曰。今三尺布作<sub>レ</sub>之。形如<sub>レ</sub>牛鼻<sub>ニ</sub>者也。唐韻云。衲小褲也。楊氏漢語抄云。毛乃<sub>レ</sub>太<sub>レ</sub>太<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>佐<sub>レ</sub>岐。一云水子小褲也。とあり。雄略紀。天武紀。萬葉集に。みな犢鼻を多不佐岐とよめり。新撰字鏡には。褌をもよめり。形如<sub>レ</sub>牛鼻<sub>ニ</sub>とあれど。下學集には男褌如<sub>レ</sub>犢鼻<sub>ニ</sub>とあり。谷川氏云。今も上總に此語残り。承久記に。佐々木か宇治川を洗りしに。裸になり。たふさきはかりをかけてと見ゆ。今の旅股引の類なるへし。とあり。中昔の書に。手綱といひ。また膚帶とも。下帯とも云たる。これ同物なり。名義詳かならず。袖中抄に。褌の尻を後ろより前へ引たふさきて云々。と云ことあれは。たふさきは。たふさくと云用言を。體にいひなせる辭なるへし。和名抄云。褌方言注云。袴而無<sub>レ</sub>袴。謂<sub>レ</sub>之褌。音昆。須萬之毛能。一云知比佐岐毛能。義注云。舊時作<sub>レ</sub>袴。諸本同。鼻褌也云々。新撰字鏡。褌訓<sub>レ</sub>志多乃波加萬。蓋當時既有<sub>レ</sub>今袴<sub>ニ</sub>著<sub>レ</sub>之內。衣上。故呼<sub>レ</sub>褌爲<sub>レ</sub>下袴。然猶未<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>褌爲<sub>レ</sub>波加萬<sub>ニ</sub>之稱<sub>ニ</sub>也。とあり。今從<sub>レ</sub>原書<sub>ニ</sub>改<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>袴<sub>ニ</sub>之稱<sub>ニ</sub>也。原書卷四云。無<sub>レ</sub>褌<sub>ニ</sub>之稱<sub>ニ</sub>也。郭注云。袴無<sub>レ</sub>袴者。即今褌也。○以赭塗掌塗面。赭は赤土なり。萬葉集に。爾布能麻曾保乃伊呂爾低氏。また赤曾保舟といへり。掌は手之裏なり。またタナコとも云へり。さてかく面に。赭を塗りて。さまをかふるは。賤しきわさの限りなるへし。今俗にも。恥辱見することを。また掌に塗るは。面を塗むとして。自らの掌の塗られたるを云か。また故に掌に泥を塗るなどいふあり。○汚身如此。これにて肌赤になり。赭を塗るは。尋常の辱に非ざる事を知へきなり。